

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年12月24日

【計算期間】 第5期（自 令和2年7月1日 至 令和3年6月30日）

【ファンド名】 オフショア・ストラテジー・ファンド
ー オーストラリア高配当株ファンド
(Offshore Strategy Fund - Australian High Dividend Equity Fund)

【発行者名】 インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド
(International Management Services Ltd.)

【代表者の役職氏名】 ディレクター ギャリー・バトラー
(Gary Butler, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1102、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
私書箱61号
(P0 Box 61, George Town, Grand Cayman, KY1-1102, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 下 瀬 伸 彦

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注1）豪ドルの円換算は、便宜上、2021年10月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝85.59円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

（注2）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は豪ドル建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り豪ドルをもって行う。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもある。）とは7月1日に始まり6月30日に終了する一年を指す。ただし、第1会計年度は、2016年9月28日（ファンドの運用開始日）から2017年6月30日までの期間を指す。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的、信託金の限度額

ファンドの投資目的は、主にオーストラリアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託証券を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の中長期的成長を目指すことである。ファンドは、配当水準を重視し、相対的に高配当の銘柄を選定する。ファンドは、不動産投資信託証券およびその他の上場ビークルを含む、取引所に上場している銘柄に投資する。ファンドは、流動性に配慮し、流動性の高いポートフォリオの構築を図る。

ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

② ファンドの基本的性格

トラストは、G.A.S.（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とインターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で締結された2016年7月29日付基本信託証書および補遺信託証書、および2016年8月23日付補遺信託証書（その後の改正を含み、以下、併せて「信託証書」という。）により設定された、ケイマン諸島で設立されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

トラストは、アンブレラ型ユニット・トラストとして設定された。関連するファンドに帰属すべき資産および負債について、分別されたポートフォリオまたはサブ・ファンドが設定されることができ、各ファンドのみに関連する受益証券が発行される。

基本信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、基本信託証書およびそのいずれかの補遺信託証書の条項に基づく利益を受ける権利を有し、かかる条項によって拘束され、またかかる条項を知らされているとみなされる。

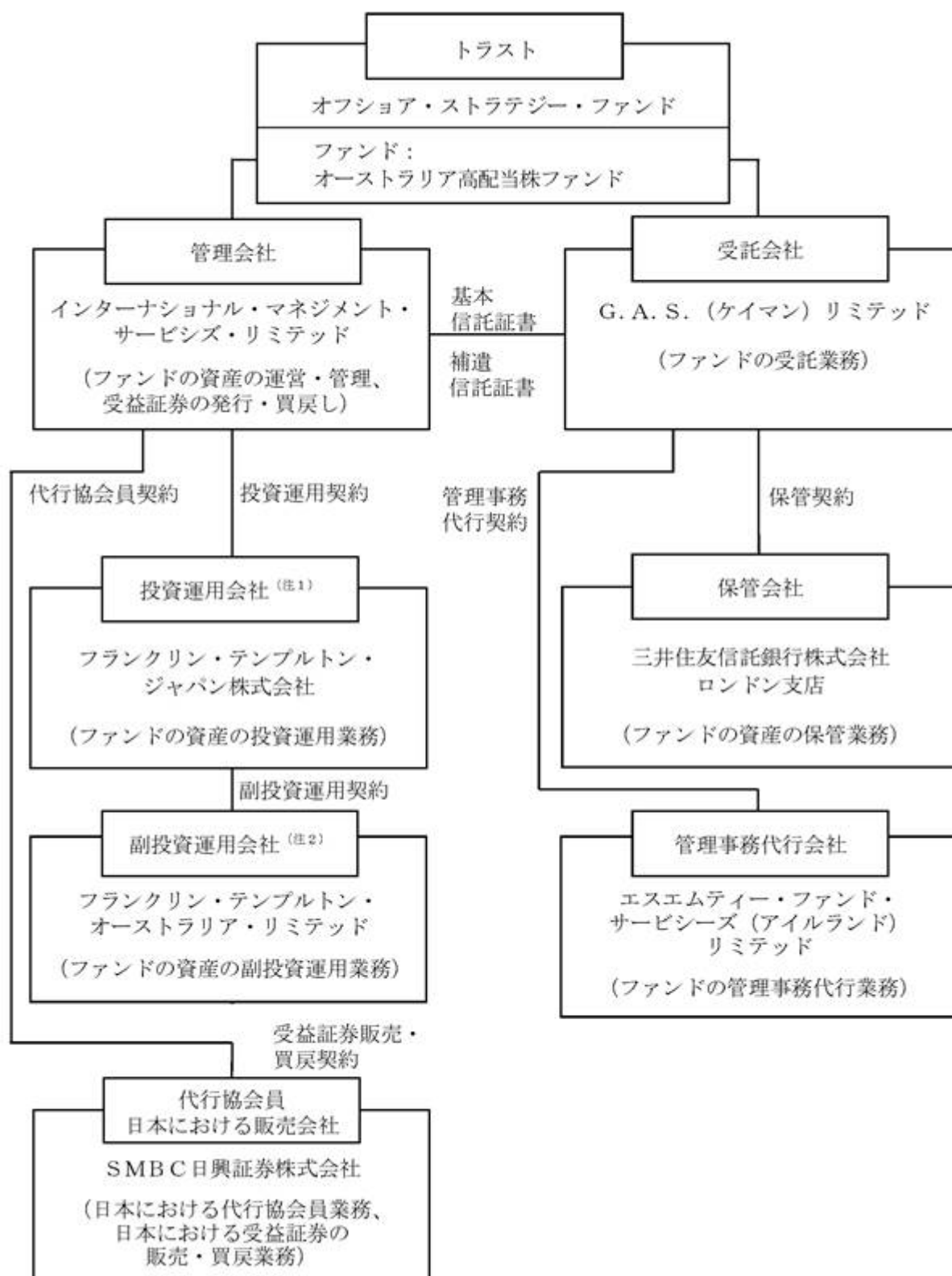
（a）英文目論見書およびファンドに関連する英文目論見書補遺の規定と（b）基本信託証書およびファンドに関連する補遺証書の規定との間に齟齬が生じた場合、後者の文書の規定が優先する。

（2）【ファンドの沿革】

1974年8月30日	管理会社設立
2016年7月29日	基本信託証書締結
2016年7月29日	補遺信託証書締結
2016年8月23日	補遺信託証書締結
2016年9月28日	ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



(注1) 投資運用会社であったレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社は、2021年4月1日付で同社を存続会社とする吸収合併方式で、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併した。当合併に伴い、2021年4月1日をもって、存続会社は「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」に商号変更した。以下同じ。

(注2) 副投資運用会社は、2021年10月1日付で、「レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド」から「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド」に商号変更した。以下同じ。

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名	称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
---	---	-------------	--------

インターナショナル・マネジメント・サービスズ・リミテッド (International Management Services Ltd.)	管理会社	受託会社との間で信託証書を締結。管理会社は、ファンドの資産の運営・管理業務および受益証券の発行・買戻しを行う。
G.A.S. (ケイマン) リミテッド (G.A.S. (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で信託証書を締結。受託会社は、ファンドの受託業務を行う。
三井住友信託銀行株式会社 ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited, London Branch)	保管会社	2016年8月24日付で受託会社との間で保管契約（2020年3月2日付で変更済）（注1）を締結。保管会社は、ファンドの資産の保管業務を行う。
エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	2016年8月29日付で受託会社との間で管理事務代行契約（注2）を締結。管理事務代行会社は、ファンドの管理事務代行業務を行う。
フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社	投資運用会社	2016年9月28日付で管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。投資運用会社は、ファンドの投資運用業務を行う。
フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド (Franklin Templeton Australia Limited)	副投資運用会社	2016年9月28日付で投資運用会社との間で副投資運用契約（注4）を締結。副投資運用会社は、ファンドの副投資運用業務を行う。
SMBC日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2016年8月23日付で管理会社との間で代行協会員契約（注5）を締結。日本における受益証券の募集に関し、代行協会員業務を行う。 2016年8月23日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。日本における受益証券の募集に関し、受益証券の販売・買戻業務を行う。

（注1）保管契約とは、受託会社によって資産の保管者として任命された保管会社が、ファンドの名義による保管勘定の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

（注2）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社がファンドの純資産価格の計算およびファンド証券の発行または買戻しの手配等の業務を提供することを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、管理会社に対し、投資運用業務を提供することを約する契約である。

（注4）副投資運用契約とは、投資運用会社が、投資運用契約に基づく権限の実質上全てを副投資運用会社に委任することを約する契約である。

- （注５）代行協会員契約とは、日本における代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券１口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- （注６）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本における販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

③ 管理会社の概況

（イ）設立準拠法

管理会社は、適式に設立され、有効に存続し、またケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）の規定に基づき信託業務を行う免許を受けた信託会社である。

（ロ）事業の目的

管理会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づくミューチュアル・ファンド管理者としての免許を受けており、またケイマン諸島の証券投資業法（改正済）のセクション５（４）および別紙４に基づく登録者として登録されている。

（ハ）資本金の額

2021年10月末日現在、管理会社の発行済および払込済株式資本の額は、50,000米ドル（約568万円）である。管理会社の発行済株式数は41,667株である。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円換算は、便宜上、2021年10月29日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売相場場の仲値（１米ドル＝113.67円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

（ニ）会社の沿革

1974年８月30日設立。

（ホ）大株主の状況

（2021年10月末日現在）

名 称	住 所	所有株式数	比 率
ザ IMS グループ・リミテッド (The IMS Group Ltd.)	ケイマン諸島、KY1-1102、グラン ド・ケイマン、ジョージ・タウン、 私書箱61	41,667株	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法およびリテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（改正済）（以下「本規則」という。）により規制されている。

② 準拠法の内容

（イ）信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託銀行は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益権者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

信託法において特定の要件がないものの、免除信託においては、信託証書の変更を信託登記官に提出することが受託会社の推奨される慣行である。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ロ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の記載を参照。

（ハ）リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（改正済）

本規則は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

本規則は、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はケイマン規則に従って事業を行わねばならない。

本規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

本規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、保有することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。「同等の法律が存在する法域」とは、犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益法」という。）の第5（2）（a）条に基づき、ケイマン諸島と同等のマネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金提供に係る対策を有するものとして指定された法域

をいう。一般投資家向け投資信託は、保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域もしくはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（５）【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

（イ）CIMAへの開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- （a）弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。
- （b）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （c）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行するか、またはその旨を意図していること。
- （e）ミューチュアル・ファンド法もしくはミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または免許の条件を遵守することなしに事業を遂行するか、またはその旨を意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島である。ファンドの会計書類は、米国の会計基準に基づいて作成される。

ファンドは12月31日までは6月30日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、（a）ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社もしくは管理会社がその設立文書または目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、（i）当該事実を受託会社へ書面で報告し、（ii）当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、ファンドの次回の年次報告書、および次回の半期報告書または定期報告書が次回の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、（a）ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（b）ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- （a）すべての旧名称を含むファンドの名称
- （b）投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- （c）前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- （d）純資産価額
- （e）当該報告期間の新規募集口数および価額
- （f）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- （g）報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、（a）受託会社が知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（b）ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

（ロ）受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から5か月以内および半期終了時から2か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能である。

ファンドの会計年度は、毎年6月30日に終了する。

② 日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（a）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）等においてこれを閲覧することができる。

日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関

東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、受託会社および管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、管理会社はあらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各会計年度終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制される。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、CIMAに対する年次の所定の事項の報告および監査済年次財務書類の提出を規定する。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも、受託会社に対し、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。これらのCIMAの指示を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服することがあり、また、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

ただし、CIMAは一定の状況下においてファンドの活動を調査する権限を有しているものの、ファンドは、その投資活動またはファンドのポートフォリオの組成に関して、CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局による監督に服することはない。CIMAまたはケイマン諸島のその他の政府当局は、英文目論見書の条項または利点についての意見表明または承認をしていない。ケイマン諸島には投資者に利用可能な投資補償スキームは存在しない。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ファンドのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネージャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドの投資目的は、主にオーストラリアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託証券を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の中長期的成長を目指すことである。ファンドは、配当水準を重視し、相対的に高配当の銘柄を選定する。ファンドは、不動産投資信託証券およびその他の上場ビークルを含む、取引所に上場している銘柄に投資する。ファンドは、流動性に配慮し、流動性の高いポートフォリオの構築を図る。

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

① ポートフォリオ構築プロセス

投資運用会社および副投資運用会社は、以下のプロセスを適用することにより、流動性の高いポートフォリオの構築を図る。

投資ユニバース・スクリーニング：

当初の投資ユニバース（投資対象候補銘柄群）となる約400銘柄は、オーストラリア証券取引所に上場している時価総額上位500銘柄の中から定量的に決定される。バリュー、配当、クオリティおよび流動性等の観点で定量的にランク付けすることにより約150から200銘柄が抽出され、さらにリサーチが行われる。

リサーチ：

アナリストは、約150から200銘柄について綿密なファンダメンタル・リサーチを実施し、企業の収益力、主な事業推進力およびバランス・シート構成を評価する。また、事業リスクおよびコーポレート・ガバナンスも評価の対象となる。各銘柄にクオリティ・レーティングを付与する。

クオリティ・スクリーニング：

上記の「ユニバース・スクリーニング」で特定された投資対象候補銘柄群は、配当、流動性の適正性や負債水準の適切性などの要素を評価して、優良な高配当銘柄がスクリーニングされ、約90から100銘柄が抽出される。

ポートフォリオ構築：

ポートフォリオは、流動性やリスクを考慮した上で、高い配当利回りの実現をめざして構築される。銘柄の目標組入比率および投資判断は、配当利回り、クオリティおよびバリュー等の要素の評価に基づき決定される。

投資運用会社および／または副投資運用会社は、（i）自らの単独の判断により、受益証券の申込申請もしくは買戻請求が大量に行われた場合、（ii）自らの単独の裁量により、ファンドの投資先である市場もしくは投資対象について急激もしくは重大な変化の発生が予想されるか、投資運用会社および／もしくは副投資運用会社の合理的な支配の及ばないその他の事象が生じた場合、および／または（iii）自らの単独の裁量において、（a）ファンドの償還に備える目的もしくは（b）ファンドの資産規模により、合理的に必要な場合には、上記の投資目的、投資方針および投資ガイドラインを一時的に逸脱することがある。投資運用会社および／または副投資運用会社は、受益者の利益を考慮した上で、合理的に可能な限り速やかにかかる逸脱の是正を目指す。

管理会社は、受託会社および投資運用会社と協議の上、受益者の同意を得ることなく、英文目論見書付属書類1に記載されるファンドの投資目的、投資方針、投資ガイドラインおよび投資制限を修正し、または（場合に応じて）削除することができる。ただし、かかる修正または削除について、21日前までに受益者に通知が行われることを条件とする。

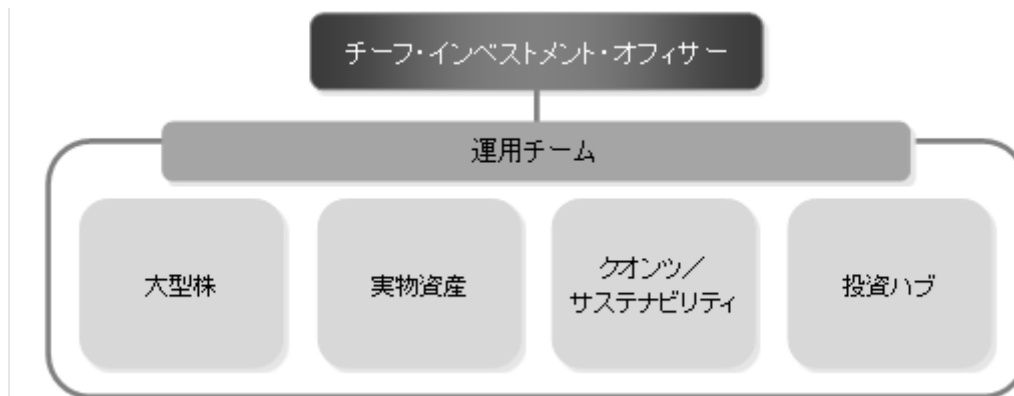
ファンドの投資目的が達成されるとの保証はなく、損失が回避されるとの保証もない。

② 投資運用会社の運用体制

投資運用会社では、運用に関する社内委員会として、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内会議が開催される。当該会議では、各ファンドの運用状況の確認のほか、その他運用に関する事項について審議する。

③ 副投資運用会社の運用体制

ファンドの実質的な運用は、副投資運用会社である「フランクリン・テンプレート・オーストラリア・リミテッド」が行う。副投資運用会社では、ファンドの英文目論見書、副投資運用契約書および運用ガイドラインを遵守して運用を行う。



（注1）フランクリン・テンプレート・オーストラリア・リミテッドの株式運用部門は、マーティン・カリー・オーストラリアのブランド名で事業活動を行っている。

（注2）運用体制は、2021年10月末日現在の記載であり、変更となる場合がある。

（4）【分配方針】

管理会社は、各クラスの受益証券に関して、管理会社が投資運用会社と協議の上で決定し、かつ、受託会社が承認する金額の分配（もしあれば）を宣言し、その支払いを手配することができる。かかる分配は、当該クラスに帰属する配当収入および資本から支払うことができる。

分配金の支払いは、すべて現金で行われる。投資運用会社は、分配基準日より前に、管理会社および受託会社に対し、分配に利用可能なファンドの資産額について通知するものとする。

分配が宣言された場合、分配は、適用ある分配基準日または管理会社が随時定めるその他の日の時点のファンドの受益者の名簿に自らの名義で関連するクラスの受益証券が登録されている者（または関連する受益証券が複数の保有者の名義で登録されている場合は、受益者の名簿に最初に氏名が記入されている保有者）に対して行われる。

分配落ち日は、分配基準日の翌営業日とする。分配支払日は、分配基準日の後4営業日目の日となる予定である。日本における分配金の支払いは、原則として、「分配支払日」の後、日本における2営業日後となる。

受益証券クラスに関する分配金はすべて、当該クラスの表示通貨の最小通貨単位未満が四捨五入され、または受託会社が随時定めるその他の方法で端数処理される。

ただし、かかる分配金が支払われるとの保証はなく、かかる分配金が支払われた場合であっても、将来も分配金が支払われる保証はなく、また、将来分配金が支払われる場合においても、当初の分配金と同額が支払われる保証はない。

（5）【投資制限】

ファンドの総資産の50%超は、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」（金融商品取引法第2条第2項各号に規定される有価証券とみなされる権利を除く。）に投資される。

また、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社は、ファンドのために以下の投資制限に従う。

- ① 管理会社、投資運用会社または副投資運用会社もしくはそれらの取締役を相手方として取引することができない。
- ② 管理会社、投資運用会社、副投資運用会社またはファンド以外のいずれかの者に利益をもたらすことを意図された取引を行わない。
- ③ 投資会社でない単一の会社につき、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドによって保有される、議決権が付与されている当該会社の株式の総数が、当該会社の株式を取得することにより、議決権が付与されている当該会社のすべての発行済み株式の総数の50%を超える場合、当該会社の株式を取得することができない。
- ④ 私募株式、非上場株式または不動産（ただし、疑義を避けるために付言すると、本「投資制限」において「不動産」とは不動産投資信託証券を含まないものとする。）その他の非上場であるか、または、即時に換金できない投資対象について、ファンドの保有するこれらの投資対象の総評価額がその取得直後において直近の入手可能な純資産価額の15%を超える場合、ファンドはかかる投資対象を取得することができない。ただし、当該投資対象の評価方法が本書で明示的に開示されている場合、かかる制限は、投資対象の取得を妨げないものとする。
- ⑤ 受益者の利益を害するか、または、ファンドの資産の適切な運用に反する取引（管理会社、投資運用会社、副投資運用会社または受益者以外の第三者の利益を図る取引を含むが、これに限定されない。）を行わない。
- ⑥ 有価証券を空売りすることができない。
- ⑦ 下記の「借入れ」の項に記載される借入方針に従って行われる借入れ以外の借入れを行うことはできない。
- ⑧ 単一の発行体の株式または投資信託受益証券の価額（以下「株式等エクスポージャー」という。）が、ファンドの純資産価額の10%を超える場合、当該株式または当該受益証券を保有することはできない。
- ⑨ デリバティブのポジションからある単一のカウンターパーティーに対して生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」という。）が、ファンドの純資産価額の10%を超える場合、当該単一のカウンターパーティーに対してデリバティブのポジションを保有することはできない。
- ⑩ 単一の法主体によって発行され、組成され、または、負担される（i）有価証券（上記⑧に記載される株式または受益証券を除く。）（ii）金銭債権（上記⑨に記載されるデリバティブを除く。）および（iii）匿名組合出資持分（以下これらを「債券等エクスポージャー」という。）の価額がファンドの純資産価額の10%を超える場合、それらの有価証券、金銭債権および匿名組合出資持分を保有することはできない。（注：担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができる。）
- ⑪ 単一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーが合計でファンドの純資産価額の20%を超える場合、当該単一の発行体もしくはカウンターパーティーにおいて、または、当該単一の発行体もしくはカウンターパーティーに対してポジションを保有することはできない。
- ⑫ デリバティブ取引を行わない。

上記⑧から⑫の投資制限に関して、投資運用会社および／または副投資運用会社は適宜、投資対象の価額の変動、再編もしくは合併、ファンドの信託財産からの支払い、または受益証券の買戻しの結果、ファンドに適用される制限を逸脱してしまった場合でも直ちに投資対象を売却する必要はない。ただし、投資運用会社および／または副投資運用会社は適宜、ファンドの受益者の利益を考慮し、違反を認識した後、合理的な期間内に上記の投資制限を遵守するために合理的に実現可能な措置をとるものとする。

投資運用会社および／または副投資運用会社は、（i）自らの単独の判断によれば、受益証券の申込申請もしくは買戻請求が大量に行われた場合、（ii）自らの単独の裁量により、ファンドの投資先である市場もしくは投資対象について急激もしくは重大な変化の発生が予想されるか、管理会社、投資運用会社もしくは副投資運用会社の合理的な支配の及ばないその他の事象が生じた場合、および／または（iii）自らの単独の裁量において、（a）ファンドの償還に備える目的もしくは（b）ファンドの資産規模により、合理的に必要な場合には、上記⑧～⑫の投資制限および投資ガイドラインを一時的に逸脱することができる。投資運用会社および／または副投資運用会社は、受益者の利益を考慮した上で、合理的に可能な限り速やかにかかる逸脱の是正を目指す。

管理会社は、上記の投資制限に関する適用ある法令もしくは規則が修正されるか、または廃止され、かつ管理会社の意見により、投資制限が、適用ある法律および規則に違反することなく修正可能である場合、受益者の合意を得ることなく（ただし、当該変更または削除の21日前までに受益者に通知することを条件とする。）上記の投資制限のいずれかを修正、追加または削除する権限を有するものとする。

借入れ

管理会社、投資運用会社および／または副投資運用会社は、借入総額がファンドの純資産価額の10%を超えることにならないことを条件として、ファンドの計算において金銭の借入れを行うことができる。ただし、ファンドが他の集合投資スキームとの合併を行う等の特別な緊急事態の場合は、かかる10%の制限を一時的に、いかなる場合も12か月を超えない範囲で、逸脱することができる。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

投資者は、受益証券の価格が上下する可能性のあることを認識しておく必要がある。ファンドへの投資には重大なリスクが伴う。受益証券の流通市場が存在する可能性が低く、そのため受益者は保有する受益証券を買戻しの方法によってのみ処分することができる。投資者は投資資金の一部または全部を失う可能性がある。したがって、各投資者は、ファンドへの投資に伴うリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要がある。以下のリスク要因に関する記載は、ファンドへの投資に伴うリスクについて完全に説明したものではない。

ファンドへ投資するリスクは以下を含む。

投資目的および取引リスク

ファンドへの投資には重大なリスクが伴う。いずれの期間においても（特に短期的には）、ファンドの投資目的が成功するという保証はできない。特に、ファンドへの投資は投資リスクを伴い、これには投資者の投資元本の全損の可能性も含まれる。投資者は、受益証券の価値が上昇する可能性と同様に下落する可能性もあることを認識しなければならない。ファンドの投資目的が成功する保証または表明は存在しない。

投資運用会社への依存

受託会社および管理会社は、ファンドの受託者の職務および管理上の事項に関して最終的な権限および責任を有するが、ファンドの資産の投資に関するすべての決定は、投資運用会社（以下、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク（１）リスク要因」において副投資運用会社を含むことがある。）に委任されており、投資運用会社によって行われるため、投資運用会社は、ファンドの資産に対して完全な取引権限を有する。したがって、ファンドの資産の投資に関する専門知識は、投資運用契約の継続ならびに投資運用会社の役員および従業員の業務および技能に大きく依存する。投資運用会社および／またはその主要人物のいずれかから業務の提供を受けられなくなる場合、ファンドは、投資運用会社により開発された独自の投資手法を利用できなくなる可能性があり、その結果、ファンドの資産価値に重大な悪影響が生じる可能性がある。受益者は、ファンドの運用に参加する権利または権限を有しない。

過去の実績

投資運用会社、ならびに投資運用会社およびその関連会社が運用、助言またはスポンサーを行う法主体、ファンド、口座またはクライアントの運用成績は、ファンドの将来の運用成績の指標とみなすべきではない。

ポートフォリオ選択リスク

一般的に特定のセクター、地域、市場セグメント、有価証券または金利に影響を及ぼす品質、相対利回り、相対価値または市場動向に関する投資運用会社の判断が誤りであると判明する場合がある。

流動性リスク

流動性は、投資運用会社がファンドの勘定で適時に投資対象を売却することができるか否かに関係する。投資運用会社がファンドの勘定で投資することができる有価証券は、流動性が低い可能性がある。比較的流動性の低い投資対象の市場は、より流動性の高い有価証券の市場よりも変動が大きい傾向がある。ファンドが比較的流動性の低い有価証券に投資する場合、投資運用会社が希望する価格とタイミングで投

資対象を処分する機会は制限される可能性がある。有価証券の転売は、時には契約条項によって制限されることがあり、それ自体が有価証券の価値に影響を与える可能性がある。

決済に関するリスク

ファンドは、投資運用会社がファンドの勘定で取引する取引相手方の信用リスクにさらされ、また、決済不履行のリスクを負う。

担保に関する取り決め

ファンドは、ファンドまたはファンドの取引相手方に適用される法令および規制に基づく場合を含め、担保に関する取り決めの実行を要求されることがある。

取引相手方がファンドの勘定に現金担保を提供した場合、当該現金担保は、保管会社における分別された担保勘定または当該担保に関する取り決めの当事者の間で合意されるその他の銀行勘定（以下「ファンド担保勘定」という。）に預託され、再投資目的では利用されない。ファンド担保勘定の受取利息（もしあれば）は、クレジット・サポート・アネックスに従い取引相手方から要求される利息の支払いに不足する可能性がある。金利差は、純資産価額に影響を及ぼす。現金以外の受取担保は、売却、再投資または質権設定されない。

また、ファンドは、取引相手方の利益のために担保提供を要求される場合もある。かかる場合、ファンドの投資目的のために利用可能なファンドのポートフォリオが本来よりも少なくなる。その結果、ファンドの全収益は、担保に関する取り決めにより減少する可能性がある。

担保の管理を支援する担保管理代理人が任命される可能性があり、その場合、当該代理人の報酬は、ファンドの資産から支払われるか、または別途合意されるところに従って支払われる。

担保リスク

取引相手方からの担保の受け入れおよび実施されている担保管理システムは、取引相手方の債務不履行または支払不能に対するファンドの潜在的なエクスポージャーの軽減を意図しているが、かかるリスクを完全に取り除くことはできない。提供される担保は、多くの理由により、当該取引相手方の債務の返済に不足する可能性がある。また、取引相手方により提供される担保は独立して日次で評価されるが、担保として提供される一部の確定利付証券および／または持分証券が常に有効な相場価格を有するとは限らない。

担保が正確かつ的確に評価される保証はない。担保が正確に評価されない場合、ファンドはその範囲で損失を被る可能性がある。担保が正確に評価されたとしても、取引相手方の債務不履行または支払不能の時点と当該担保が換金される時点の間に担保の価値が減少することがある。非流動資産の場合、換金に時間を要することから担保の価値の減少のリスクがより大きくなる可能性があるが、提供される担保の全部または大部分がかかる資産で構成されることがある。

担保のオペレーショナル・リスク

取引相手方の支払債務および取引相手方により提供される担保は、各営業日に独立して評価され、担保の金額および構成は、担保要件を満たすために調整される。担保に関する方針は投資運用会社により監視されるが、当該方針が正しく遵守および実施されない場合、ファンドはその範囲で、取引相手方の債務不履行または支払不能により損失を被ることがある。

キャッシュ・スウィープ・リスク

保管会社によって保有されるオーバーナイト現金残高は、キャッシュ・スウィープ・プログラム（以下「キャッシュ・スウィープ・プログラム」という。）の対象となる可能性がある。キャッシュ・スウィープ・プログラムには、金銭を第三者たるカウンターパーティー（以下「キャッシュ・スウィープ・カウ

ターパーティー」という。)における単一または複数の顧客共同口座に預託することが含まれる。投資者は、キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果として、ファンドがキャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきである。カウンターパーティー・リスクの説明は、下記「カウンターパーティー・リスク」を参照されたい。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、契約条件に関する紛争（正当な根拠に基づくものであるか否かにかかわらず。）または信用もしくは流動性の問題を理由にカウンターパーティーが取引をその条件に従って決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合がある。満期までの期間が長く、何らかの出来事が決済を妨げる可能性がある契約の場合、または単独もしくは少数のカウンターパーティーとの間で取引が行われた場合には、このような「カウンターパーティー・リスク」が大きくなる。

受託会社、管理会社および投資運用会社は、取引を特定のカウンターパーティーとの間に限定することもしくは、すべてまたはいずれかの取引を同一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていない。受託会社および投資運用会社がいかなるカウンターパーティーとも取引可能であること、およびかかるカウンターパーティーの財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、ファンドが損失を被る可能性が高まる場合がある。

また、ファンドは、非上場デリバティブ商品に関して、取引所決済機関の履行保証など組織化された取引所におけるかかる商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護を受けることができないことにより、ファンドの受託会社、管理会社または投資運用会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされる場合がある。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社または投資運用会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーの支払不能、破産または債務不履行の場合には、ファンドに多額の損失が生じる可能性がある。受託会社、管理会社または投資運用会社は、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく債務不履行時には契約上の救済が得られることがある。しかし、引き当てとなる担保またはその他の資産が不足する場合には、かかる救済では十分ではない可能性がある。

投資者は、集金キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連する集金キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーのカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性がある。またファンドは、キャッシュ・スウィープ・プログラムに関連するキャッシュ・スウィープ提供者のカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性がある。

世界的な金融危機の間、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびディーラー間取引のカウンターパーティーを含む。）が、支払期限の到来した契約上の債務を履行することができず、または不履行に近い状態に陥り、金融市場において不確実性の認識が高まるとともに、先例のない政府の介入、信用および流動性の縮小、取引および金融取り決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行がもたらされた。受託会社、ファンドに関する受託会社の代理人、管理会社または投資運用会社がファンドに関して取引を行うカウンターパーティーが債務不履行に陥らない、また、ファンドが結果として取引による損失を被らないという保証はない。

評価リスク

ファンドに帰属する資産の価値を計算するにあたり、その評価は、受託会社、管理会社およびファンドの投資運用会社が随時承認する評価方針および手続に従って行われるものとする。受託会社、管理会社および／または投資運用会社は、評価方針に基づき、裁量権を行使し、また判断を行うことができる。受託会社、管理会社および／または投資運用会社は、資産および負債の価値を決定するにあたり、かかるファンド全体の利益のために誠実に行動することを条件として、合理的な判断を下す権利を有する。かかる評価について、現在または過去の投資者が異議を申し立てることはできない。

投資対象の評価

管理事務代行会社が、ファンドが取引を行うかまたは現金を保有する取引相手方から、ファンドの勘定において締結された取引と保有される現金または投資対象を照合するのに十分なタイミングで、取引明細書またはその他の必要な情報を受領しない場合がある。これは、不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づいて純資産価額が計算されることを意味し、不完全な照合につながる場合がある。受託会社、管理事務代行会社および投資運用会社のいずれも、その結果発生した損失について責任を負わない。

プライシング情報源の限定

ファンドの受託会社、管理会社、それらの委託先としての管理事務代行会社および／または投資運用会社は、純資産価額の計算に関連するものを含め、投資対象の価格決定に関して単一または限られた数の情報源に依拠する場合がある。

先行投資

受益者は、受益証券の取得申込みが受領された旨の通知を受けた投資運用会社が、申込金が受領される前に当該申込金が決済されることを見越して、ファンドの勘定において投資を行う場合があること（以下「先行投資」という。）に留意すべきである。かかる先行投資は、ファンドの利益のために行うことが意図されているが、申込金の決済が行われなかった場合、ファンドは損失にさらされることがある。かかる損失には、取引の手仕舞い費用（その時までには相場に不利な変動が生じている可能性がある。）および先行投資の資金を調達したファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約が借り越しとなった場合の遅延利息の支払いが含まれるが、これらに限られない。その結果、先行投資により生じるファンドの損失は、受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。受託会社、管理会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失について責任を負わない。

仲介その他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するためにブローカーまたはディーラーを選定するにあたり、投資運用会社は競争入札を実施する必要はなく、利用可能な最低手数料を採求する義務を負わない。投資運用会社は、同一の取引を行う他のブローカーもしくはディーラーよりも高い価格でリサーチもしくはサービスの提供もしくはそれらに対する支払いを行うブローカーもしくはディーラー、または投資運用会社の関連会社であるブローカーもしくはディーラーに対して手数料を支払う可能性がある。

決済ブローカーの支払不能リスク

投資運用会社は、ファンドに関して、証券取引を精算し決済するために、複数のブローカーのサービスを利用することができる。ファンドのいずれか1社のブローカーが支払不能に陥った場合、適用される規則および規制により顧客資産に保護が与えられる場合があるが、当該ブローカーの下で保管されているファンドの資産がリスクにさらされることがある。

流通市場の欠如

受益証券の流通市場は形成されないものと予想される。したがって、受益者は、本書に記載される買戻しの方法によってのみ保有する受益証券を処分することができる。受益証券の買戻しを請求している受益者が保有する受益証券に帰属する純資産価額が、関連する買戻通知の日から関連する買戻日までの間に下落するリスクは、買戻しを請求した受益者が負担する。

買戻しおよび買付けの潜在的な影響

投資運用会社が、ある申込日に関する買付けの申込みを受付けた旨の通知を受けた後、当該申込日におけるファンドの受益証券が発行される前に、ファンドの勘定で投資を行った場合、かかる投資による利益（または損失）は、既存の受益者が保有するファンドの受益証券に割り当てられ、かかる割当てが、当該申込日におけるそのファンドの1口当たり純資産価格を増減させる可能性がある。

同様に、投資運用会社がある買戻日における買戻しに関してファンドの投資対象を処分したが、その決済が当該買戻日の後に行われる場合、当該処分による利益（または損失）は、残存する受益者が保有するファンドの受益証券に割り当てられる。

さらに、受益者の請求により受益証券の大量買戻しが行われる場合、投資運用会社は、かかる買戻しの代金を賄うために必要な現金を調達する目的で、本来望ましい時期よりも早急に、また、本来得ることのできる価格よりも不利な価格でファンドの投資対象を換金する必要が生じる可能性がある。

例外的な場合、例えば、ファンドの多数の投資者が受益証券の買戻しを単一の日に要求した場合、そのファンドのすべての受益者に対する支払いが、想定された買戻しスケジュールより遅延する可能性がある。

保管リスク

保管会社またはブローカーとの取引にはリスクを伴う。保管会社またはブローカーに証拠金として預託されたすべての有価証券およびその他の資産は、ファンドの資産として明確に特定され、したがって、ファンドはかかる当事者に関する信用リスクにさらされないことが期待される。しかしながら、かかる当事者が支払不能となった場合には、かかる分別管理が達成されとは限らず、また、証拠金として保有されている資産に対するファンドの権利を強制することに関連して、実務上または時間的な困難が生じる可能性がある。

ファンドの資産が、支払不能となった保管会社およびブローカーにより保有される可能性もある。資産が分別管理されていない場合、ファンドは無担保債権者として順位付けられ、その資産を完全には回収できない可能性がある。

市場に関するリスク

ファンドの勘定で保有する投資対象の価値は、経済的、政治的、もしくは規制上の状況、インフレ、金利もしくは為替レートの変動、または投資者心理の悪化といった一般的な市場状況によって下落する可能性がある。不利な市況が長引く可能性があり、有価証券の種類によって受ける影響が異なる場合もある。有価証券の価値は、特定の発行者、業種、あるいは証券市場全体に影響を与える要因によって下落することがある。最近の世界的な金融危機により、ファンドの勘定で保有する投資対象を含む多くの有価証券の価値と流動性が大きく低下した。この危機に対応して、米国政府と連邦準備制度理事会は、金融市場を支援するための措置を講じてきた。このような支援の取りやめにより、一定の有価証券の価値や流動性に悪影響が生じる可能性がある。さらに、最近米国で制定された法律により、金融規制の多くの側面に変化が求められている。この法律が市場に与える影響や、市場参加者への実務的な影響は、当面の間、明らかにならない可能性がある。ファンドは、個別の投資対象について、重大または完全な損失を被る可能性がある。

源泉徴収税リスク

投資者は、一部の市場におけるファンドの投資対象の売却、またはかかる投資対象に関する配当、分配金もしくはその他の支払金の受取による手取金が、当該市場の当局により賦課される税金、課徴金、関税またはその他の費用もしくは手数料（源泉徴収税を含む。）の対象である、または対象となる可能性があることに留意すべきである。

FATCAは、原則として、一定の米国源泉その他の支払いに対し30%の源泉徴収を課す。

ファンドがFATCA関連の該当する要件または義務を遵守しなかった場合、ファンドは、ファンドが受領した支払いについて源泉徴収税の対象となる可能性があり、その場合は純資産価額が減少し、受益証券の価格に悪影響を及ぼすこととなる。ファンドは、FATCAによる源泉徴収税の課税を回避するために、ファンドに課される義務を履行するよう図るものの、ファンドがこれらの義務を履行できるとの保証はない。ファンドは、関連する源泉徴収税の課税の原因または一因となった投資者に当該源泉徴収税を割り当てることのできない場合がある。また、FATCAの遵守に起因する管理上の費用は、ファンドの運営費の増加を招くこともある。

取得時点で源泉徴収税の対象とならない有価証券に投資運用会社が投資する場合、適用される法律、条約、規則もしくは規制、またはそれらの解釈の何らかの変更の結果として、将来的に税金が源泉徴収されない保証はない。投資運用会社はかかる源泉徴収された税金を回収することができず、よってかかる変更は、ファンドが投資している投資対象の純資産価額に悪影響を及ぼす可能性がある。売却時点で源泉徴収税の対象となる有価証券を投資運用会社が空売りする場合、取得価格には購入者の源泉徴収税に関する債務が反映される。将来的にかかる有価証券が源泉徴収税の対象でなくなった場合、その利益は投資運用会社ではなく購入者に帰属する。

OECD共通報告基準

FATCAを実施するための政府間アプローチを広範囲に推進するために、OECDは、世界的なオフショア脱税の問題に対処する目的でCRS（共通報告基準）を策定した。金融機関の効率性を最大化し、そのコストを削減することを目的として、CRSは、金融口座情報のデューディリジェンス、報告および交換に関する共通基準について定めている。CRSに基づき、参加する法域は、共通のデューディリジェンスおよび報告手続きに基づいて金融機関が特定したすべての報告対象口座に関する金融情報を、報告を行う金融機関から取得し、これを交換パートナーとの間で年に一度自動的に交換する。ケイマン諸島は、CRSの実施に同意している。その結果、ファンドは、ケイマン諸島が採用するところに従い、CRSのデューディリジェンスおよび報告要件を遵守する必要がある。投資者は、ファンドによるCRS上の義務の履行を可能にするために、管理事務代行会社から追加の情報提供を求められることがある。求められた情報を提供しない場合、投資者は、

これにより生じる罰金もしくはその他の課徴金を課され、ファンドの受益証券の強制的買戻しの対象となり、および／または、投資者がFATCAに関連して請求された情報を提供しない場合と同様のその他の悪影響を受けることがある。投資者は詳細につき、「第一部 ファンド情報 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い ②ケイマン諸島」の項を参照することが推奨される。

サイバー犯罪とセキュリティ侵害

ファンドの業務に関連してインターネットとテクノロジーの使用が増えるにつれて、ファンドはサイバー・セキュリティの侵害により、より大きなオペレーション・リスクおよび情報セキュリティ・リスクにさらされやすくなっている。サイバー・セキュリティ侵害には、資産もしくは機密情報の横領、データの汚染、もしくは業務の中断を目的としたコンピュータウィルスへの感染、または「ハッキング」もしくはその他の手段によるファンドのシステムへの不正アクセスを含むが、これに制限されるものではない。サイバー・セキュリティ侵害はまた、サービス妨害攻撃や、ファンドのシステムに保存された機密情報を、権限を有する個人が意図的または意図せずに公開する場合など、不正なアクセスを要しない方法で発生する可能性がある。サイバー・セキュリティ侵害は、混乱を引き起こし、ファンドの事業運営に影響を与える可能性があり、その結果、財務上の損失、ファンドの純資産価額の算出不能、適用法令違反、規制上の罰金および／または課徴金の負担、法令遵守その他のコストを発生させる場合がある。その結果、ファンドおよびその投資者に悪影響が生じる可能性がある。さらに、ファンドは第三者のサービス提供と緊密に連携しているため、そのような第三者のサービス提供に対する間接的なサイバー・セキュリティ侵害により、ファンドとその投資者が、直接的なサイバー・セキュリティ侵害と同様のリスクにさらされる可能性がある。ファンドは、サイバー・セキュリティ侵害によるリスクを軽減するためにリスク管理体制を構築しているが、そのような措置が成功する保証はない。

将来の規制の変更は予測不可能であること

証券市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用される。さらに、証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有する。有価証券の規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合がある。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能であるが、重大かつ悪影響となる可能性がある。

特に証券市場は、包括的な制定法、規制および証拠金規制の対象となっている。さらに、取引所は、例えば、投機的なポジション制限やより高い証拠金規制の遡及的な適用、値幅制限の設定、取引の停止など、市場の緊急時に例外的な措置を講じることが認められている。世界的な規制環境は急速に変化しており、行政上および司法上の措置によって変更される可能性がある。

訴訟および規制措置

ファンドは、自身の活動および投資運用会社の活動に起因する訴訟または規制措置の対象となる可能性があり、防御のコストが発生したり、結果の不成功のリスクを負ったりする可能性がある。

利益相反

下記「第二部 特別情報 第1 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」のとおり、利益相反が生じる可能性がある。あらゆる利益相反を確実に公正な解決をすることが意図されているが、これは常に可能であるとは限らない。

早期終了リスク

ファンドは、一定の状況において、下記「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（5）その他」の「① ファンドの繰上償還」の項に記載されているように、予定された終了日（信託証書に定義される）以前に終了することがある。

保証の不存在

ファンドへの投資は、いかなる政府、政府機関もしくは政府関係機関、またはいかなる銀行保証基金によっても、付保または保証されていない。ファンドの受益証券は、いかなる銀行の預金または債務でもなく、またいかなる銀行によっても保証または裏書きされておらず、受益証券への投資金額は上昇および／または下落する可能性がある。元本の保全は保証されていない。ファンドへの投資は、元本割れの可能性を含む一定の投資リスクを伴う。

営業日

営業日の定義は、祝日またはその他の理由によるケイマン諸島の休業日を考慮していない。したがって、受託会社または管理会社はすべての営業日に裁量を行使できるとは限らない。

郵便物の取扱い

受託会社および／またはファンドの登記上の事務所において受領された、受託会社および／またはファンド宛の郵便物は、処理のため、受託会社が提供する転送先所在地に未開封のまま転送される。受託会社、その取締役、役員、顧問またはサービス提供者（ケイマン諸島における登記上の事務所サービスを提供する機関を含む。）はいずれも、何らかの経緯で生じた転送先所在地への郵便物の配達遅延に対していかなる責任も負わない。特に受託会社の取締役は、自身個人宛の郵便物（受託会社またはファンド宛の郵便物ではない）のみを、受領、開封または直接処理する。

スタートアップ期間

ファンドは、新規に拠出された資産の初期投資に関する一定のリスクを伴うスタートアップ期間に直面する可能性がある。スタートアップ期間には、全額コミットされたポートフォリオと比べて、ファンドのポートフォリオの分散の水準が低くなる可能性があるという特別なリスクももたらされる。投資運用会社は、全額コミットされたポートフォリオへの移行に関して様々な手続きを用いることがある。これらの手続きは、一部は市場の判断に基づくものであり、成功する保証はない。

追加のクラスの費用

将来において、追加のクラスの受益証券が発行されることがある。かかる追加のクラスの設定に関連する経費および費用の全部または一部が、当該クラスのみによって負担されず、例えばファンド全体によって負担される可能性がある。これは、かかる追加のクラスが設定される前に発行されていたクラスの受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

制裁

受託会社、管理会社およびファンドは、適用される制裁制度の対象となる事業体、個人、組織および／または投資との間における取引を制限する法律の対象となる。

したがって受託会社および管理会社は、投資者が、また投資者の知識または意見の限りにおいて、投資者の実質的所有者、支配者または権限ある者（以下「関連者」という。）（該当する場合）が、（i）米国財務省の外国資産管理室（以下「OFAC」という。）によって維持されるか、またはEUおよび／もしくは英国の規制（後者の規制は行政命令によってケイマン諸島に拡大適用される）に従って、制裁を受ける事業体または個人の何らかのリストに挙げられている、（ii）国際連合、OFAC、EUおよび／または英国によって科される制裁の適用される関連の国または地域に業務上の拠点または本拠を置いている、（iii）そ

の他の面で国際連合、OFAC、EUまたは英国（後者の制裁は行政命令によってケイマン諸島に拡大適用される）によって科される制裁の対象となっていることが（以下集合的に「制裁対象」という。）ないことを、投資者が継続的に表明および保証するよう要求する可能性がある。

投資者または関連者が制裁対象であるか、または制裁対象になった場合、受託会社および管理会社は、当該投資者が制裁対象でなくなるか、または適用法の下で取引を継続するための資格が得られるまで、購入者および／または購入者のファンド証券との間におけるそれ以上のあらゆる取引を停止することを、購入者への通知なしに直ちに要求される可能性がある（以下「被制裁者事象」という。）。受託会社、管理会社およびファンドは、被制裁者事象の結果として投資者において発生したあらゆる負債、コスト、費用、損害および／または損失（あらゆる直接的、間接的または結果的損失、利益の喪失、収益の喪失、評判の失墜、すべての利息、罰則および法務費用、ならびにその他すべての専門家手数料および費用を含むが、これらに限られない。）に対して、いかなる法的責任も負わないものとする。

加えて、ファンドのために行われた何らかの投資がその後に適用される制裁の対象となった場合、受託会社および管理会社は、かかる適用される制裁が解除されるか、または適用法の下で取引を継続するための資格が得られるまで、当該投資との間におけるそれ以上のあらゆる取引を、購入者への通知なしに直ちに停止する可能性がある。

株価変動リスク

一般的に株式市場が下落した場合には、ファンドの投資対象である株式の価格は下落し、結果として、受益証券1口当たり純資産価格が下落し投資元本を割り込むことがある。また、ファンドが投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、受益証券1口当たり純資産価格に大きな影響を及ぼす。

不動産投資信託の価格変動リスク

不動産投資信託の価格は、保有する不動産等の市場価値の低下および賃貸収入等の減少により下落することがある。また、不動産市況、金利環境、関連法制度の変更等の影響を受けることがある。これらの影響により、ファンドが投資している不動産投資信託の価格が下落した場合には、受益証券1口当たり純資産価格が下落し投資元本を割り込むことがある。

為替レート

豪ドルクラス受益証券および受益証券1口当たり純資産価格は、豪ドル建てである。したがって、他の通貨建てで投資が行われる場合、受益証券1口当たり純資産価格は、豪ドルと当該他の通貨の間の外国為替レートの変動による影響を受ける。

市場リスク

ファンドの勘定で保有される証券の価格は、通常の市場変動の影響を受けるとともに、海外の証券市場への投資によるリスクにさらされる。よって、ファンドへの投資の価値が維持されるまたは上昇するとの保証はない。

政治リスクおよび／または規制リスク

ファンドの勘定で保有される資産の価値は、海外の政治情勢、政府方針、税制、外国投資および通貨の本国送金に対する制限の変更、為替変動、通貨介入やその他適用ある法令の動向などの不確実性による影響を受けることがある。

決済リスク

ファンドは、証券の取引の相手方に関する信用リスクにさらされ、かかる取引相手方がファンドの勘定で行われた取引について決済不履行を生じさせた場合には決済不履行リスクを負うこともある。取引相手方による不履行リスクは、長期債、中期債や類似する債券または債務証書などの債務証券の取引に関して特に関係するものであり、これらの債務証券は、投資運用会社および／または副投資運用会社によるファンドの資産の主な投資先である。

金利の変動

固定利付資産の価値は、金利の変動に基づき変動することがある。一般に、金利上昇時には固定利付資産の価値は下落する傾向がある一方で、金利低下時には固定利付資産の価値は上昇する傾向にある。固定利付資産の価値変動の程度は、固定利付資産の残存期間および発行条件を含む多くの要因に依存する。

金利の変動は、投資運用会社および／または副投資運用会社がファンドの勘定で購入する金融派生商品の価値と価格に影響を与えることがある。

信用リスク

ファンドの勘定で保有される資産は、ファンドの投資対象またはその発行体の信用度の変動に起因するリスクにさらされる。一例を挙げると、債券の発行体が元利金の返済義務を履行できないことがあり、または債券投資家全体が発行体に対する評価を下げ、その結果、発行体の債券の価格が下落することがある。また、格付けに関する信用格付機関の見解により、ファンドの勘定で行われる投資の信用スプレッドに影響が及ぶことがある。

クラス間における債務負担

異なるクラスの受益証券が発行される可能性がある。基本信託証書には、ファンドの債務を複数の受益証券クラスに帰属させる方法が定められている（債務は当該債務が発生した特定の受益証券クラスに帰属する。）。しかしながら、ファンドは、単一の信託として設定されており、各クラスの受益証券の保有者は、他の受益証券クラスに帰属する資産が当該他のクラスに関して生じた債務を弁済するのに不足する場合には、自らが保有する受益証券のクラスに対応しない当該債務を負担するよう強いられることがある。したがって、ある受益証券クラスに帰属する債務がかかる特定のクラスに限定されず、一または複数の他のクラスに帰属する資産から弁済する必要が生じるリスクがある。

限定された運用実績

ファンドは、2016年に新規に設定されたものであり、投資者が今後のパフォーマンスを見極める際に基盤とすることのできる運用実績が限定されている。

分配

一つまたは複数のクラスの受益証券について分配がなされない、もしくは一部の受益証券のクラスについて分配がなされる事態が起こり得る。

潜在的な市場ボラティリティ

ファンドの勘定で投資対象への投資が行われる市場は、近年、著しい価格変動に見舞われている。かかる価格変動が将来起こらないとの保証はない。かかる価格変動は、ファンドの純資産価額、ひいては受益証券の買戻価格に悪影響を及ぼすことがある。

決済の不履行

投資者が支払期日に申込金を支払わなかった場合（以下「不履行投資者」という。）、管理会社は、不履行となった決済の対象である受益証券を取り消すことができる。不履行投資者が受益証券の申込みを行った取引日と当該不履行投資者の受益証券が取り消された日の間に受益証券の申込みを行った投資者および既存の受益者は、自身の受益証券に関し、不履行投資者の受益証券の申込みが受理されていなかった場合に支払っていたはずの金額よりも高い受益証券1口当たり申込価格を支払うことになるか、または自身の受益証券に関しより低い受益証券1口当たり申込価格を支払うことにより利益を得ることができる場合もある（かかる場合、同一のクラスの受益証券を保有する既存の受益者は受益証券の価値の希薄化を被ることになる。）。同様に、当該期間中に買戻しのために同一のクラスの受益証券を提出した受益者は、当該決済不履行が発生していなかった場合に比べ、より低い1口当たり買戻価格を受け取るか、またはより高い1口当たり買戻価格を受け取る可能性がある（かかる場合、同一のクラスの受益証券を保有する残りのすべての受益者は、受益証券の価値の希薄化を被ることになる。）。決済の不履行が発生した場合、発行済受益証券もしくは買戻された受益証券の口数、または受益者が支払った受益証券1口当たり申込価格または受益者が受け取った受益証券1口当たり買戻価格に関する調整は一切行われらないものとする。その結果、決済の不履行は、受益者に対し悪影響を及ぼすことがある。

上記に列挙されたリスク要因はファンドへの投資に関するリスクを網羅的に説明することを目的としたものではない。投資予定者はファンドへの投資を決定する前に本書の全体を注意深く読むことが推奨される。

（２）リスクに対する管理体制（注１）

① 投資運用会社のリスク管理体制

運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行う。また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス、運用ガイドライン等の遵守状況、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行う。

② 副投資運用会社のリスク管理体制

運用リスクの管理は、運用部門が行う。ポートフォリオのリスク特性を日々モニターし、ポートフォリオのリスク状況が適切かどうか確認している。また、マーティン・カリー本社（英国）（注２）の投資リスク・チームも独立した立場でファンドの運用状況が運用方針に沿っているかをモニターしている。

運用ガイドライン遵守状況は、運用部門から独立した立場にあるコンプライアンス・リスク管理担当者が日々モニターする。仮にガイドラインを逸脱した運用状況が確認された場合は、速やかに是正措置をとる。

コンプライアンス部長（オーストラリア）は、オーストラリアのポートフォリオのモニタリングを統括し、必要に応じてマーティン・カリー本社（英国）のチーフ・コンプライアンス・オフィサーに報告を行う。

（注１）リスク管理体制は、2021年10月末日現在の記載であり、変更となる場合がある。

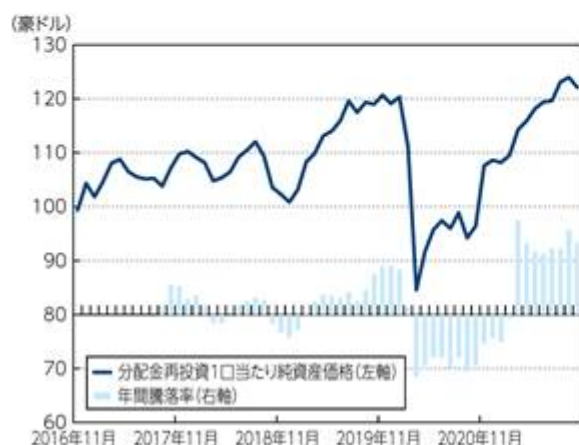
（注２）フランクリン・テンプレトン・オーストラリア・リミテッドの株式運用部門は、マーティン・カリー・オーストラリアのブランド名で事業活動を行っている。

(3) リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2016年11月～2021年10月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです(ただし、ファンドは2016年9月28日に運用を開始したため、年間騰落率は、設定1年後の2017年9月末以降のデータを表示しています。)



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです(ただし、ファンドは2016年9月28日に運用を開始したため、年間騰落率は、設定1年後の2017年9月末以降のデータを表示しています。)。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、2016年9月28日の1口当たり純資産価格を起点として、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドの年間騰落率は、豪ドル建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

代表的な資産クラスを表す指数

日本株……………TOPIX(配当込み)
先進国株……………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
新興国株……………S&P新興国総合指数
日本国債……………ブルームバークE1年超日本国債指数
先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤用から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

投資者は、受益証券の発行価格に対して下記の受益証券口数に対応する料率の申込手数料を（購入する受益証券の申込金額に加えて）支払わなくてはならない。

申 込 口 数	申 込 手 数 料 率
1 万口未満	3.50%
1 万口以上 5 万口未満	2.00%
5 万口以上10万口未満	1.00%
10万口以上	0.75%

申込手数料は販売会社あてまたはその指示により支払われる。

② 日本国内における申込手数料

申込口数に応じ、申込金額に以下に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。

申 込 口 数	申 込 手 数 料 率
1 万口未満	3.85%（税抜3.50%）
1 万口以上 5 万口未満	2.20%（税抜2.00%）
5 万口以上10万口未満	1.10%（税抜1.00%）
10万口以上	0.825%（税抜0.75%）

（注1）管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

申込手数料に関する照会先は、日本における販売会社である。

（注2）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

日本における申込受付時間は、原則として、午後2時（日本時間）までとする。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。詳しくは日本における販売会社へ照会のこと。

支払金額は、申込価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料と当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額である。申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。

（2）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課せられない。

② 日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課せられない。

（３）【管理報酬等】

① 管理報酬

管理会社は、ファンドの信託財産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる純資産価額の年率0.025%に相当する報酬を受領する権利を有する。

また、管理会社のファンドに関する職務遂行に伴い発生したすべての合理的な現金支出費用はファンドの信託財産から支払われる。

ファンドの設定・継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

② 受託報酬

受託会社は、ファンドの信託財産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる純資産価額の年率0.02%に相当する報酬を受領する権利を有する。

また、口座維持費、銀行間振替手数料、副保管会社手数料、電話、書簡、クーリエ、ファクシミリおよび印刷に関する代金および費用を含むがこれらに限られないすべての合理的な現金支出費用はファンドの信託財産から支払われる。

ファンド信託財産の受託業務の対価として支払われる。

③ 投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの信託財産から、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる純資産価額の年率0.73%に相当する報酬を受領する権利を有する。

また、投資運用会社のファンドに関する職務遂行に伴い発生したすべての合理的な現金支出費用はファンドの信託財産から支払われる。

ファンドに対する投資運用業務の対価として支払われる。

④ 副投資運用報酬

投資運用会社は、自らの負担で、副投資運用会社の報酬を支払う。

ただし、副投資運用会社のファンドに関する職務遂行に伴い発生したすべての合理的な現金支出費用はファンドの信託財産から支払われる。

ファンドに対する投資運用業務の対価として支払われる。

⑤ 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、純資産価額の年率0.06%にて各評価日時点で按分される、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いで支払われる管理事務代行報酬を、ファンドの信託財産から受け取る権利を有する。

管理事務代行会社はまた、以下を受け取る権利も有する。

（イ）設立手数料5,000米ドル

（ロ）ファンドの財務書類の作成サポートの提供に関連する年間報酬5,000米ドル

（ハ）ファンドの監査済決算書のケイマン諸島金融当局に対する届出に関連する年間手数料1,000米ドル

（ニ）日本の規制のために必要とされる一定のレポートや報告書等の準備について管理会社またはその受任者を支援することに関連する年間手数料500米ドル

すべての管理事務代行報酬は、付加価値税（もしあれば）の対象となる。

また、受託会社は、ファンドの信託財産から、管理会社の合理的かつ適切に請求される払戻し、経費、手数料（ファンド関連文書の更新／見直しに関する手数料を含む。）および立替費用（法務費用（これに付加価値税を加算したもの）およびファンドに関する管理事務代行業務の提供時において管理事務代行会社またはその受任者に発生するあらゆる経費（管理事務代行業務の提供に関連する当該費用は、管理事務代行会社がかかる支払いの手配を行うに先立ち受託会社により承認される。）を含む。）を支払う。

管理事務代行報酬は、毎年見直される。

ファンドの購入・換金（買戻し）等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

⑥ 販売報酬

販売会社は、豪ドルクラス受益証券に帰属するファンドの信託財産から、各販売会社に帰属すべき豪ドルクラス受益証券に帰属する純資産価額の年率0.70%とする販売報酬を受け取る権利を有する。

販売報酬は、各評価日時点において発生し、計算される。当該販売報酬は、四半期毎に後払いにて豪ドルで支払われる。

受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

⑦ 代行協会報酬

代行協会は、豪ドルクラス受益証券に帰属するファンドの信託財産から、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いにて豪ドルで支払われる、豪ドルクラス受益証券に帰属する純資産価額の年率0.10%とする報酬を受け取る権利を有する。

目論見書、運用報告書等の販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

⑧ 保管報酬

保管会社は、ファンドの信託財産から、保護預かりおよび取引に係る報酬を受け取る権利を有する。保管会社の保護預かりに係る報酬は、各評価日に発生し、純資産価額の年率0.025%とし、毎月計算および適用され、毎月後払いで支払われる。取引報酬は、受託会社および保管会社が合意する実務慣例に則ったレートによる。

また、保管会社は、ファンドの信託財産から、立替費用または付随費用（銀行口座維持費、銀行手数料、実務慣例に則ったエージェント報酬および保険料（該当する場合）、副保管手数料（もしあれば）、保管会社のすべての弁護士報酬（無制限）を含むが、これらに限られない。）のすべてについて払戻しを受ける権利を有する。

現地の保管者またはエージェントに支払われる報酬および関連費用は、ファンドの信託財産から支払われる。

ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

⑨ マネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサーの報酬および報告責任者の報酬

マネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者は、それぞれトラストおよびファンドの信託財産から年間報酬を受領する権利を有する。

（４）【その他の手数料等】

① 運用費用

受託会社および管理事務代行会社は、英文目論見書、英文目論見書別紙１もしくは基本信託証書の修正、ファンドに関するサービス提供者の変更、受託会社もしくは管理事務代行会社の業務インフラへの変更を要する、ファンドに関するサービス提供者が使用する業務インフラの変更、受託会社もしくは管理事務代行会社の文書または運営の変更を要するファンドおよび／またはトラストのストラクチャーの変更、ならびにファンドおよび／もしくはトラストの終了を含むが、これらに限られない状況において自らが遂行する追加的な業務に関し、追加報酬を受ける権利を有する。これらについては運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができない。

受託会社または管理会社は、関連するファンドの信託財産のみから、以下のいずれか（またはすべて）を含むが、これらに限られない、当該ファンドの信託財産の収益または元本に請求される一切の料金、報酬、経費、手数料、費用、利息およびその他の債務（当該ファンドの設立、運営、管理および維持に関連して受託会社、管理会社またはその他の者によって負担されたかを問わない。）を支払い、またはこれらの支払いを確保することができる。

- （イ）当該ファンドおよび／またはトラストの設立、登録または存続に関連して受託会社または管理会社により適切に負担されたあらゆる報酬、経費および費用
- （ロ）あらゆる合理的な弁護士報酬、監査報酬、会計報酬、税務顧問報酬および税務報酬ならびに当該ファンドに対して提供されたサービスに関連するあらゆるその他の専門家報酬その他の報酬
- （ハ）受託会社および／または管理会社ならびに受益者（受益証券の名義書換登録ならびに受益者に対する回覧および通知を含むが、これらに限られない。）および第三者の間の関係から発生するあらゆる経費および費用
- （ニ）当該ファンドに関する計算書およびこれらに添付される一切の報告書または書類ならびに受託会社または管理会社から受益者に対するその他の通信の作成、印刷、郵送その他発送においておよびこれらに付随して適切に生じたあらゆる合理的な費用
- （ホ）投資家および投資予定者に対して当該ファンドの受益証券を募集する、英文目論見書もしくは関係する英文目論見書補遺または投資家および投資予定者に対し当該ファンドに関する情報を提供する説明目論見書等の作成および印刷において発生した経費
- （ヘ）当該ファンドの純資産価額の計算およびその詳細情報の提供に係る費用（発生した価格設定業者に対する報酬を含むが、これに限られない。）
- （ト）当該ファンドの受益者集会の招集および開催において発生したあらゆる費用
- （チ）トラストおよび当該ファンドに関する信託証書補遺、契約書その他の文書の作成において発生したあらゆる費用または投資対象に対する権原についての書類の安全な保管に関連して発生したあらゆる費用
- （リ）当該ファンドにより、もしくは、当該ファンドを代理して行われた預金もしくはローンに関するあらゆる性質の合理的な費用またはかかる預金もしくはローンに付随するあらゆる合理的な費用
- （ヌ）当該ファンドの投資対象の取得または実現に関して支払われるべき印紙税その他の税金、税金、政府課徴金、仲介手数料、名義書換手数料、登録手数料その他の手数料
- （ル）当該ファンドにより、または、当該ファンドを代理して行われるすべての借入れの取り決めに係る、および、かかる借入れから発生する利息ならびに手数料および費用
- （ヲ）当該ファンドから一切の法域における政府その他の当局または政府もしくは当局の一切の機関に対して支払われるべきあらゆる税金および法人手数料
- （ワ）販売促進費用および広告費用（もしあれば）
- （カ）郵送、電話およびファックスに係る経費ならびにあらゆるその他の運営費用

- (ヨ) 当該ファンドの運営、管理または販売促進に関連して選任された一切のサービス提供者（投資運用者、管理事務代行者、保管者または販売者を含むが、これらに限られない。）に対して受託会社または管理会社のいずれかが支払うべきあらゆる報酬、経費または費用
- (タ) 当該ファンドの投資対象の取得、保有および／または処分に関連して発生した債務、経費および費用
- (レ) 当該ファンドの通常の業務および／または運営に関連して発生した債務、経費および費用
- (ソ) 関連する信託財産の清算において、もしくは、これに関連して、または、その他当該ファンドおよび／もしくはトラストの償還もしくは登録抹消において発生した債務、手数料、経費および費用
- (ツ) 基本信託証書に基づくそれぞれの義務に関連して当該ファンドを代理して受託会社または管理会社により適切に負担されたあらゆる支払金または立替費用

② 設立費用

トラストの設立に関する経費および費用（以下「トラスト設立費用」という。）および当初ファンドの設立に関する経費および費用（以下「当初ファンド設立費用」といい、トラスト設立費用と併せて以下「設立費用」という。）は、設定日（2016年9月28日）に開始する5年間の期間中に償却される。設立費用は、後文に従い、その全体を当初ファンドが負担する。ただし、かかる償却期間中に追加ファンドが設定および設立された場合、未償却のトラスト設立費用は、既存のファンドおよび新規ファンド間に、当該追加ファンドの受益証券の当初募集直後におけるそのそれぞれの純資産価額に基づいて割り当てられる。疑義を避けるために付言すると、当初ファンド設立費用は、上記の償却期間中に追加ファンドが設定および設立された場合であっても当初ファンドがその全体を負担する。一切の追加ファンドの設立に関する経費および費用は、当該追加ファンドが負担する。

設立費用は、約26万豪ドル（約2,225万円）であった。

上記手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なるため、表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、売却その他の処分に伴う税金等の取り扱いについて専門家に相談することが推奨される。

① 日本

2021年11月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(ニ) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。）

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ) 国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(ニ) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払いの取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。）

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（ヘ）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

（ト）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

III ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

② ケイマン諸島

以下ケイマン諸島の課税に関する以下の記載は、本書の日付の時点においてケイマン諸島で有効な法律および慣行に関して管理会社が受けた助言に基づくものである。投資者は、課税の水準および基準が変動する場合があります、また税金控除の金額が納税者の個人的な状況に依拠する旨を認識すべきである。

現在の法令に基づき、ケイマン諸島政府は、ファンドまたは受益者に対し、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、不動産税、相続税、贈与税および源泉徴収税を課していない。ケイマン諸島は、ファンドに対しまたはファンドに関して受託会社によりなされる支払いに適用あるいかなる国との二重課税防止条約の当事者でもない。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替に対する規制は行われていない。

ファンドは、ケイマン諸島信託法第81条に従い、ケイマン諸島の総督の証明書の申請を行い、受領している。証明書には、ファンドの設立日から50年間、ケイマン諸島において収益または資本、利益等に課される税金もしくは賦課金または資産税もしくは相続税を賦課する旨規定する今後制定される法律が、資産または収益についてファンド、受託会社または受益者の資産またはそれらに関する収益に適用されない旨規定される。受益証券の譲渡または買戻しについてケイマン諸島において印紙税は課せられない。

ケイマン諸島-金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で1つの政府間協定に調印した（以下、米国との間の協定を「US IGA」という。）。また、ケイマン諸島は、80カ国を超える他の諸国とともに、CRS（以下、CRSとUS IGAをあわせて「AEOI」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行された（以下「AEOI規則」と総称する。）。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デューディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。ただし、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関（関連するAEOI規則に定義される。）」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、登録要件のみがCRSの下で適用される。AEOIの目的のために、ファンドは、トラストの一部となる。トラストは、非報告金融機関の免除に依拠することを提案していないため、AEOI規則のすべての要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、報告金融機関としてのトラストは、特に、（i）（US IGAに該当する場合のみ）グローバル仲介人識別番号を取得するためにIRSに登録すること、（ii）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（iii）CRSに基づく義務の履行方法を定めた書面による方針と手続きを採択し、実施すること、（iv）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデューディリジェンスを実施すること、（v）かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告すること、および（vi）CRSコンプライアンス書面をケイマン諸島税務情報局に提出することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（すなわち、米国報告対象口座の場合はIRS）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島金融機関は、FATCAのデューディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってFATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、また、非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのFATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合がある。FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、ファンドへの支払いに対して課されないが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（US IGAに定義される。）とみなされた場合には、この限りではない。US IGAを実施するAEOI規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、FATCAその他による口座保有者による、または口座保有者への支払いに対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

ファンドに投資および／または当該投資を継続することにより、投資家は、以下を確認するとみなされるものとする。

- （イ）ファンドへの追加情報の提供が必要となる場合があること。AEOI規則の遵守により、投資家情報の開示を要することがあり、かつ、投資家情報が海外の財務当局に交換されることがある。
- （ロ）投資家が必要情報の提供を怠った場合（その帰結にかかわらず。）、受託会社はその処分の際にあらゆる措置を講じ、および／またはすべての救済手段を求める権利を留保する（かかる措置および／または救済手段は、関連する投資家および／または閉鎖した投資家の口座に保有されている受益証券の強制買戻しを含むが、これらに限られない。）。

TIA発行の指針に従って、ファンドは口座開設から90日以内に自己証明書が取得されない場合、投資家の口座を閉鎖する必要がある。

したがって、投資家はそれに応じて自身のアドバイザーから相談を受けることが求められる。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産および地域別の投資状況

（2021年10月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
株式	オーストラリア	83,157,131.15	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		－24,624.99	－0.03
合計（純資産総額）		83,132,506.16 (約7,115百万円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

上位30銘柄（2021年10月末日現在）

<株式>

順位	銘柄名	国・地域 名	業種	株数	取得原価（豪ドル）		時価（豪ドル）		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP AU LINE	オース トラリ ア	銀行	167,570	22.61	3,789,432.08	28.14	4,715,419.80	5.67
2	TELSTRA CORP LTD AUD	オース トラリ ア	通信	1,163,532	3.34	3,880,722.66	3.82	4,444,692.24	5.35
3	NATIONAL AUSTRALIA BANK AU LINE	オース トラリ ア	銀行	134,906	16.57	2,235,684.19	28.71	3,873,151.26	4.66
4	WESTPAC BANKING CORP AUD	オース トラリ ア	銀行	135,756	22.63	3,072,426.54	25.67	3,484,856.52	4.19
5	SCENTRE GROUP LTD AUD	オース トラリ ア	不動産投資信託	1,103,598	2.87	3,163,304.93	3.02	3,332,865.96	4.01
6	MEDIBANK PRIVATE LTD AUD	オース トラリ ア	ヘルスケア サービス	964,433	2.79	2,686,080.29	3.32	3,201,917.56	3.85
7	BHP GROUP LTD AUD	オース トラリ ア	鉱業	86,750	34.14	2,961,378.86	36.58	3,173,315.00	3.82
8	SUNCORP GROUP LTD AUD	オース トラリ ア	保険	257,310	10.26	2,639,811.22	11.72	3,015,673.20	3.63
9	HARVEY NORMAN HLDGS LTD AUD	オース トラリ ア	小売	566,014	3.97	2,245,570.36	4.96	2,807,429.44	3.38
10	AURIZON HLDGS AU LINE	オース トラリ ア	運輸	822,713	4.45	3,660,628.88	3.37	2,772,542.81	3.34
11	AUSNET SERVICES AUD	オース トラリ ア	電気	1,107,989	1.77	1,958,418.49	2.47	2,736,732.83	3.29
12	STOCKLAND NPV STAPLED AUD	オース トラリ ア	不動産投資信託	601,184	3.58	2,154,850.93	4.55	2,735,387.20	3.29

13	VICINITY CENTRES AUD	オース トラリ ア	不動産投資信託	1,520,090	1.92	2,917,680.18	1.73	2,622,155.37	3.15
14	JB HI-FI LTD AU LINE	オース トラリ ア	小売	49,727	35.23	1,751,968.11	50.49	2,510,716.23	3.02
15	NINE ENTERTAINMENT AUD	オース トラリ ア	メディア	807,821	1.55	1,254,386.33	2.76	2,229,585.96	2.68
16	MACQUARIE GROUP LTD AUD	オース トラリ ア	銀行	11,075	110.81	1,227,191.02	197.83	2,190,967.25	2.64
17	COLES GROUP LTD AUD	オース トラリ ア	食品	116,413	16.15	1,879,748.09	17.14	1,995,318.82	2.40
18	IOOF HOLDINGS LTD AUD	オース トラリ ア	各種金融サービ ス	469,355	3.50	1,641,284.47	4.08	1,914,968.40	2.30
19	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA AUD	オース トラリ ア	銀行	17,872	67.63	1,208,706.90	104.68	1,870,840.96	2.25
20	SPARK INFRASTRUCTURE GROUP AUD	オース トラリ ア	電気	629,692	2.06	1,296,511.55	2.81	1,769,434.52	2.13
21	ALUMINA LIMITED AUD	オース トラリ ア	鋳業	864,888	1.79	1,548,051.24	1.99	1,721,127.12	2.07
22	WOODSIDE PETROLEUM LTD AUD	オース トラリ ア	石油・ガス	72,806	25.84	1,881,362.36	23.26	1,693,467.56	2.04
23	GPT AUD STAPLED	オース トラリ ア	不動産投資信託	287,301	5.08	1,459,391.42	5.16	1,482,473.16	1.78
24	WESFARMERS LTD AU LINE	オース トラリ ア	小売	25,394	39.87	1,012,417.70	57.25	1,453,806.50	1.75
25	APA GROUP AUD	オース トラリ ア	パイプライン	175,926	10.59	1,863,830.73	8.20	1,442,593.20	1.74
26	TRANSURBAN GROUP AUD	オース トラリ ア	商業サービス	101,448	13.87	1,406,754.41	13.44	1,363,461.12	1.64
27	WOOLWORTHS GROUP LTD AUD	オース トラリ ア	食品	34,684	31.21	1,082,554.47	38.08	1,320,766.72	1.59
28	STAR ENTERTAINMENT GROUP LTD THE AUD	オース トラリ ア	宿泊施設	350,299	3.66	1,283,411.70	3.66	1,282,094.34	1.54
29	TABCORP HOLDINGS LTD AU LINE	オース トラリ ア	娯楽	257,114	3.10	796,344.19	4.96	1,275,285.44	1.53
30	INSURANCE AUSTRALIA GROUP AUD	オース トラリ ア	保険	252,101	4.92	1,240,469.81	4.80	1,210,084.80	1.46

②【投資不動産物件】

該当事項なし（2021年10月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2021年10月末日現在）。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

下記会計年度末および2021年10月末日までの１年間の各月末の純資産の推移は次のとおりである。

＜豪ドルクラス受益証券＞

	純資産総額		１口当たりの純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
第１会計年度末 (2017年６月末日)	103,601,504.00	8,867,253	105.48	9,028
第２会計年度末 (2018年６月末日)	74,608,653.00	6,385,755	106.36	9,103
第３会計年度末 (2019年６月末日)	76,836,412.00	6,576,429	107.16	9,172
第４会計年度末 (2020年６月末日)	109,523,671.00	9,374,131	85.97	7,358
第５会計年度末 (2021年６月末日)	97,249,378.00	8,323,574	101.61	8,697
2020年11月末日	113,733,871.46	9,734,482	91.58	7,838
12月末日	117,016,620.00	10,015,453	92.42	7,910
2021年１月末日	111,495,189.96	9,542,873	92.06	7,879
２月末日	109,704,379.95	9,389,598	93.22	7,979
３月末日	110,414,122.43	9,450,345	97.25	8,324
４月末日	103,243,451.53	8,836,607	98.61	8,440
５月末日	101,728,783.21	8,706,967	100.56	8,607
６月末日	97,249,378.00	8,323,574	101.61	8,697
７月末日	92,025,044.39	7,876,424	97.22	8,321
８月末日	92,825,575.47	7,944,941	100.07	8,565
９月末日	91,198,720.76	7,805,699	100.76	8,624
10月末日	83,132,506.16	7,115,311	99.26	8,496

②【分配の推移】

<豪ドルクラス受益証券>

(税引前)

	1口当たり分配金額		分配基準日	分配落ち日	海外における 分配支払日
	豪ドル	円			
第1会計年度 (2016年9月28日－ 2017年6月末日)	2.70	231	2017年6月30日	2017年7月3日	2017年7月6日
第2会計年度 (2017年7月1日－ 2018年6月末日)	5.39	461	2018年6月29日	2018年7月2日	2018年7月5日
第3会計年度 (2018年7月1日－ 2019年6月末日)	4.93	422	2019年6月28日	2019年7月1日	2019年7月4日
第4会計年度 (2019年7月1日－ 2020年6月末日)	3.07	263	2020年6月30日	2020年7月1日	2020年7月6日
第5会計年度 (2020年7月1日－ 2021年6月末日)	4.54	389	2021年6月30日	2021年7月1日	2021年7月6日

(注1) 1口当たり分配金は0.01豪ドル未満を四捨五入して表示している。

(注2) 上記の分配金は、各会計年度の最終営業日に宣言された金額である。

③【収益率の推移】

<豪ドルクラス受益証券>

会計年度	収益率 (注)
第1会計年度	5.48%
第2会計年度	3.39%
第3会計年度	5.82%
第4会計年度	－15.17%
第5会計年度	21.76%

(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度に支払われた分配金を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

（ただし、第1会計年度の場合は当初発行価格（100.00豪ドル））

(注2) 分配落ち日は翌会計年度中となるため、当会計年度の収益率の計算に上記②の当該会計年度の分配金額は考慮されず、前会計年度の分配金額が考慮される。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下期会計年度中の販売及び買戻しの実績ならびに下期会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりである。

＜豪ドルクラス受益証券＞

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	1,215,026 (1,215,026)	232,814 (232,814)	982,212 (982,212)
第２会計年度	142,056 (142,056)	422,813 (422,813)	701,455 (701,455)
第３会計年度	280,185 (280,185)	264,595 (264,595)	717,045 (717,045)
第４会計年度	771,918 (771,918)	215,001 (215,001)	1,273,962 (1,273,962)
第５会計年度	340,173 (340,173)	657,021 (657,021)	957,114 (957,114)

（注１）（ ）内の数字は、日本国内における販売・買戻および発行済の口数を示す。

（注２）第１会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含む。

<参考情報>

純資産の推移

(2016年9月28日(運用開始日)～2021年10月末日)



分配の推移 (1口当たり、税引前)

	1口当たり分配金額 豪ドル	分配基準日	分配落ち日	海外における 分配支払日
第1会計年度 (2016年9月28日～2017年6月末日)	2.70	2017年6月30日	2017年7月3日	2017年7月6日
第2会計年度 (2017年7月1日～2018年6月末日)	5.39	2018年6月29日	2018年7月2日	2018年7月5日
第3会計年度 (2018年7月1日～2019年6月末日)	4.93	2019年6月28日	2019年7月1日	2019年7月4日
第4会計年度 (2019年7月1日～2020年6月末日)	3.07	2020年6月30日	2020年7月1日	2020年7月6日
第5会計年度 (2020年7月1日～2021年6月末日)	4.54	2021年6月30日	2021年7月1日	2021年7月6日
直近1年間累計 (2020年11月1日～2021年10月末日)	4.54	2021年6月30日	2021年7月1日	2021年7月6日
設定来累計 (2016年9月28日～2021年10月末日)	20.63	—	—	—

(注) 1口当たり分配金は0.01豪ドル未満を四捨五入して表示しています。

投資有価証券の主要銘柄

(2021年10月末日現在)

順位	銘柄名	国・地域名	業種	投資比率(%)
1	AUSTRALIA AND NEW ZEALAND BANKING GROUP AU LINE	オーストラリア	銀行	5.67
2	TELSTRA CORP LTD AUD	オーストラリア	通信	5.35
3	NATIONAL AUSTRALIA BANK AU LINE	オーストラリア	銀行	4.66
4	WESTPAC BANKING CORP AUD	オーストラリア	銀行	4.19
5	SCENTRE GROUP LTD AUD	オーストラリア	不動産投資信託	4.01
6	MEDIBANK PRIVATE LTD AUD	オーストラリア	ヘルスケアサービス	3.85
7	BHP GROUP LTD AUD	オーストラリア	鉱業	3.82
8	SUNCORP GROUP LTD AUD	オーストラリア	保険	3.63
9	HARVEY NORMAN HLDGS LTD AUD	オーストラリア	小売	3.38
10	AURIZON HLDGS AU LINE	オーストラリア	運輸	3.34

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

収益率の推移



(注1) ファンドにはベンチマークはありません。

(注2) ファンドの収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末の1口当たり純資産価格 (当該各暦年に支払われた税引前分配金の合計金額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の1口当たり純資産価格 (分配落の額)

ただし、2016年については、1口当たり当初発行価格 (100.00豪ドル)

(注3) 2016年については2016年9月28日 (運用開始日) から同年末日まで、2021年については同年1月1日から同年10月末日までの収益率となります。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における申込み

受益証券クラス

異なる受益証券クラスを随時設定することができる。本書の日付において、豪ドルクラス受益証券の申込みが可能である。

申込み

以下に記載される場合を除き、適格投資家は、受益証券を各買付日において適用される購入価格で申し込むことができる。

受益証券1口当たり購入価格は、買付日に関する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とし、小数第3位以下は四捨五入される。かかる四捨五入による利益は、ファンドの利益のために保有される。

手続

ファンドの受益証券の申込者は、以下の時まで管理事務代行会社が申込者用の投資家口座を開設できるようにするために、記入済みの口座開設申込書とともに関係する情報および関係する申込者の身元確認書類、ならびに管理事務代行会社が請求する場合には買付金の資金源の詳細を、ファクシミリもしくは電子メール（署名済のPDFの様式による。）または管理事務代行会社が事前に同意したその他の電磁的方法により提出しなければならない（ただし、口座開設申込書の原本を追って郵送するものとする）。これらの要件の詳細は、下記の「マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与対策」に記載されている。

- ① 管理会社により任命された販売会社としての資格で申込みを行う申込者は、関連する買付日（場合による。）の午後7時（日本時間）まで。ただし、申込者（すなわち関連する販売会社）が口座開設申込書に対応する申込みを同日の午後2時（日本時間）までに受領していることを条件とする。
- ② 申込者が直接（管理会社により任命された販売会社を通じてではなく）申込みを行う場合、関連する買付日（場合による。）の午後2時（日本時間）まで

受益証券の申込者すべてについて、関連する買付日（場合による。）後4営業日目の日または特別の場合において管理会社が管理事務代行会社と協議の上で決定する一もしくは複数のこれより遅い時点までに、トラストの勘定で決済資金が受領されなければならない。

一旦管理事務代行会社が申込者に対して投資家口座が開設された旨の確認書を提供すれば、買付人は申込書を提出することにより、受益証券の申込みをすることができる。管理事務代行会社が、上記の買付申込締切時間までに申込書を受領できない場合は、申込書受領後の翌買付日まで申込みを保留し、受益証券は当該買付日に該当する購入価格で発行される。ただし、管理事務代行会社は、その裁量および投資運用会社への前もっての通知により、買付申込締切時間後であるが関連する買付日に関連する評価日の評価時点前に受領した申込書を受領することができる。

申込者は、管理事務代行会社による投資家口座開設に関する確認書を受領する前に管理事務代行会社が受領した申込書については手続が進められないことに留意すべきである。その場合、申込者は、管理事務代行会社による投資家口座開設の確認書を受領した後に新たな申込書の作成および提出を求められることになる。投資家口座開設の確認前にファンドの集金口座で受領された申込金は拒絶され、申込者は、追加の銀行手数料の負担を求められる可能性がある。

投資家口座開設の確認書が受領され、申込書が管理事務代行会社に交付された後、受益証券の申込みのための決済資金は、上記の買付決済期限までに、ファンドの集金口座に受領されるものとする。申込書および／もしくは決済資金が支払期限までに受領されなかった場合は、申込みは、申込書および申込

金受領後に適用される翌買付日まで保留され、受益証券は当該買付日に適用される購入価格で発行される。

各申込書には、購入金額もしくは受益証券の口数等を明記しなければならない。関連する申込金は、受益証券の表示通貨により現金で支払われなければならない。管理会社は、随時、特定の期間中または管理会社が別段の決定をする時点まで、受益証券を発行しないことを決定することがある。かかる期間においては、関連する受益証券の申込みを行うことはできない。

管理事務代行会社は、その裁量により、追加の申込みの場合、申込書に代えて管理事務代行会社が承認する様式（以下「申込・買戻注文書」という。）による取引注文を受理することができる。

受託会社または管理会社は、その絶対的な裁量により、理由のいかんまたは有無を問わず、（かつ、その理由を開示する義務を負わず）、受益証券の申込みの全部または一部の拒絶を決定することができる。この場合、申込みの際に支払われた金額またはその残額（場合による。）は、実務上可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクおよび費用負担において、（利息なしで）返還される。

記入済の申込書は、管理事務代行会社により受領された後は撤回することができない。受益証券が発行された場合、管理事務代行会社は、所有権の確認書を発行する。

ファンドのために集金口座で保有（ファンドに対する投資前またはファンド受益証券の買戻しもしくはファンドからの分配金に関する投資者に対する支払いの前の保有を含む。）されるオーバーナイト現金残高は、キャッシュ・スウィープ・プログラム（以下「集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラム」という。）の対象となる可能性がある。集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラムには、かかる金銭を少なくともS&P、ムーディーズまたはフィッチによる「A-/A3」以上の信用格付けを有する第三者たるカウンターパーティー（以下「集金口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」という。）における単一または複数の顧客共同口座に預託することが含まれる。投資者は、集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果として、投資者が集金口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきである。カウンターパーティー・リスクの説明は、リスク要因の上記「カウンターパーティー・リスク」と題する項目に記載される。

受益証券の申込みが受理された場合、受益証券は、かかる受益証券の申込者が関連する買付日の営業時間終了時点（場合による。）を経過するまで受益者名簿に記載されない場合であっても、関連する買付日（場合による。）を効力発生日として発行されたものとみなされる。申込者により支払われた受益証券の申込金は、適用ある場合、関連する買付日以降、ファンドの投資リスクにさらされることとなる。

受益証券は、1口未満を四捨五入した整数の受益証券まで発行される。受益証券の端数に相当する申込金は、ファンドの利益のために保有される。

マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与対策

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、申込者に対して購入申込者自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）および資金源を確認するための証拠資料の提供を要求する。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）の対応を適切な者に委託することもでき、受託会社は管理事務代行会社に同様の対応を委託している。

管理事務代行会社は、アイルランド籍の会社であり、アイルランドのマネー・ロンダリング防止法令および規制（随時改正済）に従う。

アイルランドの2010年から2018年の刑事裁判（マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策）法（以下「刑事裁判法」という。）により、受託会社および管理事務代行会社は、すべての受益者の身元および住所ならびに場合によっては受益者が代理で受益証券を保有する実質所有者の身元および住所を

証明する方法を含む、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止および発見するためのリスク評価および適切な措置を講じる義務を課されている。受託会社は、刑事裁判法に従い各受益者の本人確認のために必要な文書を取得するため、管理事務代行契約の条件に基づき管理事務代行会社を任命した。リスクに基づく手法の適用により、一定の状況において、管理事務代行会社が一定のタイプの投資者（例えば、公的要人またはその他のハイリスク・カテゴリーに該当すると査定された投資者）について、強化された顧客デューディリジェンスを適用することが求められる。管理事務代行会社は、顧客、顧客に代わって行動する者および実質的所有者の特定および確認に関して、刑事裁判法第33条から第39条までに定める規定を遵守しなければならない。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与に効果的に対処するため、また、法第33条第1項に従い、管理事務代行会社は、次の場合にその顧客および関係する場合には実質的所有者を特定し、確認しなければならない。

- ・ファンドに関して受益者と受託者の間に取引関係が成立する前
- ・一時的な取引やサービスを行う前
- ・受益者に関する重要な詳細が変更された場合

管理事務代行会社は、管理事務を行うファンドの受益者を特定し、確認することが求められる。受益者は、取引関係の開始に先立ち、関連するマネー・ロンダリング防止文書を提供することが義務づけられている。

管理事務代行会社は、継続的なデューディリジェンスを実施することを要求することができ、したがって、管理事務代行会社は受益者または実質的所有者の身元を確認するため、必要に応じて追加情報を随時請求する権利を有する。

受託会社は、管理事務代行会社に、申込者の身元と住所を確認するのに必要と管理事務代行会社が判断する情報と文書を申込者に請求する権限を与えている。規制を受けた仲介業者を通して募集を行い、仲介業者がアイルランドと同等のマネー・ロンダリング防止規制を有すると適用法によって認められた国で活動している場合、管理事務代行会社は、そのような投資者に対して簡易な顧客デューディリジェンスを適用する権利を有し、または購入予定者に関して規制を受ける仲介業者からの書面による表明に依拠することができるが、マネー・ロンダリング防止目的のために投資者の継続的なモニタリングを実施しなければならない。

ファンド受益証券の購入を希望する投資予定者に要求される文書の詳細（本人確認文書の種類を含む。）は、口座開設様式に概説されている。管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止の身元確認または検証の目的のために追加に必要な文書または情報について、投資予定者に通知する。

申込者がその身元確認のために管理事務代行会社から要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、管理事務代行会社は、投資者口座の開設を拒否するか、または取引の実施の許可を拒否することができる。投資予定者は、投資者が管理事務代行会社に第三者の身元を確認するための上記のような情報を提供しない限り、第三者の口座に対する買戻代金または分配金の支払が行われないことに特に留意しなければならない。管理事務代行会社は、受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件を満たすまで、投資者口座を開設する立場になく、そのような状況下では、マネー・ロンダリング防止要件が満たされ申込者がその投資者口座が開設された旨の確認を受けるまでは、管理事務代行会社は、申込書およびファンドの集金口座で申込代金を受け取ることはできないことを留意されたい。管理事務代行会社が申込者の身元確認に成功し、申込者に対して投資者口座が開設された旨の確認書を提供すると、申込者は、完成した申込書が受領された翌買付日に、ファンドの受益証券の購入を申し込むことが許可される。

管理事務代行会社による申込者の身元確認のために必要とされた情報および書類を申込者が提供しなかった場合、受託会社または管理事務代行会社が、当該受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法もしくは規制に対する違反となる疑いを持った場合もしくは助言を受けた場合、またはかかる支払拒絶が受託会社もしくは管理事務代行会社が適用ある法令もしくは規則を遵守するために必要

もしくは適切であると判断した場合、受託会社または受託会社を代理する管理事務代行会社が、第三者（または投資者以外の者の名義の口座）から申込金が提供されたと判断した場合に、当該申込者の申込みの処理が拒否されたことまたは買戻代金の支払いが遅延したことによって発生した一切の損失について、各申込者は、受託会社および管理事務代行会社が保護されることを承認し、これに同意するものとする。

CIMAは、随時修正および改訂されるマネー・ロンダリング防止規則への受託会社の違反、または違反に同意または黙認した、もしくは注意を怠ったことが違反の原因であると証明されたトラストの受託会社または従業員に対して、トラストに多額の行政上の罰金を課す裁量権を有する。かかる行政上の罰金がトラストにより支払われる範囲において、トラストは、当該罰金および関連手続きの費用を負担する。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（i）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益法に基づいてケイマン諸島の財務報告当局（以下「FRA」という。）に対して、または、（ii）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（改正済）に基づいて巡査以上の階級の警察官またはFRAに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

購入申込者は、申込により、自らおよび実質的所有者ならびに支配者の代理として、マネー・ロンダリング、租税情報交換、規制ならびにケイマン諸島および他の管轄双方における類似事項に関して照会があった場合に、監督官庁およびその他に対し受託会社および受託会社の代理としての管理者による情報の開示に同意するものとする。

受益者は、管理事務代行会社のinfoMLRO@sumitrustgas.comに連絡することにより、現任のマネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング報告責任者および副マネー・ロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先の詳細を含む。）を入手することができる。

データ保護法

2017年データ保護法（以下「DPA」という。）は、ケイマン諸島政府により2017年5月18日に制定され、2019年9月30日に効力が生じている。DPAにより、国際的に認められたデータ・プライバシー原則に基づいた受託会社の法令上の要件を導入している。受託会社は、DPAにおけるデータ管理者とみなされる。

一般データ保護規則（規則2016/679）により導入されたEUデータ保護制度（以下「GDPR」という。）は、欧州経済地域（以下「EEA」という。）のデータ・プライバシーを管理する法律上の要件を規定している。トラストおよびファンドは、EEAで設立されておらず、またEEAに住所または居所を有する個人に販売されていないため、GDPRの適用対象には含まれない。管理事務代行会社は、EEA内で設立された事業体であるため、GDPRの適用対象に含まれる。

管理事務代行会社は、受託会社の依頼によりトラストによるマネー・ロンダリング防止／本人確認義務履行の目的で、受託会社の依頼により投資者の個人データ処理に従事してきた。管理事務代行会社は、受託会社に代わってデータを処理しているため、データ保護規則上のデータ処理者に分類される。

投資予定者は、サブ・ファンドへの投資ならびに受託会社およびその関連会社および／またはその委託先との関連するやり取り（口座開設申込書の記入、および（適用ある場合には）電磁的方法でのやり取りまたは電話通話の記録を含む。）の観点から、または受託会社に投資者と関連する個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、投資者、顧客、実質的所有者、代理人または受益者の社員）の個人

情報を提供する観点から、当該個人は受託会社ならびにその関連会社および／または委託者に対しデータ保護規則の意味の範囲内における個人データを構成する一定の個人情報を提供することに留意すべきである。

個人情報には、投資者および／または投資者に関連する個人に関する以下の情報が含まれる。

氏名、住所、電子メールアドレス、連絡先詳細、会社連絡先情報、署名、国籍、出生地、生年月日、税務ID、信用履歴、通信記録、パスポート番号、銀行口座詳細、資金源詳細および投資者の投資活動に関する詳細。

受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの委託先および代理人と個人データを共有することができる。

受託会社（データ管理者として）もしくは管理事務代行会社（GDPRに基づく自らの権利においてデータ処理者もしくはデータ管理者として）または適切な権限委譲を受けた者（適用ある場合）によるケイマン諸島からのまたはEEA外への個人データの移転について、必要な場合データ保護規則に規定された条件に従い適切な安全措置が講じられる。

一定の限定された文脈において、管理事務代行会社は、法的・規制目的および正当なビジネス目的の下で、（法律上の義務に基づいて）マネー・ロンダリング防止法令上の、自らの義務を遵守するのに必要な範囲において、関連するサブ・ファンドに関して受託会社との契約の結果得られた個人データのGDPR上のデータ管理者として分類される可能性がある。このような限定的な状況には、あるファンドにおいて、管理事務代行会社がマネー・ロンダリング防止目的をクリアするために取得した個人データを、管理事務を行う別のファンドにおいて、同じ投資者のマネー・ロンダリング防止目的のクリアのために使用する場合が含まれる。

かかる特定の許容される個人データの使用に関して、管理事務代行会社は、GDPRに基づくデータ管理者のすべての義務を負う。管理事務代行会社は、管理事務代行会社がデータ管理者の職権を行うGDPR上のデータ主体に付与されたすべての権利が、当該データ主体のみにより管理事務代行会社に対して直接行使可能であることを認識している。

疑義を避けるために、管理事務代行会社は一定の限定された文脈において、GDPRに基づく権利においてデータ管理者として行為するのみであり、DPAに基づくトラストのデータ管理者として行為するものとみなされるべきではない。

受託会社および管理事務代行会社は、データ保護規則に基づくそれぞれのデータ保護義務および投資者（および投資者と関係する個人）のデータ保護に係る権利を概説した書類（以下「プライバシー通知」という。）を準備してきた。プライバシー通知は、申込手続きの一部であり、すべての投資者は入手可能である。

最低申込単位

受益証券に関する申込者1名当たりの最低申込口数は、10口とし、10口を超える申込みは、1口単位で行うことができる。

管理会社は、申込者1名当たりの当初申込みまたは追加申込みに係る最低申込口数の変更を決定することができる。

不適格申込者

口座開設申込書において、受益証券の各申込予定者は、とりわけ、自らが適格投資家であり、かつ、適用ある法律に違反せずに受益証券を取得および保有することができることを表明および保証することが求められる。

ファンドが本来であれば負担することのない納税義務を負担するかまたはファンドが本来であれば被ることのないその他の金銭的不利益を被る結果となると受託会社または管理会社が考える状況においては、いかなる者に対しても受益証券を募集、発行または譲渡を行うことができない。

受益証券の申込者は、口座開設申込書において、特に、ファンドに対する投資のリスクを評価する金融に関する知識、専門性および経験を有すること、ファンドが投資対象とする資産への投資に内在するリスクおよびかかる資産が保有および／または取引される方法について認識していること、ならびにファンドへの投資金全額の損失に耐え得ることを証明しなければならない。受益証券の譲受人は、譲渡の登録前に同様の条項で表明および保証を行わなければならない。

受益証券の形態

すべての受益証券は、記名式受益証券とする。受益者の権利は、受益証券券面ではなく、受益者名簿への記載により証明される。受益証券は、単独名義または4名を上限とする共同名義で登録することができる。受益証券が共同名義で登録される場合、すべての共同保有者は、あらゆる取引（かかる受益証券の全部または一部の譲渡または買戻しを含むが、これらに限定されない。）に関して、共同保有者のうちいずれかの者による単独の書面による指図に基づき行為する権限を管理事務代行会社に付与することが求められる。

（２）日本における申込み

日本においては、申込期間中の営業日に日本における販売会社によりファンド証券の募集の取扱いが行われる。日本における申込受付時間は、原則として、午後２時（日本時間）までとする^{（注）}。申込期間中の上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。受益証券の取得申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

（注）詳しくは日本における販売会社へ照会のこと。

受益証券に関する申込者１名当たりの最低申込口数は、１０口とし、１０口を超える申込みは、１口単位で行うことができる。

管理会社は、申込者１名当たりの当初申込みまたは追加申込みに係る最低申込口数の変更を決定することができる。

申込口数に応じ、申込金額に以下に記載の申込手数料率を乗じた額の申込手数料が課される。

申 込 口 数	申 込 手 数 料 率
１万口未満	３.８５％（税抜３.５０％）
１万口以上５万口未満	２.２０％（税抜２.００％）
５万口以上１０万口未満	１.１０％（税抜１.００％）
１０万口以上	０.８２５％（税抜０.７５％）

（注１）管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

申込手数料に関する照会先は、日本における販売会社である。

（注２）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示す。

支払金額は、申込価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料と当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額である。

申込手数料に関する照会先は、日本における販売会社である。

投資者は、日本における約定日（日本における販売会社が注文の成立を確認した日（通常、買付日の日本における翌営業日））から起算して日本における４営業日目までに申込金額および申込手数料を支払うものとする。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者の場合、申込代金の支払いと引換えに販売取扱会社から取引残高報告書または他の通知書を受領する。申込代金の支払いは、豪ドル貨または円貨によるものとし、円貨で支払われる場合、豪ドル貨と円貨との換算は、各申込みについての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによる。

日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

日本における販売会社は、その独自の判断において、購入者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の買付注文を拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

前記「（１）海外における申込み」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

受益者は、以下の時または関連する買戻日もしくは受託会社および管理会社が管理事務代行会社と協議の上特定の場合において決定するその他の時まで管理事務代行会社が受領するよう、管理事務代行会社により要求されるその他の情報および文書とともに、ファクシミリまたは電子メール（署名済のPDFファイルの様式による。）または管理事務代行会社と事前に合意したその他の電磁的方法により記入済の買戻請求書を送付しなければならない。

- ① 管理会社により任命された販売会社としての資格で受益証券の買戻しを請求する者は、関連する買戻日の午後７時（日本時間）まで。ただし、買戻請求者（すなわち関連する販売会社）が買戻し請求に対応する請求を同日の午後２時（日本時間）までに受領していることを条件とする。
- ② 申込者が直接（管理会社により任命された販売会社を通じてではなく）受益証券の買戻し請求をした場合は、関連する買戻日の午後２時（日本時間）まで

受益者は、受益証券の買戻しを請求するために、買戻請求書に代えて、管理事務代行会社より申込・買戻注文書入手し提出することができる。

買戻請求書は、郵送、ファクシミリまたは電子メール（署名済のPDFファイルの様式による。）により送付することができる。各買戻請求には、（i）受益証券の口数等を明記するか（ただし、最低買戻口数を１口とする）、または（ii）買戻請求者が保有する全受益証券口数に関するものの、いずれかでなければならない。

管理事務代行会社が、関連する時間までに買戻請求書を受領できない場合は、翌買戻日まで買戻請求を保留し、受益証券は関連する買戻日における買戻価格で買い戻される。

買戻請求が受理された場合、受益者が受益者名簿から抹消されたか否か、買戻価格が決定もしくは支払われたか否かにかかわらず、受益証券は関連する買戻日の営業時間終了時点に買戻されたものと取り扱われる。したがって、そのような立場の受益者は、関連する買戻日以降、買戻価格および関連する買戻日より前に宣言されたが支払われていないあらゆる分配金を受領する権利（いずれも買い戻された受益証券に関するものに限られる。）を除いて、受益証券に関して信託証書および信託証書から生じるあらゆる権利（ファンドに関して、通知を受領し、あらゆる集会に出席し議決権を行使する権利を含む。）を行使することはできない。かかる買戻請求中の受益者は、買戻価格に関してファンドの債権者となる。倒産手続きにおいて、買戻請求中の受益者は、一般債権者に劣後するが受益者には優先する。受益者は、当初の購入に関して資金が受領された決済済みの受益証券についてのみ買戻請求を行うことができる。

一旦行われた買戻請求は、撤回することができない。ただし、受託会社が、管理事務代行会社と協議の上、全般的にまたは特定の場合において決定する場合は、この限りでない。

買戻価格

受益証券１口当たり買戻価格は、買戻日に関する評価日の評価時点における関連する受益証券クラスに帰属する純資産価額を当該評価日における発行済の当該受益証券クラスの受益証券口数で除して算定され、小数第３位以下は四捨五入される。かかる四捨五入による利益は、ファンドの利益のために保有される。

受益証券の買戻価格を算定する際、受託会社は１口当たり純資産価格から、買戻資金を調達するために行う資産の換金またはポジションの解消の過程でファンドに発生しうる財務上の費用および売却費用を反映するために適切と判断する引当金を控除することができる。

決済

上記に定めるところおよび下記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価（ロ）純資産価格の計算の停止」に従った上で、買戻代金の支払いは、通常可能な限り、関連する買戻日後4営業日以内に、または受託会社が投資運用会社と協議の上決定できるそれ以降の日までに行われる。

支払いは、受益証券において使用される通貨建てで行われ、受益証券において使用される通貨の最小通貨単位に四捨五入の上、受益者のリスクおよび費用負担において、買戻請求の対象となる受益証券にかかる購入資金が支払われたのと同じ買戻請求受益者の口座に宛てて直接振込むことにより行われる。ただし、管理会社はその単独の裁量によりその他の方法に同意する場合はこの限りでない。買戻代金は、関連する受益証券の買戻しを請求する登録受益者に対してのみ支払われ、いかなる第三者支払いも認められない。

受託会社は、ファンドが関連する受益証券の買戻しに充てるための金額の資金を投資対象から受領しない限り、買戻代金を受益者に送金する義務を負わない。買戻代金には、関連する買戻日から実際の支払日までの期間の利息は生じない。

停止

管理会社は、投資運用会社と協議の上、下記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価（ロ）純資産価格の計算の停止」に記載される特定の状況において、受益証券の買戻しの停止を宣言することがある。

管理事務代行会社は、影響を受ける受益者に対して当該停止の理由を通知するものとする。当該停止期間の間はいかなる受益証券の買戻しも行われない。

強制買戻し

いかなる時においても、かつ、いかなる理由によっても、管理会社は、すべてのまたはいずれかの影響を受ける受益者に対し、5営業日前までの通知を行うことにより、ファンドの受益証券および／またはファンドのクラスの受益証券（場合による。）の買戻しを適用ある買戻価格で行うことができる。かかる強制買戻しは、以下の状況において実行されることがある。

- ① 交換、転換または受益証券の発行の際に従うロールアップ方針の実行を目的とする場合（ただし、旧受益証券（以下に定義される。）を買い戻し、その直後に新受益証券の払込みを目的として買戻代金を関連する受益者のために再引受けする方法により、あるクラスまたはシリーズの受益証券（以下「旧受益証券」という。）を他のクラスまたはシリーズの受益証券（以下「新受益証券」という。）に交換することができることを条件とする。）
- ② あるクラスまたはシリーズを終了するために当該クラスまたはシリーズの受益証券の買戻しを目的とする場合
- ③ 受益証券が以下の者により直接または実質的に保有されていることが、受託会社の知るところとなりまたは受託会社がその旨を確信する理由を有する場合
 - （イ）いずれかの国、政府、司法もしくは財務当局の法律、規制または法的拘束力のある要件に違反する者
 - （ロ）適格投資者でない者または適格投資者でない者の利益のために受益証券を取得した者
 - （ハ）ファンドの信託財産もしくは受託会社が本来は負担せずまたは被らない租税債務を負担したまたは法的、金銭的、規制もしくは重大な行政上の不利益を被る可能性がある状況下にあると管理会社または受託会社が判断する者
- ④ 受益者への受益証券の譲渡が、英文目論見書の「受益証券の譲渡」の項目に従って行われなかった場合
- ⑤ AEOIに関する基本信託証書第18条に基づく場合
- ⑥ 関連するファンドに係る英文目論見書の関連付属書類に定められるその他一切の場合

管理会社は、関連する受益証券を強制的に買い戻す代わりに、当該受益証券を保有する資格を有する適格投資者に対して直後の買戻日に買戻価格に相当する価格または管理会社が決定するその他の適切な金額で関連する受益証券を譲渡することを求める（管理会社が適切と判断する様式による）通知を、関連する受益者に対し行うことができる。当該受益証券の譲渡を求める通知を送付された者が直後の買戻日に当該受益証券を当該通知により要求された方法で譲渡しない場合、当該受益証券は、当該買戻日に適用ある買戻価格で強制的に買い戻されるものとする。

（２）日本における買戻し

買戻しは、日本における販売会社の営業日に申込みを受け付け、ファンドの毎営業日（「買戻日」）に取り扱われる。日本の受益者は、以下の制限に従い、買戻しを行う営業日の午後２時（日本時間）までに販売取扱会社に対して買戻請求を行うことにより、営業日において、１口以上１口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。上記時刻以降の買戻請求は、翌営業日の買戻請求として取り扱われる。受益証券は、買戻日現在の受益証券１口当たり純資産価格で買い戻される。

買戻代金の支払いは、通常、日本における約定日（通常、買戻日の日本における翌営業日）から起算して４営業日目に行われる。

買戻手数料は課せられない。買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて行い、豪ドル貨または円貨によるものとし、円貨で支払われる場合、豪ドル貨と円貨との換算は、各買戻しについての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによる。

前記「（１）海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがある。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(イ) 純資産価格の計算

ファンドの純資産価額は、基本信託証書および英文目論見書に記載される原則に従い、当該ファンドの各評価日の評価時点において当該ファンドが表示される通貨で計算される。ただし、以下の下記「(ロ) 純資産価格の計算の停止」と題する項に記載される場合を除く。発行済のファンドの受益証券のクラスが1つしかない場合、受益証券1口当たり純資産価格は、関連するファンドに係る英文目論見書の関連付属書類に定める方法または管理会社が随時決定する方法で、ファンドの純資産価額を発行済受益証券の数で除し、四捨五入して算出される。

ファンドの受益証券のクラスが複数発行されている場合、当該ファンドの純資産価額は、当該ファンドの特定の受益証券クラスに帰属する資産および負債が、事実上、当該ファンドの当該クラスの受益証券の所有者のみの負担となり、当該ファンドの他の受益証券クラスの保有者の負担とならないことを確保するため、管理会社が決定した合理的な配分方法に基づき、発行済の当該ファンドの別クラスの間に配分される。当該ファンドの表示通貨以外の通貨建ての当該ファンドの各受益証券クラスに帰属する当該ファンドの純資産価額は、当該ファンドの各評価日において管理会社が決定する為替レート規則により当該通貨に換算される。当該ファンドの表示通貨以外の通貨建ての当該ファンドのクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、当該ファンドの当該受益証券クラスに帰属する当該ファンドの純資産価額（当該通貨に換算したもの）部分を当該ファンドの当該クラスの発行済受益証券数で除して算出される。当該ファンドの表示通貨と同一の通貨建ての当該ファンドのクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、当該ファンドの当該受益証券クラスに帰属する当該ファンドの純資産価額部分を当該ファンドの当該クラスの発行済受益証券数で除して算出される。当該ファンドのクラスの受益証券の1口当たり純資産価格は、関連するファンドに係る英文目論見書の関連付属書類に定める方法で四捨五入した値とする。

管理会社により別途決定される場合またはファンドに係る関連付属書類に別途開示される場合を除き、ファンドの資産の価値は、とりわけ以下の規定に従って算出される。

- ① 証券取引所において上場されまたは相場付けされている有価証券は、関係する評価日において該当する市場の公式に終了する前における最終取引価格で評価され、かかる日に取引がない場合は入手可能な最終取引価格で評価される。特定の有価証券に関して複数の取引所で価格が入手できる場合は、かかる有価証券の主要な市場である証券取引所のまたは有価証券の評価額を定める際に最も公正な基準を提供していると管理会社が判断する取引所の最終取引価格とする。証券取引所が閉鎖されている場合、当該証券取引所において上場または相場付けされている有価証券は、当該証券取引所の閉鎖に先立つ取引日の最終取引価格で評価される。
- ② 証券取引所において上場または相場付けされている有価証券は、当該証券取引所の価格が典型的でないかまたは入手可能でないおよび上場されていない場合においては、管理会社もしくは管理会社がかかる目的のため任命した有資格者が細心の注意を払いながら取得費用を考慮した上で見積もった予想換金価額、当該有価証券について実行された最近の取引価格、発行済の当該有価証券の総額に係る保有規模および管理会社が評価への積極的および消極的な調整を勘案する際に関係するとみなすその他の要因をもって、誠実に評価する。
- ③ 証券取引所において上場または相場付けされていない有価証券は、株式仲買人または管理会社がかかるために任命したその他の有資格者が細心の注意を払って誠実に見積もった予想換金価額で評価する。
- ④ 取引所または市場において取扱われまたは相場付けされているデリバティブ商品は、適用ある取引所または市場における関連する決済価格で評価する。かかる価格が入手可能でない場合、かかるデリバティブ商品の価値は管理会社がかかるために任命した有資格者が細心の注意を払って誠実

- に見積もった予想換金価額とする。取引所または市場において取り扱われておらずまたは取引されていないデリバティブ商品は、取引の相手方から入手した最新の評価に基づき評価する。
- ⑤ 集団投資スキームへの投資は、当該集団投資スキームの持分または受益証券に関して入手可能な最新の純資産価額で評価し、集団投資スキームの管理事務代行会社によって採用される価格設定の優先順位（降順）は、以下のとおりである。（a）関連集団投資スキームの管理事務代行者からの最終価格の採用、（b）投資先となる関連集団投資スキームの管理者からの最終価格の採用、（c）投資先となる関連集団投資スキームの管理事務代行者が判断する予想価格の採用、（d）投資先となる関連集団投資スキームの管理者が判断する予想価格の採用、および（e）前回の最終価格の採用。予想価格が使用される場合、当該価格は、関連するスキームの純資産価額のその後の変更にかかわらず、最終的かつ確定的なものであるものとする。
- ⑥ 為替先渡取引は、関連する評価日現在において引受可能な同一規模および満期を有する新たな先渡取引の価格を参照して評価する。
- ⑦ 預金は額面価格に経過利息を加算して評価する。コマーシャル・ペーパーおよび財務省短期証券は、額面価格に経過利息を加算した額とする。
- ⑧ 確定利付証券は、定評のあるベンダーが提供するフィードを利用した実現可能価額の最良の見積もりをもって評価する。当該フィードは、重要となる変数（報告取引価格、ブローカー／ディーラーの相場価格、指標銘柄利回り、発行体スプレッド、売呼値、買呼値およびその他の参照データを含むが、これらに限られない。）を使用して価額を決定するにあたりマトリクス・アプローチを適用する。利息は、当該有価証券の取得日から発生する。当該価格が入手可能でない場合、当該有価証券は、最終仲値で評価する。
- ⑨ ファンドの基準通貨以外の通貨で表示される価額（投資対象または現金であるかを問わない。）は、とりわけ、管理会社が関連すると判断するプレミアムまたはディスカウントおよび交換費用を考慮し、関連する評価時点における営業終了時において管理会社が適用あるとみなす（公式なまたはその他の）レートにより、基準通貨に換算する。

特定の資産について上記に定める評価手法に従った評価が不可能であるまたは実行不可能である場合、管理会社は、当該資産の適切な評価を得るため、その他の一般的に認められた評価手法を用いることができる。

受託会社またはその受任者たる管理事務代行会社は、ある評価手法が資産の価額をより良く反映しており、公正な会計慣行に従っていると考える場合、当該その他の評価手法の使用を認めることができる。受託会社は、ファンドの純資産価額の決定およびこれに関する裁量の行使を管理事務代行会社に委託している。

上記にかかわらず、ファンドの投資対象の評価額を計算する際、管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により決定した自動価格設定サービスに依拠することができる。かかる自動価格設定サービス源から価格を入手できない投資対象に関し、管理事務代行会社はその絶対的な裁量により、他の適切な独立した情報源、独立ブローカー、マーケット・メーカー、その他の仲介業者または第三者により提供される情報を利用することがある。受託会社またはその受任者たる管理事務代行会社は、いかなる状況においても、（a）かかる自動価格設定サービス、独立ブローカー、マーケット・メーカーまたはその他の仲介業者により提供された情報の不正確性に起因する投資対象の価額の計算の誤謬を理由とする、または（b）特定の価格設定サービス情報源による価格情報提供の遅延または不提供を原因とする損失に関して責任を負わないものとする。

管理会社または投資運用会社が、ファンドの勘定で、上述の価格設定サービスを利用した評価を行うことができない店頭デリバティブ商品（以下「店頭デリバティブ商品」という。）に投資する場合、管理会社またはその受任者（投資運用会社を含む。）は、関連する純資産価額に組み込むため、店頭デリバティブ商品の取引の各相手方が管理事務代行会社に対し当該店頭デリバティブ商品の評価額を提供することを確保することにつき責任を負う。関連する純資産価額の計算のため、管理事務代

行会社は、店頭デリバティブ商品の取引の相手方、管理会社またはその受任者（投資運用会社を含む。）から受領する評価に無条件に依拠する権利を有しており、また、かかる評価額が正確であることまたはかかる評価額が店頭デリバティブ商品の正味実現可能価額を表示していることを確認する責任は負わない。

ファンドの勘定で受領したあらゆる担保は、取引の相手方による債務不履行がない限り、ファンドの資産として扱われず、したがって、ファンドの純資産価格の計算から除かれる。

受託会社の適法に選任された受任者による、各ファンドの純資産価額または各ファンドの各クラスもしくはシリーズの各受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の計算はすべて、現実の詐欺または故意の不履行がない限り、最終的かつ決定的なものとする。現実の詐欺または故意の不履行がない限り、受託会社およびその適法に選任された受任者はいずれも、第三者から提供された価額に依拠した各ファンドの純資産価額または各ファンドの各クラスもしくはシリーズの各受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の計算の誤りについて、いかなる法的責任も負わない。受託会社およびその適法に選任された受任者は、現実の詐欺または故意の不履行がない限り、公認された価格情報源、評価代理人もしくは副管理者またはその他の第三者によって受託会社の適法に選任された受任者に提供された価額に依拠することについて絶対的な保護を受けるものとする。

管理会社は、受託会社と協議の上、純資産価額または受益証券1口当たり純資産価格の従前の計算の誤りに対応するために必要な口数の新たな受益証券を発行し、またはかかる口数の発行済受益証券を（これに関する買戻代金を関連する受益者に支払うことなく）強制的に買い戻すことができる。

上記に記載される評価方針が関連するファンドに適用される会計基準を遵守しているとは限らない。当該評価方針が関連するファンドに適用される会計基準から逸脱している場合、ファンドの年次決算書が当該会計基準を遵守するものになるため、当該年次決算書に調整を行う必要があることがある。ファンドに適用される会計基準の不遵守により、当該不遵守の重大性の性質および程度によって当該ファンドの年次決算書について監査人が限定意見または不適正意見を出すこととなる可能性がある。

（ロ）純資産価格の計算の停止

管理会社は、以下のいずれかの状況において、ファンドまたはそのクラスの受益証券の純資産価額およびその受益証券1口当たり純資産価格の計算ならびに／またはファンドの受益証券の発行および／もしくは買戻しを停止することができ、ならびに／または、買戻し目的でファンドの受益証券の提出を行った者に対し、買戻代金の支払期間を延期することができる。

- ① ファンドの投資対象の大部分が値付けされる主要な市場または証券取引所である市場または証券取引所が閉鎖（通常の休日を除く。）され、または取引が大幅に制限もしくは停止される期間
- ② 緊急事態により、管理会社もしくは投資運用会社によるまたはこれらのための当該ファンドの投資対象の処分が妨げられる期間
- ③ ファンドの資産が投資される事業体に対する投資対象の純資産価額の計算または当該投資対象の買戻権利が停止される期間
- ④ ファンドの投資対象の価格または市場もしくは証券取引所での時価を決定する際に通常使用される通信手段が故障している期間
- ⑤ ファンドの投資対象の取得または換金に伴う資金の送金ができない期間
- ⑥ 管理会社または投資運用会社がファンドの信託財産を構成する資産の相当部分を換金することとなる事由（管理会社の絶対的な裁量により決定される。）または当該ファンドを終了することとなる事由が発生した場合
- ⑦ 極度の景気の悪化、戦争もしくはその他の緊急事態により、市場の流動性が低下し、これにより管理会社または投資運用会社がファンドの信託財産に属する資産の取引を行うことができないと管理会社が考える期間
- ⑧ 管轄権を有する法域におけるいずれかの司法当局または行政当局の命令が下された場合

管理事務代行会社は、影響を受けるファンドの当該停止から7営業日以内に、買戻停止により影響を受ける全受益者に対し書面で停止およびその終了を通知するものとする。

（2）【保管】

ファンドの受益証券が販売される海外においては、ファンド証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、日本における販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

（3）【信託期間】

下記「（5）その他 ①ファンドの繰上償還」に記載される規定に従い早期終了する場合を除き、ファンドは、2026年6月30日に終了する。ただし、管理会社が、当該日よりも前に、受託会社への書面による通知を行うことにより、投資運用会社と協議の上当該日付を延長（延長した場合、ファンドは当該日より後の日に終了する。）する旨決定していないことを前提条件とする（同様の手続によりさらなる延長がなされる場合を除く。）。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は毎年6月30日に終了する。

（５）【その他】

① ファンドの繰上償還

ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時に償還される。

（イ）適用ある法律により要求される場合

（ロ）管理会社による後任の販売会社が選任されないまま、受益証券の全販売会社が退任した場合

（ハ）管理会社による後任の代行協会員が選任されないまま、ファンドの代行協会員が退任した場合

（ニ）評価日において純資産価額が10百万米ドルを下回り、管理会社が投資運用会社と協議の上、受託会社への書面通知を行うことによりファンドの終了を決定した場合

（ホ）ファンドを継続することまたは他の法域に移転することが違法となり、または受託会社または管理会社の意見によれば、実務的でなく、非経済的、不適切、もしくはファンドの受益者の利益に反する場合

（ヘ）ファンドの発行済の受益証券がすべて買い戻された場合（任意買戻しによるかまたは強制買戻しによるかを問わない。）

（ト）ファンドの受益者がファンド決議で決定した場合

（チ）受託会社および管理会社がファンドの解散に合意した場合

（リ）基本信託証書の日付に開始し、その日付より149年後に満了する期間が終了した場合

（ヌ）受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社につき強制もしくは任意清算が開始された場合において、受託会社または管理会社が、当該通知の受領後または清算の開始後90日以内に、受託会社または投資運用会社に受け入れ可能であってかつ、受託会社の後任として受託会社の職務を引き継ぐ用意のある他の会社を任命するかまたは任命させることができない場合

（ル）管理会社が退任の意思を書面により通知した場合において、基本信託証書の規定に従って後任の管理会社が60日以内に任命されない場合

ファンドが繰上償還された場合、受託会社は、ファンドの全受益者に対して当該繰上償還の通知を行うものとする。

② 発行限度額

ファンド証券の発行限度口数は設けられていない。

③ 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、全受益者に対する書面により通知したうえで（ただし、場合によっては、受益者決議で免除することができるものとする。）、基本信託証書または関連する補遺信託証書（場合による）の条項につき、ファンドの受益者の最善の利益に適うと管理会社が考える方法および範囲において、補遺信託証書により、改訂、修正、変更または追加を行うことができる。

以下の事項を管理会社および受託会社が書面にて証明しない限り、かかる改訂、修正、変更または追加は、当該改訂、修正、変更または追加を承認するためのファンド決議を必要とする。

（イ）当該改訂、修正、変更または追加が、管理会社および受託会社の意見によると、その時点において存在する該当するファンドの受益者の利益を著しく損なうものではなく、また当該ファンドの受益者に対する受託会社または管理会社の責任を免除するものではないこと

（ロ）当該改訂、修正、変更または追加が、管理会社および受託会社の意見によると、財務上、法律上またはその他公的要件（法的拘束力を持つか否かを問わない。）を満たすために必要であること

（ハ）当該改訂、修正、変更または追加が、管理会社および受託会社の意見によると、明白な誤りを訂正するために必要であること

信託証券の改訂、修正、変更または追加が行われた場合、実務上可能な限り速やかにすべての関連する受益者に対して通知される。

信託証券の改訂、修正、変更または追加は、受益者がその受益証券に関して追加支払いを行う義務を課し、またはかかる責任を引き受けさせるものであってはならない。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了される。また、保管契約に記載される一定の状況においては、直ちに終了される。

同契約は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了される。また、いずれかの当事者の支払不能もしくは違反を認識した後も改善策をとらなかったといった一定の状況において書面により通知する場合、直ちに終了するものとする。管理事務代行会社は、受託会社および管理事務代行会社が手数料について合意することができない場合、30日前までに書面による通知をすることにより管理事務代行契約を解除することができる。

同契約は、アイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月前までに書面による通知をすることにより終了される。また、投資運用契約に記載される一定の状況においては、直ちに終了される。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

副投資運用契約

副投資運用契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月（または両当事者が合意するより短い期間）前までに書面による通知をすることにより、また投資運用契約に記載されるその他の状況において終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月前までに書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月前までに書面による通知をすることにより終了される。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。

－分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、ファンド証券口数に応じて請求する権利を有する。

－買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

－残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するファンド証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

－受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、信託証書により義務付けられている場合、または合計で発行済ファンド証券の純資産価額の10%以上の受益者から要請があった場合、（場合によっては、招集通知に記載された日時に）受益者集会を招集する。

すべての受益者集会についての手続は、基本信託証書の規定に記載されているとおりである。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

- ① 管理会社またはファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限
- ② 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限

なお、財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、2021年10月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝85.59円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1) 【2021年6月30日終了年度】

①【貸借対照表】

オフショア・ストラテジー・ファンド

ーオーストラリア高配当株ファンド

貸借対照表

2021年6月30日

		2021年	
	注記	豪ドル	千円
資産			
投資有価証券、公正価値（取得原価：87,746,804豪ドル）	2,3	96,477,529	8,257,512
現金	2	1,181,145	101,094
受益証券の発行未収金		240,603	20,593
未収配当金		595,561	50,974
その他の資産		5,320	455
資産合計		98,500,158	8,430,629
負債			
受益証券の買戻未払金		728,403	62,344
未払報酬	6	522,377	44,710
負債合計		1,250,780	107,054
純資産		97,249,378	8,323,574
1口当たり純資産価格（「NAV」）			
ー豪ドルクラス受益証券			
（純資産額97,249,378豪ドルおよび			
発行済受益証券957,114口に基づく）			
		101.61	8,697 円

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

受託会社を代表して署名

署名

日付：2021年12月1日

署名

②【損益計算書】

オフショア・ストラテジー・ファンド
ーオーストラリア高配当株ファンド
損益計算書

2021年6月30日に終了した年度

	2021年	
	豪ドル	千円
投資収益		
受取配当金（源泉徴収税1,223,160豪ドル控除後）	4,685,983	401,073
利息	21	2
投資収益合計	4,686,004	401,075
費用		
管理事務代行報酬	70,927	6,071
管理報酬	27,123	2,321
投資運用報酬	791,036	67,705
監査報酬	35,990	3,080
受託報酬	21,698	1,857
販売報酬	758,527	64,922
取引手数料	38,805	3,321
代行協会員報酬	108,376	9,276
保管報酬	26,860	2,299
その他の報酬および費用	101,182	8,660
ファンド費用合計	1,980,524	169,513
純投資収益	2,705,480	231,562
実現および未実現利益の純変動		
投資有価証券に係る実現純損失	(2,431,276)	(208,093)
投資有価証券に係る未実現評価益の純変動	22,379,917	1,915,497
実現および未実現利益の純変動	19,948,641	1,707,404
運用による純資産の純増加額	22,654,121	1,938,966

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

オフショア・ストラテジー・ファンド
ーオーストラリア高配当株ファンド
純資産変動計算書
2021年6月30日に終了した年度

	2021年	
	豪ドル	千円
運用による純資産の純増加額		
純投資収益	2,705,480	231,562
投資有価証券に係る実現純損失	(2,431,276)	(208,093)
投資有価証券に係る未実現評価益の純変動	22,379,917	1,915,497
	<u>22,654,121</u>	<u>1,938,966</u>
運用による純資産の純増加額		
	<u>22,654,121</u>	<u>1,938,966</u>
受益者への分配		
豪ドルクラス受益証券	(3,911,063)	(334,748)
	<u>(3,911,063)</u>	<u>(334,748)</u>
資本取引		
受益証券の発行	30,223,472	2,586,827
受益証券の買戻し	(61,240,823)	(5,241,602)
	<u>(31,017,351)</u>	<u>(2,654,775)</u>
資本取引による純資産の純減少額		
	<u>(31,017,351)</u>	<u>(2,654,775)</u>
純資産の総減少額		
	<u>(12,274,293)</u>	<u>(1,050,557)</u>
純資産額		
期首	<u>109,523,671</u>	<u>9,374,131</u>
期末	<u><u>97,249,378</u></u>	<u><u>8,323,574</u></u>

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

オフショア・ストラテジー・ファンド
ーオーストラリア高配当株ファンド
キャッシュ・フロー計算書
2021年6月30日に終了した年度

	2021年	
	豪ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー		
運用による純資産の純増加額	22,654,121	1,938,966
運用による純資産の純増加額と運用活動により生じた純現金を一致させるための調整：		
投資対象の購入	(20,600,091)	(1,763,162)
投資対象の売却手取額	51,044,914	4,368,934
投資有価証券に係る実現純損失	2,431,276	208,093
投資有価証券に係る未実現評価益の純変動	(22,379,917)	(1,915,497)
運用に関連する資産および負債の変動		
未収配当金の増加	(206,556)	(17,679)
その他の資産の減少	21,327	1,825
未払報酬の減少	<u>(8,524)</u>	<u>(730)</u>
運用活動により生じた純現金	<u>32,956,550</u>	<u>2,820,751</u>
財務活動により生じたキャッシュ・フロー		
受益証券発行による収入	32,424,766	2,775,236
受益証券買戻しによる支出	(61,670,054)	(5,278,340)
受益者への分配	<u>(3,911,063)</u>	<u>(334,748)</u>
財務活動に使用された現金（純額）	<u>(33,156,351)</u>	<u>(2,837,852)</u>
現金の純変動	(199,801)	(17,101)
現金の期首残高	<u>1,380,946</u>	<u>118,195</u>
現金の期末残高	<u><u>1,181,145</u></u>	<u><u>101,094</u></u>
情報の補足開示：		
支払利息	(1,650)	(141)
受取配当金（源泉徴収税控除後）	4,479,427	383,394

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

オフショア・ストラテジー・ファンド
ーオーストラリア高配当株ファンド
財務ハイライト
2021年6月30日に終了した年度

豪ドルクラス受益証券

豪ドル

受益証券1口当たり運用成績：

期首における受益証券1口当たりNAV	85.97
投資運用による収益（B）	
純投資収益	2.27
実現および未実現利益の純変動	16.44
投資運用による合計	18.71
分配金	(3.07)
期末における受益証券1口当たりNAV	101.61
トータルリターン（A）	22.54%
比率／補足データ：	
平均純資産額に対する費用比率（A）	(1.85%)
平均純資産額に対する純投資収益比率（A）	2.53%

（A）トータルリターンは、当期中のNAVの変動に基づき計算され、すべての配当金が再投資されるものと仮定している。費用比率および純投資収益比率は当期中の平均純資産残高に基づいて計算される。財務ハイライトは、すべての投資関連費用および運用費用を反映したものである。

（B）資本取引のタイミングにより結果は異なる。受益証券1口当たりの情報については、当期中の月平均受益証券口数残高に基づいて計算される。

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

オフショア・ストラテジー・ファンド**ーオーストラリア高配当株ファンド****財務書類に対する注記**

2021年6月30日

1. トラストに関する説明

オーストラリア高配当株ファンド（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、2016年7月29日付基本信託証書（以下「基本信託証書」という。）により設定されたオープン・エンド型のユニット・トラストであるオフショア・ストラテジー・ファンド（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき、2016年7月29日付補遺信託証書（以下「補遺信託証書」という。）により組成された。ファンドは、2016年9月28日に運用を開始した。

2021年4月1日付のレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社およびフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社との間の合併に従って、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社は、存続会社としてのレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社に吸収合併された（以下「本合併」という。）。本合併を受けて、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社は、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社（以下「投資運用会社」という。）にその商号を変更した。ファンドの資産は、投資運用会社により日々運用される。投資運用会社は、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド（以下「副投資運用会社」という。）に副投資運用業務を委任している。インターナショナル・マネジメント・サービイズ・リミテッド（以下「管理会社」という。）は、ファンドの管理会社として従事している。エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）は、ファンドの管理事務代行会社として従事している。

ファンドの投資目的は、主にオーストラリアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託証券を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の中長期的成長を目指すことである。ファンドは、配当水準を重視し、相対的に高配当の銘柄を選定する。ファンドは、不動産投資信託証券およびその他の上場ビークルを含む、取引所に上場している銘柄に投資する。ファンドは、流動性に配慮し、流動性の高いポートフォリオの構築を図る。

補遺信託証書および基本信託証書の条項に基づき、G.A.S.（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が、ファンドの受託会社として任命された。

2. 重要な会計方針の要約**表示基準**

添付の当財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠して作成されている。米国GAAPに準拠した財務書類の作成において、ファンドの経営陣は、見積りおよび仮定を行うよう求められるが、これらは、財務書類の日付時点に報告されている資産および負債の金額ならびに偶発資産および負債の開示事項、ならびに当期中に報告されている収益および費用の金額に影響を及ぼすものである。公正価値による投資売却時に実現した最終金額を含む実際の結果は、それらの見積りとは異なることがあり、重大な差異となることもありうる。

ファンドは投資会社であり、それに応じて投資会社会計および会計基準編纂書（以下「ASC」という。）

第946号「金融サービス-投資会社」の報告ガイダンスに従う。

以下は、財務書類の作成にあたってファンドが従った重要な会計方針の要約である。

投資の評価

以下の評価方針が、ファンドの投資評価額を決定する際に適用される。

取引所に上場されている譲渡性のある有価証券は、算定日の当該取引所における最終販売価格で評価されるか、もしくは当該日に販売が行われなかった場合、当該日の営業終了時点の買呼値で評価される。店頭で取引されている譲渡性のある有価証券は、算定日の最終販売価格で評価されるか、もしくは当該日に販売が行われなかった場合、当該日の営業終了時点の買呼値で評価される。市場相場を入手できない有価証券またはその他の金融商品をファンドが取得する場合、かかる有価証券は、ファンドが決定するその公正価値で評価される。2021年6月30日現在、投資の公正価値について、相場付けされておらずファンドによって決定されたものはない。

投資取引および投資収益／費用

投資取引は取引日（売買注文が執行される日）基準で会計処理される。投資対象の売却に係る損益は先入先出法を使用し決定される。

投資対象の保有／売却に係る利息の受取／支払は、稼得時／発生時に見越し計上される。ファンドの証券口座に係る利息収入（もしあれば）は、毎月発生する。

受取配当金は、配当落ち日時点で負担している還付請求不能な源泉税込みで計上される。

費用

費用は発生主義で計上される。

外貨換算

2021年6月30日に終了した年度中に実施されなかったが、資産および負債は、豪ドル（以下「機能通貨」という。）以外の通貨で保有されることがあり、財務書類の日付現在の実勢為替レートで機能通貨に換算される。収益および費用は、収益および費用が発生した日付の実勢為替レートで換算される。外貨取引により生じた実現および未実現損益は、それらが生じた期間の損益計算書に含まれる。

ファンドは、投資に係る外国為替レートの変動による運用損益の部分と保有有価証券の市場価格の変動から生じる損益部分を分離していない。かかる変動については、投資による実現および未実現純利益に含まれる。

現金

受託会社は、その保管会社として三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店（以下「保管会社」という。）を任命した。三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店は、同様にしてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「BBH」という。）をその副保管会社に任命した。現金はBBHに保有される当初満期が3か月未満の現金で構成される。

税金

ケイマン諸島の法律に基づき、ファンドには所得税、源泉税およびキャピタル・ゲイン税またはその他の税金が課されない。ケイマン諸島以外の特定の法域において、ファンドが受領した配当金および利息に対して外国税が源泉徴収されることがある。当該法域においてファンドが得たキャピタル・ゲインは、通常、外国法人所得税または源泉徴収税から免除される。キャピタル・ゲイン税は、ファンドのような非居住者による海外の法域における保有資産の処分について課税される可能性がある。一部の法域では、かかるキャピタル・ゲイン税が自己の評価により決定するものとされており、そのような場合、ファンドのブローカーが源泉徴収することができず、非居住者投資者がみずから送金して納税しなければならない可能性がある。非居住の投資者は、税金を自ら支払う義務が課されることがある。ファンドはその業務を遂行することを目的としているため、いずれの法域においても法人所得税を課されない。したがって、当財務書類には法人所得税に対する引当金は設定されていない。受益者は、個々の状況に応じたファンドの税務基準額に対する持分割合で課税されることがある。

ファンドは、税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会ASC第740号）に従う。それは、ファンドの税務ポジションが、適用ある税務当局による税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「支持される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう経営陣に要求するものである。

支持される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税務ベネフィットは、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。投資運用会社はこの権威のある指針のもとで当財務書類に影響が及ぶことはないと判断した。

保証および／または補償

通常の運営の中で、受託会社および／または管理会社は、ファンドに代わって、一般的な補償を提供する様々な条項を含む契約を締結する。これによって、現在はまだ発生していないが、将来、ファンドに対して何らかの請求が起こされる可能性があり、これらの契約に伴うファンドの最大エクスポージャーは不明である。

ASC第480号

ASC第480号の「負債と資本の双方の特性を有する特定の金融商品の会計処理」の規定では、買戻通知で要求される金額および受益証券口数が確定した時点で、買戻しを負債として認識する。この認識日は通常、買戻要求の性質によって、買戻通知の受領時または会計期間の末日のいずれかになる。未払買戻金は、ファンドの運営書類に従った利益／（損失）の配分目的上、資本として処理されることがある。2021年6月30日現在、未払買戻金は728,403豪ドルであった。

3. 公正価値の測定および開示

ASC第820号「公正価値の測定および開示」は、資産または負債の取引活動の量と水準が著しく低下した際にASC第820号に従った公正価値を見積るための追加ガイダンスを規定し、また、秩序のない取引を示唆する状況を特定するためのガイダンスを規定する。

ASC第820号は、公正価値測定に使用される評価手法に対するインプットを優先させる公正価値ヒエラルキーを設定する。ヒエラルキーは、同一の資産または負債の活発な市場における調整なしの上場相場価格（レベル1測定）を最優先とし、また観測不能なインプット（レベル3測定）を最下位とする。

ASC第820号に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは、以下の通りである。

- レベル1－ファンドが測定日にアクセス可能な、同一の資産または負債の活発な市場における調整なしの相場価格を反映するインプット；
- レベル2－活発とは見なされない市場におけるインプットを含む、資産または負債に関して直接的または間接的に観測可能な相場価格以外のインプット；
- レベル3－観測不能なインプット。

インプットは様々な評価手法の適用に際して利用されるものであり、リスクに関する仮定を含め、評価を決定するにあたり市場参加者が用いる仮定を広く示している。金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づいて決定される。投資運用会社は観測可能なデータを、容易に利用可能であり、定期的に配布または更新され、信頼でき検証可能であり、独占されていない、かつ関連市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供される市場データであると見なす。ヒエラルキー内の金融商品の分類は、商品の価格設定における透明性に基づいており、投資運用会社が認識している商品のリスクと必ずしも一致しない。

その価値が活発な市場における相場価格に基づいている投資は、レベル1に分類される。

活発とは見なされない市場で取引されているが、相場価格、ディーラーの気配値、あるいは観測可能なインプットにより支持されるそれに代わるプライシング・ソースなどに基づき評価される投資は、レベル2に分類される。

レベル2の投資には、活発な市場で取引されず、および／または譲渡制限を受けるポジションが含まれるため、非流動性および／または非譲渡性を反映するために調整されることもある。非流動性や非譲渡性については通常、利用可能な市場情報に基づいている。

レベル3に分類される投資は、取引が稀であるか、または全く取引がないため、著しく観測不能なインプットしか有していない。

以下の表は、貸借対照表上のファンドの投資を、2021年6月30日現在の評価ヒエラルキー内のレベル別に表示したものである。

	レベル1 豪ドル	レベル2 豪ドル	レベル3 豪ドル	合計 豪ドル
資産				
株式	96,477,529	—	—	96,477,529
合計	96,477,529	—	—	96,477,529

当期中にレベル間の移動はなかった。

4. 資本

豪ドルクラス受益証券

2020年7月1日現在の発行済受益証券口数	1,273,962
期中発行	340,173
期中買戻し	(657,021)
2021年6月30日現在の発行済受益証券口数	957,114

受益者1名によって、豪ドルクラス受益証券に帰属するすべての受益証券が保有される。

受益証券は、豪ドル建てである。今後、受益証券の追加クラスが募集されることもある。豪ドルクラス受益証券は、以下の（i）項から（iv）項までのいずれにも該当しない者、法人もしくは事業体である適格投資家による入手が可能である。（i）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは米国において存続するパートナーシップ、または米国の法律に基づき設立された法人、信託もしくはその他の事業体、（ii）ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を所在地とする者（慈善信託もしくは慈善団体の目的物、または免税会社もしくは非居住者であるケイマン諸島の会社を除く。）、（iii）適用ある法令に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者、または（iv）（i）項から（iii）項に記載されるいずれかの者、法人または事業体の保管者、名義人または受託者。

管理会社は、受益者への事前通知または受益者の書面による同意を得ることなく、一または複数のファンドの受益証券クラスの発行を決定することがある。

豪ドルクラス受益証券は、受益証券1口当たり100豪ドルの当初価格で発行された。受益証券の各クラスの申込者1名当たりの最低申込口数は、10口とし、10口を超える申込みは、1口単位で行うことができる。

既存受益者による継続申込みについて、受益証券1口当たり購入価格は、買付日に関する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とし、小数第3位以下は四捨五入される。

ファンドの買付日は、各営業日および／または管理会社が各ファンドに関して随時定めるその他の日とする。

受益証券は、受益者の選択により各買戻日に受益証券を提出して買戻しを請求することができる。

（i）管理会社により任命された販売会社としての資格で受益証券の買戻しを請求する者は、関連する買戻日の午後7時（日本時間）まで。ただし、買戻請求者（すなわち関連する販売会社）が買戻し請求に対応する請求を同日の午後2時（日本時間）までに受領していることを条件とする、または（ii）申込者が直接（管理会社により任命された販売会社を通じてではなく）受益証券の買戻し請求をした場合は、関連する買戻日の午後2時（日本時間）までとする。どちらの場合においても、受託会社および管理会社が管理事務代行会社と協議の上特定の場合において決定することがある。

ファンドの買戻日は、各営業日および／または管理会社が各ファンドに関して随時定めるその他の日とする。

いかなる時においても、かつ、いかなる理由によっても、管理会社は、すべてのまたはいずれかの影響を受ける受益者に対し、5営業日前までの通知を行うことにより、ファンドの受益証券の買戻しを適用する買戻価格で行うことができる。

受益証券1口当たりの純資産価格は、ファンドの資産および負債（ファンドに発生した報酬および費用を含む）の差額を発行済み豪ドルクラス受益証券の口数で除して算出される。

管理会社は、受益証券の各クラスに関して、管理会社が投資運用会社と協議の上で決定し、かつ、受託会社が承認する金額の分配（もしあれば）を宣言し、その支払いを手配することができる。かかる分配は受益証券の当該クラスに帰属する配当収入および資本から支払うことができる。

分配落ち日は、毎年6月の最終営業日および／または管理会社が決定したその他の日または日付（以下「分配基準日」という。）の翌営業日とする。

当期に係する最初の分配基準日は、2020年6月の最終営業日であった。将来も分配金が支払われるとの保証はなく、また、将来分配金が支払われる場合においても、かかる分配金と同額が支払われるとの保証はない。分配金3,911,063豪ドル（分配落ち日2020年7月1日）が、2020年7月6日に支払われた。

当期に係するその次の分配基準日は、2021年6月の最終営業日であった。将来も分配金が支払われるとの保証はなく、また、将来分配金が支払われる場合においても、かかる分配金と同額が支払われるとの保証はない。分配金4,345,298豪ドル（分配落ち日2021年7月1日）が、2021年7月6日に支払われた。

5. 関連当事者取引

一方の当事者が、他方の当事者を支配可能であるか、または、他の当事者の財務上および業務上の意思決定に対して重要な影響力を行使可能である場合、それらの当事者は関連していると見なされる。通常の運営以外に、関連当事者との取引はなかった。管理会社、受託会社および関係会社（管理会社または受託会社が支配するか、またはこれらによって支配される会社であり、多くの場合同じ事業グループに属する）は、ファンドの関連当事者と見なされる。当期中に関連当事者に支払った報酬は、損益計算書に開示されている。当期末に関連当事者に支払うべき未払金は貸借対照表に開示されている。

SMBC日興証券株式会社は、全発行済み受益証券を保有する。その結果、SMBC日興証券株式会社による行為はファンドに重大な影響を及ぼす可能性がある。

6. 報酬および費用

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる、純資産価額の年率0.06%に相当する報酬を受領する。

管理事務代行会社はまた、（a）設立手数料5,000米ドル、および（b）ファンドの財務書類作成サポートの提供に関する年間報酬5,000米ドル、（c）ケイマン諸島金融当局に対して行う、ファンドの監査済決算書の届出に関連する年間手数料1,000米ドル、ならびに（d）日本の規制のために必要とされる一定のレポートや報告書等の準備について管理会社またはその受任者を支援することに関連する年間手数料500米ドルを受け取る権利も有する。

管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる純資産価額の年率0.025%に相当する報酬を受領する。

投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる、純資産価額の年率0.73%に相当する報酬を受領する。

副投資運用報酬

投資運用会社は、投資運用会社が受領した報酬から、副投資運用会社の報酬を支払う。

ただし、副投資運用会社のファンドに関する職務遂行に伴い発生したすべての合理的な現金支出費用はファンドから支払われる。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる、純資産価額の年率0.02%に相当する報酬を受領する。

販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる、純資産価額の年率0.70%に相当する報酬を受領する。

代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる、純資産価額の年率0.10%に相当する報酬を受領する。

保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる、純資産価額の年率0.025%に相当する報酬を受領する。

2021年6月30日現在、未払いの報酬は以下の通りである。

	豪ドル
管理事務代行報酬	11,505
管理報酬	2,088
投資運用報酬	187,724
監査報酬	40,395
受託報酬	1,670
販売報酬	180,010
取引手数料	16,051
代行協会員報酬	25,716
保管報酬	11,121
その他の報酬および費用	46,097
	522,377

7. オフ・バランス・シート・リスクおよびリスクの集中

ファンドの取引活動により、ファンドは、市場リスク（価格リスクおよび通貨リスクを含む）、信用リスクならびに流動性リスクなど様々な金融リスクに晒される。

市場リスク

投資額のすべてが元本損失のリスクに相当する。投資運用会社は、投資対象を慎重に選択することによりリスクを低減する。ファンドの投資運用プロセスは、注記1に詳述されている。ファンドの目的の中核は、オーストラリアの取引所に上場されている株式および不動産投資信託のポートフォリオへの投資に対する投資戦略に基づく配当収入および信託財産の中長期的成長を目指すことである。ファンド全体の市場ポジションは、投資運用会社により日々監視される。

市況の下落において、ファンドが保有する株式の価値が下がり、結果として純資産価額が当初元本を下回ることがある。また、発行体の経済状態の悪化もしくは破綻などのマイナスの事象により、株式の価値を実質的に下落させたり、純資産価額に深刻な影響を与えることがある。

通貨リスク

通貨リスクとは、ファンドの資産の一部を外貨建ての有価証券その他の投資対象に投資した時に、かかる資産の価値が為替レートの変動によって有利または不利な影響を受ける可能性のあるリスクである。

2021年6月30日に終了した年度中に実施されなかったが、ファンドは、為替先渡取引を締結することがあり、また豪ドル以外の通貨建ての貨幣性資産および非貨幣性資産ならびに貨幣性負債および非貨幣性負債を有することがある。したがって、他の通貨建て資産および負債の価値が為替レートの変動によって変化するため、通貨リスクに晒されることがある。ファンドは、その通貨リスクに対するエクスポージャーを制限するために、随時通貨ヘッジ取引を締結することがある。

豪ドル以外の通貨建て企業の有価証券に投資する場合、ファンドは、報告される当該有価証券の価値に対し逆効果となる方法で、他の通貨に対する豪ドル為替レートが変動するリスクに晒されることがある。

信用リスク

信用リスクとは、取引相手方がファンドに対するその義務の条件を履行できない場合に、ファンドに発生するであろう潜在的な損失を表す。

受託会社は保管会社を監視し、適切な保管会社であると判断しているが、ファンドが随時利用する当該保管会社またはいずれの保管会社についても、支払不能に陥らないという保証はなく、結果ファンドに損失を招く場合がある。

債務不履行、支払不能もしくは機関の清算などによる顧客の財産を保護する条例および法令がある一方、ファンド資産の保管会社を有する機関が債務不履行の場合に、当該期間中にその資産が利用不能となる、最終的にその資産の完全な回収額よりも少なくなる、またはその両方によりファンドが損失を被ることはないという確証はない。ファンドのすべての現金は、単一機関の保管会社にあるため、かかる損失が重大となり、ファンドがその投資目的を達成する能力を著しく損なう可能性がある。ファンドは、当該機関が債務を返済する義務を履行できない範囲について信用リスクを負う。

流動性リスク

投資者は、受益証券の価値が下落することもあれば上昇することもあるということに留意すべきである。ファンドの投資は、リスクの程度に影響され、ファンドの投資目的が達成されるという保証はない。

ファンドは、日々の受益証券の買戻しリスクに晒されているが、経営陣はファンドがその運営に対する現在および予測可能な義務を果たすために十分な源泉を有しており、また必要な場合、買戻しに充当するための流動性があり、小規模な資本を適切に反映する市場ポジションを得るものと思料する。ファンドがその債務履行能力を確保するため、当該ポジションは経営陣によって継続的に監視される。

管理会社は、投資運用会社と協議の上、英文目論見書の「評価—申込み、買戻しおよび純資産価格の計算」に記載される一定の状況において、受益証券の買戻しの停止を宣言することができる。

COVID-19リスク

当期中、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックは引き続き全世界に拡散している。ビジネスおよび経済活動への著しい混乱を含む、重大な金融市場、経済および社会的混乱を世界的に引き起こしている。経済の混乱は、ファンドが保有するものも含む多くの金融商品の価値を著しく減少させる可能性がある。ファンドに対して最終的にどの程度の影響が生じるかを現時点で予測することは困難であり、投資対象の換金時に初めて最終的に決定されと考えられる。

8. コミットメントおよび偶発事象

2021年6月30日現在、ファンドにコミットメントまたは偶発事象はなかった。

9. 最近の公表

会計基準アップデート（以下「ASU」という。）第2020-04号「金利指標改訂」が当期に生じた新たな公表であるが、ファンドにとっては重大な適用ではない。

10. 後発事象

経営陣は、当財務書類が発行可能となった日付である2021年12月1日までにについて後発事象の検討を行った。

2021年7月1日から2021年12月1日までに、ファンドの発行1,635,064豪ドルおよびファンドの買戻し16,469,903豪ドルが行われた。

当財務書類が公表可能となった日現在、COVID-19に関する混乱の期間および世界市場への影響について未だ不確定のままである。

経営陣は、当財務書類について追加の開示を必要とするようなその他の後発事象はないものと結論付けた。

当財務書類は、2021年12月1日に承認された。

③【投資有価証券明細表等】

オフショア・ストラテジー・ファンド
ーオーストラリア高配当株ファンド
投資有価証券明細表
2021年6月30日現在

株式	名目 保有株数	公正価値 豪ドル	純資産 比率%
オーストラリア			
AGL Energy Ltd	222,605	1,825,361	1.88
Alumina Limited	715,934	1,177,711	1.21
APA Group	223,277	1,987,165	2.04
ASX Ltd	9,533	740,809	0.76
Aurizon Holdings	866,038	3,221,661	3.31
Ausnet Services	1,118,296	1,957,018	2.01
Australia and New Zealand Banking Group	212,622	5,985,309	6.15
Bendigo & Adelaide Bank Limited	101,000	1,059,490	1.09
BHP Group Limited	92,503	4,492,871	4.62
Charter Hall Retail	232,423	883,207	0.91
Coles Group Ltd	125,232	2,140,215	2.20
Commonwealth Bank of Australia	52,162	5,209,419	5.36
Dexus Property Group	54,267	579,029	0.60
Endeavour Group Ltd of Australia	36,152	227,396	0.23
GPT Group	299,457	1,467,339	1.51
GUD Holdings	71,276	854,599	0.88
GWA Group Ltd	248,086	687,198	0.71
Harvey Norman Holdings Ltd	615,320	3,371,954	3.47
Inghams Group Ltd	329,910	1,313,042	1.35
Insurance Australia Group	270,834	1,397,503	1.44
IOOF Holdings	674,344	2,879,449	2.96
JB Hi-Fi Ltd	53,296	2,695,712	2.77
Macquarie Group Ltd	11,581	1,811,616	1.86
Medibank Private Ltd	1,084,113	3,425,797	3.52
National Australia Bank	204,729	5,367,994	5.52
Nine Entertainment	865,817	2,519,527	2.59
Pendal Group Ltd	135,208	1,089,776	1.12
Scentre Group	1,176,800	3,224,432	3.32
Shopping Centres Australasia Property Group	440,284	1,109,516	1.14
Spark Infrastructure	1,045,111	2,351,500	2.42
Star Entertainment Group Ltd	363,453	1,341,142	1.38
Stockland NPV	635,676	2,962,250	3.05
Suncorp Group Ltd	322,299	3,580,742	3.68
Super Retail Group Ltd	46,856	604,911	0.62
Tabcorp Holdings Ltd	418,475	2,167,701	2.23

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

オフショア・ストラテジー・ファンド
ーオーストラリア高配当株ファンド
投資有価証券明細表
 2021年6月30日現在
 （つづき）

株式（つづき）	名目 保有株数	公正価値 豪ドル	純資産 比率%
オーストラリア（つづき）			
Telstra Corp	1,340,726	5,041,130	5.18
Transurban Group	105,293	1,498,319	1.54
Vicinity Centres	1,626,292	2,512,621	2.58
Viva Energy Group Ltd	471,509	910,012	0.94
Wesfarmers Ltd	31,701	1,873,529	1.93
Westpac Banking	149,628	3,861,899	3.97
Woodside Petroleum	76,145	1,691,181	1.74
Woolworths Ltd	36,152	1,378,477	1.42
オーストラリア合計			
（取得原価：87,746,804豪ドル）		96,477,529	99.21

記号	通貨	国名
AUD	豪ドル	オーストラリア

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

[次へ](#)

DocuSign Envelope ID: 33CD1048-8A3B-4CD2-B922-A955F90AFCFB

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Statement of Assets and Liabilities

June 30, 2021

	Notes	2021 AUD
Assets		
Investments, fair value (Cost: AUD87,746,804)	2,3	96,477,529
Cash	2	1,181,145
Receivable for units issued		240,603
Dividends receivable		595,561
Other assets		<u>5,320</u>
Total Assets		<u>98,500,158</u>
Liabilities		
Payable for units repurchased		728,403
Fees payable	6	<u>522,377</u>
Total Liabilities		<u>1,250,780</u>
Net Assets		<u>97,249,378</u>
Net Asset Value ("NAV") per unit - Class AUD Units (based on Net Assets of AUD97,249,378 and 957,114 units outstanding)		<u>AUD101.61</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Signed on behalf of the Trustee

DocuSigned by:
Conor Curtin
C20EC22203295479...

DocuSigned by:
David O'Keefe
225EC26D545F44B

Date: 01 December 2021

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Statement of Operations
For the year ended June 30, 2021

	2021 AUD
Investment income	
Dividend income (net of withholding taxes: AUD1,223,160)	4,685,983
Interest income	<u>21</u>
Total investment income	<u>4,686,004</u>
Expenses	
Administration fees	70,927
Manager fees	27,123
Investment Manager fees	791,036
Audit fees	35,990
Trustee fees	21,698
Distributor fees	758,527
Transaction fees	38,805
Agent Company fees	108,376
Custodian fees	26,860
Other fees and expenses	<u>101,182</u>
Total fund expenses	<u>1,980,524</u>
Net investment income	<u>2,705,480</u>
Net realized and change in unrealized gain	
Net realized loss on investments in securities	(2,431,276)
Net change in unrealized appreciation on investments in securities	<u>22,379,917</u>
Net realized and change in unrealized gain	<u>19,948,641</u>
Net increase in Net Assets resulting from operations	<u>22,654,121</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND

Statement of Changes in Net Assets
For the year ended June 30, 2021

	2021 AUD
Net increase in Net Assets resulting from operations	
Net investment income	2,705,480
Net realized loss on investments in securities	(2,431,276)
Net change in unrealized appreciation on investments in securities	<u>22,379,917</u>
Net increase in Net Assets resulting from operations	<u>22,654,121</u>
Distributions to Unitholders	
Class AUD Units	<u>(3,911,063)</u>
Capital Transactions	
Units issued	30,223,472
Units redeemed	<u>(61,240,823)</u>
Net decrease in Net Assets resulting from capital transactions	<u>(31,017,351)</u>
Total decrease in Net Assets	(12,274,293)
Net Assets	
Beginning of year	<u>109,523,671</u>
End of year	<u>97,249,378</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
 A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Statement of Cash Flows
 For the year ended June 30, 2021

	2021 AUD
Cash flows from operating activities	
Net increase in Net Assets resulting from operations	22,654,121
Adjustments to reconcile net increase in Net Assets resulting from operations to net cash provided by operating activities:	
Purchase of investments	(20,600,091)
Proceeds from sale of investments	51,044,914
Net realized loss on investments in securities	2,431,276
Net change in unrealized appreciation on investments in securities	(22,379,917)
Change in assets and liabilities related to operations:	
Increase in dividends receivable	(206,556)
Decrease in other assets	21,327
Decrease in fees payable	(8,524)
Net cash provided by operating activities	<u>32,956,550</u>
Cash flows provided by financing activities	
Proceeds from units issued	32,424,766
Payments for units redeemed	(61,670,054)
Distributions paid to Unitholders	(3,911,063)
Net cash used in financing activities	<u>(33,156,351)</u>
Net change in cash	(199,801)
Cash at beginning of year	<u>1,380,946</u>
Cash at end of year	<u>1,181,145</u>
Supplementary information:	
Interest paid	(1,650)
Dividends received (net of withholding taxes)	4,479,427

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
 A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Financial Highlights
 For the year ended June 30, 2021

	Class AUD Units AUD
Per Unit operating performance:	
NAV per unit, beginning of year	<u>85.97</u>
Income from investment operations (B)	
Net investment income	2.27
Net realized and change in unrealized gain	<u>16.44</u>
Total from investment operations	<u>18.71</u>
Distributions	<u>(3.07)</u>
NAV per unit, end of year	<u>101.61</u>
Total Return (A)	<u>22.54%</u>
Ratios/supplemental data:	
Ratio of expenses to average Net Assets (A)	<u>(1.85%)</u>
Ratio of net investment income to average Net Assets (A)	<u>2.53%</u>

(A) Total return is calculated based on the change in the NAV during the year and assuming that all dividends are reinvested. Expense ratio and net investment income ratio are calculated based on the average Net Assets outstanding throughout the year. The financial highlights are reflected after all investment-related and operating expenses.

(B) Results may vary based on the timing of capital transactions. Per unit information is calculated based upon the monthly average units outstanding during the year.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Notes to the Financial Statements

June 30, 2021

1. Description of the Trust

Australian High Dividend Equity Fund (the “Fund”) is a series trust of Offshore Strategy Fund (the “Trust”), an open-ended unit trust established by a master trust deed dated July 29, 2016 (the “Master Trust Deed”), under the laws of the Cayman Islands. The Fund was constituted by a supplemental trust deed (the “Supplemental Trust Deed”) dated July 29, 2016, under the laws of the Cayman Islands. The Fund commenced operations on September 28, 2016.

Pursuant to a merger between Legg Mason Asset Management (Japan) Co., Ltd. and Franklin Templeton Investments Japan Limited on April 1, 2021, Franklin Templeton Investments Japan Limited merged into Legg Mason Asset Management (Japan) Co., Ltd. as the surviving company (the “Merger”). Following the Merger, Legg Mason Asset Management (Japan) Co., Ltd. changed its name to Franklin Templeton Japan Co., Ltd (the “Investment Manager”). The Fund’s assets are managed on a day-to-day basis by the Investment Manager. The Investment Manager delegates sub-investment management duties to Legg Mason Asset Management Australia Limited (the “Sub-Investment Manager”). International Management Services Ltd. (the “Manager”) serves as the Fund’s Manager. SMT Fund Services (Ireland) Limited (the “Administrator”) serves as the Fund’s Administrator.

The investment objective of the Fund is to seek to obtain income gain and medium to long-term capital appreciation by investing mainly in stocks and REITs that are listed on an exchange in Australia. The Fund will put emphasis on income levels and will select securities that pay relatively high dividends. The Fund will invest in securities that are listed on an exchange, including REITs and other exchange-traded vehicles. The Fund will pay attention to liquidity and will seek to build a liquid portfolio.

Under the terms of the Supplemental Trust Deed and the Master Trust Deed, G.A.S. (Cayman) Limited (the “Trustee”) is named as Trustee of the Fund.

2. Summary of Significant Accounting Policies

Basis of Preparation

The accompanying financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America (“U.S. GAAP”). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires the Fund’s management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosures of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting year. Actual results, including the ultimate amount realized upon the sale of fair valued investments, could differ from those estimates and such differences may be significant.

The Fund is an investment company and accordingly follows the Investment Company accounting and reporting guidance of the Financial Accounting Standards Codification (“ASC”) 946, Financial Services-Investment Companies.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Notes to the Financial Statements

June 30, 2021

(Continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

The following is a summary of significant accounting policies followed by the Fund in preparing the financial statements:

Valuation of Investments

The following valuation policy is applied in determination of the value of the Fund's investments:

Securities listed on an exchange and which are freely transferable are valued at their last sales price on such exchange on the date of determination, or if no sales occurred on such day, at the "bid" price at the close of business on such day. Securities traded over the counter which are freely transferable shall be valued at the last sales price on the date of determination, or if no sales occurred on such day, at the "bid" price at the close of business on such day. In the event the Fund acquires securities or other financial instruments for which market quotations are not available, such securities will be valued at their fair value as determined by the Fund. At June 30, 2021, no fair values of investments were determined by the Fund in the absence of quoted prices.

Investment Transactions and Investment Income/Expense

Investment transactions are accounted for on a trade-date basis (date the order to buy or sell is executed). Gains and losses on the sale of investments are determined using the first in first out cost method.

Interest income/expense on investments held/sold is accrued as earned/incurred. Interest earned on the Fund's brokerage account, if any, will be accrued monthly.

Dividend income is recorded gross of any non-reclaimable withholding taxes suffered on an ex-dividend date basis.

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis as incurred.

Foreign Currency Translation

Although having not done so during the year ended June 30, 2021, assets and liabilities may be held in currencies other than AUD (the "Functional Currency") and are translated to the Functional Currency at the rate of exchange prevailing at the financial statement date. Income and expenses are translated at the rate of exchange prevailing at the date on which the income or expense is incurred. Realized and unrealized gains and losses arising on foreign currency transactions are included in the Statement of Operations in the period in which they occur.

The Fund does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realized and unrealized gain or loss from investments.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Notes to the Financial Statements

June 30, 2021

(Continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

Cash

The Trustee has appointed Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) as its custodian (the “Custodian”). Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch), has in turn, appointed Brown Brothers Harriman & Co. (“BBH”) as its sub-custodian. Cash comprise cash with original maturities of 3 months or less held at BBH.

Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, withholding, capital gains or other taxes payable by the Fund. In certain jurisdictions other than the Cayman Islands, foreign taxes may be withheld at source on dividends and interest received by the Fund. Capital gains derived by the Fund in such jurisdictions generally will be exempt from foreign income or withholding taxes at source. Capital gains tax may be suffered by non-residents, such as the Fund on the disposal of holdings in foreign jurisdictions. In certain jurisdictions, these capital gains taxes are required to be determined on a self-assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted at source by the Fund’s brokers on a “withholding” basis. The non-resident investors may be obligated to remit the tax on their own. The Fund intends to conduct its affairs such that it will not be subject to income tax in any jurisdiction. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements. Unitholders may be taxed on their proportionate share of the Fund’s tax basis income based on their individual circumstances.

The Fund follows the authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board ASC 740), which requires management to determine whether a tax position of the Fund is more likely than not to be sustained upon examination by the applicable taxing authority, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position.

For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax benefit recognized on the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Investment Manager has determined that there is no effect on the financial statements being under this authoritative guidance.

Guarantees and/or Indemnifications

In the normal course of business the Trustee and/or Manager, on behalf of the Fund, enters into contracts that contain a variety of representations, which provide general indemnifications. The Fund’s maximum exposure under these arrangements is unknown, as this would involve future claims that may be made against the Fund that have not yet occurred.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Notes to the Financial Statements

June 30, 2021

(Continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

ASC 480

ASC 480, "Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of Both Liabilities and Equity", recognizes redemptions as liabilities, when the amount and number of units requested in the redemption notice becomes fixed. This generally may occur at the time of the receipt of the notice, or on the last day of a fiscal period, depending on the nature of the request. Redemptions payable may be treated as capital for purposes of allocations of gains/(losses) pursuant to the Fund's governing documents. As at June 30, 2021, there were redemptions payable of AUD728,403.

3. Fair Value Measurements and Disclosures

ASC 820, "Fair Value Measurements and Disclosures", provides additional guidance for estimating fair value in accordance with ASC 820 when the volume and level of activity for the asset or liability have significantly decreased and provides guidance on identifying circumstances that indicate a transaction is not orderly. ASC 820 establishes a fair value hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure fair value. The hierarchy gives the highest priority to unadjusted listed prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurements) and the lowest priority to unobservable inputs (Level 3 measurements).

The three levels of the fair value hierarchy under ASC 820 are as follows:

- Level 1 – Inputs that reflect unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that the Fund has the ability to access at the measurement date;
- Level 2 – Inputs other than quoted prices that are observable for the asset or liability either directly or indirectly, including inputs in markets that are not considered to be active;
- Level 3 – Inputs that are unobservable.

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. The Investment Manager considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Investment Manager's perceived risk of that instrument.

Investments whose values are based on quoted market prices in active markets are classified within Level 1.

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Notes to the Financial Statements

June 30, 2021

(Continued)

3. Fair Value Measurements and Disclosures (continued)

Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs, as they trade infrequently or not at all.

The following table presents the investment in the Fund carried on the Statement of Assets and Liabilities by level within the valuation hierarchy as of June 30, 2021:

Assets	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Equities	96,477,529	-	-	96,477,529
Total	96,477,529	-	-	96,477,529

There were no transfers between the levels during the year.

4. Unit Capital

	Class AUD Units
Number of units outstanding at July 1, 2020	1,273,962
Units issued during the year	340,173
Units redeemed during the year	(657,021)
Number of units outstanding at June 30, 2021	957,114

One unitholder holds all of the Units attributable to Class AUD Units.

The Units are denominated in AUD. Additional classes of Units may be offered in the future. Class AUD Units are available to an eligible investor who is any person, corporation or entity which is not (i) a citizen or resident of the US, a partnership organized or existing in the US, or any corporation, trust or other entity organized under the laws of or existing in the US; (ii) resident or domiciled in the Cayman Islands (excluding any object of a charitable trust or power or an exempted or non-resident Cayman Islands company); (iii) unable to subscribe for or hold Units without violating applicable laws, or (iv) a custodian, nominee, or trustee for any person, corporation or entity described in (i) to (iii) above.

The Manager may determine to issue one or more classes of Units of the Fund without prior notice to or written consent of the unitholders.

Class AUD Units were first issued at an initial issue price of AUD100 per Unit. The minimum subscription amount per subscriber in respect of each class of unit is ten units, and subscriptions for more than ten Units may only be made in one Unit increments.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Notes to the Financial Statements

June 30, 2021

(Continued)

4. Unit Capital (continued)

For subsequent subscriptions by existing unitholders, the purchase price per unit will be the NAV per Unit of the relevant class of units on the valuation day falling on the relevant subscription day and rounded naturally to two decimal places.

The subscription day for the Fund shall be each business day and/or such other day or days that the Manager may from time to time determine in respect of the Fund.

Units may be submitted for repurchase at the option of unitholders (i) in the case of the unitholder who is requesting units to be repurchased in their capacity as a distributor appointed by the Manager, by no later than 7.00pm (Tokyo time) on the relevant repurchase day, provided that such repurchase request relates solely to units in respect of which the unitholder (being the relevant distributor) has received a corresponding repurchase request prior to 2.00pm (Tokyo time) on the same day; or (ii) in the case of a unitholder requesting units to be repurchased directly (and not as a distributor appointed by the Manager), prior to 2.00pm (Tokyo time) on the relevant repurchase day; or, in either case, such other time as the Trustee and the Manager, after consultation with the Administrator, may in any particular case determine.

The repurchase day for the Fund shall be each business day and/or such other day or days that the Manager may from time to time determine in respect of the Fund.

At any time and for any reason, the Manager may, by giving five business days' notice to all or any affected unitholders, repurchase units of the Fund at the applicable repurchase price.

The NAV per Unit is calculated by dividing the difference in value between the Fund's assets and liabilities (including accrued fees and expenses of the Fund) by the number of Class AUD Units outstanding.

The Manager may declare and arrange for the payment of distributions in respect of any class of units of such amount (if any) as shall be determined by the Manager, after consultation with the Investment Manager, and approved by the Trustee, which may be paid out of the income and capital attributable to the relevant class of units.

The ex-distribution date will be the next business day after the last business day of June every year and/or such other date or dates as the Manager may determine (the "Distribution Record Date").

The first Distribution Record Date of the year was on the last business day of June 2020. There is no guarantee that any future distributions will be paid or if paid, will be paid in such amounts. Dividends of AUD3,911,063 (with an ex-dividend date of July 1, 2020) were paid on July 6, 2020.

The second Distribution Record Date of the year was on the last business day of June 2021. There is no guarantee that any future distributions will be paid or if paid, will be paid in such amounts. Dividends of AUD4,345,298 (with an ex-dividend date of July 1, 2021) were paid on July 6, 2021.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Notes to the Financial Statements

June 30, 2021

(Continued)

5. Related Party Transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. There were no transactions with related parties other than those in the normal course of business. The Manager, Trustee and related companies (a company that controls or is controlled by the Manager or the Trustee, often one that is in the same business group) are deemed to be related to the Fund. Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Operations. Amounts payable to related parties at the year end are disclosed in the Statement of Assets and Liabilities.

SMBC Nikko Securities Inc., holds 100% of all units in issue. As a result, any actions of SMBC Nikko Securities Inc., can materially impact the Fund.

6. Fees and Expenses

Administration Fees

The Administrator receives out of the assets of the Fund, a fee of 0.06% per annum of the NAV, accrued and calculated as of each valuation day and payable monthly in arrears.

The Administrator is also entitled to; (a) an establishment fee of US\$5,000; (b) an annual fee of US\$5,000 in connection with provision of assistance in connection to the preparation of the financial statements of the Fund; (c) an annual fee of US\$1,000 in connection with filing the audited accounts of the Fund with the Cayman Islands Monetary Authority; and (d) an annual fee of US\$500 in connection with facilitating the Manager or its delegate in the preparation of certain reports and/or statements required for Japanese regulatory purposes.

Manager Fees

The Manager receives out of the assets of the Fund, a fee of 0.025% per annum of the NAV, accrued and calculated on each valuation day and paid monthly in arrears.

Investment Manager Fees

The Investment Manager receives out of the assets of the Fund, a fee of 0.73% per annum of the NAV, accrued and calculated on each valuation day and paid quarterly in arrears.

Sub-Investment Manager Fees

The Investment Manager pays a fee to the Sub-Investment Manager out of the fee received by the Investment Manager.

However, all reasonable out-of-pocket expenses incurred by the Sub-Investment Manager in performance of its duties in relation to the Fund will be payable out of the Fund.

Trustee Fees

The Trustee receives out of the assets of the Fund, a fee of 0.02% per annum of the NAV, accrued and calculated as of each valuation day and payable monthly in arrears.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
 A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Notes to the Financial Statements

June 30, 2021

(Continued)

6. Fees and Expenses (continued)

Distributor Fees

The Distributor receives out of the assets of the Fund, a fee of 0.70% per annum of the NAV, accrued and calculated on each valuation day and paid quarterly in arrears.

Agent Company Fees

The Agent Company receives out of the assets of the Fund, a fee of 0.10% per annum of the NAV, accrued and calculated on each valuation day and paid quarterly in arrears.

Custodian Fees

The Custodian receives out of the assets of the Fund, a fee of 0.025% per annum of the NAV, accrued and calculated on each valuation day and paid monthly in arrears.

The fees payable as at June 30, 2021 are as follows:

	AUD
Administration fees	11,505
Manager fees	2,088
Investment Manager fees	187,724
Audit fees	40,395
Trustee fees	1,670
Distributor fees	180,010
Transaction fees	16,051
Agent Company fees	25,716
Custodian fees	11,121
Other fees and expenses	46,097
	<u>522,377</u>

7. Off Balance Sheet Risks and Concentration of Risks

The Fund's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including price risk and currency risk), credit risk and liquidity risk.

Market Risk

All investments present a risk of loss of capital. The Investment Manager moderates this risk through a careful selection of investments. The Fund's investment management process is described in Note 1. The primary element of the Fund's objective is to seek to achieve income gain and capital appreciation over the mid to long term based on its investment strategy of investing in a portfolio of equities and REITs that are listed on an exchange in Australia. The Fund's overall market positions are monitored on a daily basis by the Investment Manager.

In a falling market environment, the value of the equities held by the Fund may decline, and as a result, the NAV may decline below its initial principal amount. Also, adverse developments in an issuer's economic conditions or such negative events as bankruptcy may cause the value of the equities to decline substantially and may significantly impact the NAV.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Notes to the Financial Statements

June 30, 2021

(Continued)

7. Off Balance Sheet Risks and Concentration of Risks (continued)

Currency Risk

Currency risk is the risk that as certain assets of the Fund may be invested in securities and other investments denominated in foreign currencies, the value of such assets may be affected favourably or unfavourably by fluctuations in currency rates.

Although having not done so during the year ended June 30, 2021, the Fund may enter into forward foreign currency exchange contracts and hold monetary and non-monetary assets and incur monetary and non-monetary liabilities denominated in currencies other than AUD. It may therefore be exposed to currency risk, as the value of the assets and liabilities denominated in other currencies will fluctuate due to changes in exchange rates. The Fund may also enter into currency hedging transactions from time to time in order to limit its exposure to currency risk.

If investing in the securities of companies that are denominated in non-AUD currencies, the Fund may be exposed to risks that the exchange rate of AUD relative to other currencies may change in a manner that has an adverse effect on the reported value of those securities.

Credit Risk

Credit risk represents the potential loss that the Fund would incur if the counterparties failed to perform pursuant to the terms of their obligations to the Fund.

Although the Trustee monitors the Custodian and believes it to be an appropriate custodian, there is no guarantee that this or any custodian that the Fund may use from time to time, will not become insolvent, the result of which could lead to losses for the Fund.

While there are codes and acts to protect customer property in the event of a failure, insolvency or liquidation of an institution, there is no certainty that, in the event of a failure of an institution that has custody of Fund assets, the Fund would not incur losses due to its assets being unavailable for a period of time, ultimately less than full recovery of its assets, or both. Because all of the Fund's cash is in custody with a single institution, such losses could be significant and could materially impair the ability of the Fund to achieve its investment objective. The Fund is subject to credit risk to the extent that this institution may be unable to fulfill its obligations to repay amounts owed.

Liquidity Risk

Investors should be aware that the value of units might fall as well as rise. Investment in the Fund involves a degree of risk; there can be no assurance that the Fund's investment objective will be achieved.

The Fund is exposed to daily repurchase of its units but management believes that the Fund has sufficient resources to meet the present and foreseeable needs of its business operations and, if necessary, the liquidity to fund repurchases and achieve a market position appropriately reflecting a smaller capital base. This position is monitored continually by management to ensure that the Fund has the ability to meet its obligations.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Notes to the Financial Statements

June 30, 2021

(Continued)

7. Off Balance Sheet Risks and Concentration of Risks (continued)

Liquidity Risk (continued)

The Manager, after consultation with the Investment Manager, may declare a suspension of the repurchase of units in certain circumstances as described in the section of the Offering Memorandum headed “Valuations - Suspension of Issues, Repurchases and Calculation of Net Asset Value”.

COVID-19 Risk

During the year, a viral Covid-19 pandemic has continued to spread across the globe. It is causing very significant financial market, economic and social dislocation globally, including very significant disruption to business and economic activity. The economic disruption may significantly reduce the value of many financial instruments including those held by the Fund. The ultimate extent of the effect of this on the Fund is not possible to estimate at this time and will only be finally determined on realization of investments.

8. Commitments and Contingencies

As at June 30, 2021, the Fund had no commitments or contingencies.

9. Recent Pronouncements

Accounting Standards Update (“ASU”) 2020-04 - Reference Rate Reform, is a new pronouncement that occurred during the year, and is not materially applicable to this Fund.

10. Subsequent Events

Management performed a subsequent events review up to December 1, 2021, which is the date the financial statements were available to be issued.

Effective July 1, 2021 through to December 1, 2021 investors subscribed AUD1,635,064 into the Fund and investors redeemed AUD16,469,903 from the Fund.

As at the date the financial statements were available to be issued, uncertainty still remains around the length of the disruption of COVID-19 and the impact on global markets.

Management concluded that there were no other subsequent events which required additional disclosure in these financial statements.

The financial statements were approved on December 1, 2021.

AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND

Schedule of Investments

June 30, 2021

Equities	Nominal Holding	Fair Value AUD	% of NAV
Australia			
AGL Energy Ltd	222,605	1,825,361	1.88
Alumina Limited	715,934	1,177,711	1.21
APA Group	223,277	1,987,165	2.04
ASX Ltd	9,533	740,809	0.76
Aurizon Holdings	866,038	3,221,661	3.31
Ausnet Services	1,118,296	1,957,018	2.01
Australia and New Zealand Banking Group	212,622	5,985,309	6.15
Bendigo & Adelaide Bank Limited	101,000	1,059,490	1.09
BHP Group Limited	92,503	4,492,871	4.62
Charter Hall Retail	232,423	883,207	0.91
Coles Group Ltd	125,232	2,140,215	2.20
Commonwealth Bank of Australia	52,162	5,209,419	5.36
Dexus Property Group	54,267	579,029	0.60
Endeavour Group Ltd of Australia	36,152	227,396	0.23
GPT Group	299,457	1,467,339	1.51
GUD Holdings	71,276	854,599	0.88
GWA Group Ltd	248,086	687,198	0.71
Harvey Norman Holdings Ltd	615,320	3,371,954	3.47
Inghams Group Ltd	329,910	1,313,042	1.35
Insurance Australia Group	270,834	1,397,503	1.44
IOOF Holdings	674,344	2,879,449	2.96
JB Hi-Fi Ltd	53,296	2,695,712	2.77
Macquarie Group Ltd	11,581	1,811,616	1.86
Medibank Private Ltd	1,084,113	3,425,797	3.52
National Australia Bank	204,729	5,367,994	5.52
Nine Entertainment	865,817	2,519,527	2.59
Pandal Group Ltd	135,208	1,089,776	1.12
Scentre Group	1,176,800	3,224,432	3.32
Shopping Centres Australasia Property Group	440,284	1,109,516	1.14
Spark Infrastructure	1,045,111	2,351,500	2.42
Star Entertainment Group Ltd	363,453	1,341,142	1.38
Stockland NPV	635,676	2,962,250	3.05
Suncorp Group Ltd	322,299	3,580,742	3.68
Super Retail Group Ltd	46,856	604,911	0.62
Tabcorp Holdings Ltd	418,475	2,167,701	2.23

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND

Schedule of Investments

June 30, 2021

(Continued)

Equities (continued)	Nominal Holding	Fair Value AUD	% of NAV
Australia (continued)			
Telstra Corp	1,340,726	5,041,130	5.18
Transurban Group	105,293	1,498,319	1.54
Vicinity Centres	1,626,292	2,512,621	2.58
Viva Energy Group Ltd	471,509	910,012	0.94
Wesfarmers Ltd	31,701	1,873,529	1.93
Westpac Banking	149,628	3,861,899	3.97
Woodside Petroleum	76,145	1,691,181	1.74
Woolworths Ltd	36,152	1,378,477	1.42
Total Australia (Cost: AUD87,746,804)		96,477,529	99.21

Symbol	Currency	Country
AUD	Australian Dollar	Australia

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

(2) 【2020年6月30日終了年度】

① 【貸借対照表】

オフショア・ストラテジー・ファンド

ーオーストラリア高配当株ファンド

貸借対照表

2020年6月30日

		2020年	
	注記	豪ドル	千円
資産			
投資有価証券、公正価値（取得原価：120,622,902豪ドル）	3	106,973,711	9,155,880
現金		1,380,946	118,195
受益証券の発行未収金		2,441,897	209,002
未収配当金		389,005	33,295
その他の資産		26,647	2,281
資産合計		111,212,206	9,518,653
負債			
受益証券の買戻未払金		1,157,634	99,082
未払報酬	6	530,901	45,440
負債合計		1,688,535	144,522
純資産		109,523,671	9,374,131
1口当たり純資産価格（「NAV」） ー豪ドルクラス受益証券 （純資産額109,523,671豪ドルおよび 発行済受益証券1,273,962口に基づく）		85.97	7,358 円

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

受託会社を代表して署名

署名

署名

日付：2020年12月1日

②【損益計算書】

**オフショア・ストラテジー・ファンド
ーオーストラリア高配当株ファンド
損益計算書**

2020年6月30日に終了した年度

	2020年	
	豪ドル	千円
投資収益		
受取配当金（源泉徴収税1,006,388豪ドル控除後）	4,041,277	345,893
利息	5,931	508
投資収益合計	4,047,208	346,401
費用		
管理事務代行報酬	65,490	5,605
管理報酬	24,069	2,060
投資運用報酬	703,546	60,217
監査報酬	43,984	3,765
受託報酬	19,255	1,648
販売報酬	674,633	57,742
取引手数料	78,963	6,758
代行協会員報酬	96,276	8,240
保管報酬	24,516	2,098
その他の報酬	158,015	13,525
ファンド費用合計	1,888,747	161,658
純投資収益	2,158,461	184,743
実現純損失および未実現損失の純変動		
投資有価証券に係る実現純損失	(3,341,868)	(286,030)
投資有価証券に係る未実現評価損の純変動	(14,643,460)	(1,253,334)
実現純損失および未実現損失の純変動	(17,985,328)	(1,539,364)
運用による純資産の純減少額	(15,826,867)	(1,354,622)

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

オフショア・ストラテジー・ファンド
ーオーストラリア高配当株ファンド
純資産変動計算書
2020年6月30日に終了した年度

	2020年	
	豪ドル	千円
運用による純資産の純減少額		
純投資収益	2,158,461	184,743
投資有価証券に係る実現純損失	(3,341,868)	(286,030)
投資有価証券に係る未実現評価損の純変動	(14,643,460)	(1,253,334)
	<u>(15,826,867)</u>	<u>(1,354,622)</u>
運用による純資産の純減少額		
受益者への分配		
豪ドルクラス受益証券	(3,535,032)	(302,563)
	<u>(3,535,032)</u>	<u>(302,563)</u>
資本取引		
受益証券の発行	72,435,441	6,199,749
受益証券の買戻し	(20,386,283)	(1,744,862)
	<u>52,049,158</u>	<u>4,454,887</u>
資本取引による純資産の純増加額		
	<u>52,049,158</u>	<u>4,454,887</u>
純資産の総増加額		
	<u>32,687,259</u>	<u>2,797,702</u>
純資産額		
期首	<u>76,836,412</u>	<u>6,576,429</u>
期末	<u><u>109,523,671</u></u>	<u><u>9,374,131</u></u>

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

オフショア・ストラテジー・ファンド
ーオーストラリア高配当株ファンド
キャッシュ・フロー計算書
2020年6月30日に終了した年度

	2020年	
	豪ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー		
運用による純資産の純減少額	(15,826,867)	(1,354,622)
運用による純資産の純減少額と運用活動に使用された純現金を一致させるための調整：		
投資対象の購入	(70,054,107)	(5,995,931)
投資対象の売却手取額	19,540,688	1,672,487
投資有価証券に係る実現純損失	3,341,868	286,030
投資有価証券に係る未実現評価損の純変動	14,643,460	1,253,334
運用に関連する資産および負債の変動		
未収配当金の減少	108,472	9,284
未収利息の減少	922	79
その他の資産の減少	89,352	7,648
未払報酬の増加	140,567	12,031
運用活動に使用された純現金	<u>(48,015,645)</u>	<u>(4,109,659)</u>
財務活動により生じたキャッシュ・フロー		
受益証券発行による収入	71,067,488	6,082,666
受益証券買戻しによる支出	(19,450,299)	(1,664,751)
受益者への分配	<u>(3,535,032)</u>	<u>(302,563)</u>
財務活動により生じた現金（純額）	<u>48,082,157</u>	<u>4,115,352</u>
現金の純変動	66,512	5,693
現金の期首残高	<u>1,314,434</u>	<u>112,502</u>
現金の期末残高	<u><u>1,380,946</u></u>	<u><u>118,195</u></u>
情報の補足開示：		
受取利息	6,852	586
受取配当金（源泉徴収税控除後）	4,149,749	355,177

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

オフショア・ストラテジー・ファンド
 ーオーストラリア高配当株ファンド
 財務ハイライト
 2020年6月30日に終了した年度

豪ドルクラス受益証券

豪ドル

受益証券1口当たり運用成績：

期首における受益証券1口当たりNAV	107.16
投資運用による収益（B）	
純投資収益	2.14
実現純損失および未実現損失の純変動	(18.40)
投資運用による合計	(16.26)
分配金	(4.93)
期末における受益証券1口当たりNAV	85.97
トータルリターン（A）	(17.10%)
比率／補足データ：	
平均純資産額に対する費用比率（A）	(1.90%)
平均純資産額に対する純投資収益比率（A）	2.18%

（A）トータルリターンは、当期中のNAVの変動に基づき計算され、すべての配当金が再投資されるものと仮定している。費用比率および純投資収益比率は当期中の平均純資産残高に基づいて計算される。財務ハイライトは、すべての投資関連費用および運用費用を反映したものである。

（B）資本取引のタイミングにより結果は異なる。受益証券1口当たりの情報については、当期中の月平均受益証券口数残高に基づいて計算される。

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

オフショア・ストラテジー・ファンド**ーオーストラリア高配当株ファンド****財務書類に対する注記**

2020年6月30日

1. トラストに関する説明

オーストラリア高配当株ファンド（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、2016年7月29日付基本信託証書（以下「基本信託証書」という。）により設定されたオープン・エンド型のユニット・トラストであるオフショア・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンドである。オーストラリア高配当株ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき、2016年7月29日付補遺信託証書（以下「補遺信託証書」という。）により組成された。ファンドは、2016年9月28日に運用を開始した。

インターナショナル・マネジメント・サービシズ・リミテッド（以下「管理会社」という。）は、ファンドの管理会社として従事する。ファンドの資産は、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（以下「投資運用会社」という。）により日々運用される。投資運用会社は、レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド（以下「副投資運用会社」という。）に副投資運用業務を委任する。エスエムティー・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）は、ファンドの管理事務代行会社として従事する。

ファンドの投資目的は、主にオーストラリアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託証券を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の中長期的成長を目指すことである。ファンドは、配当水準を重視し、相対的に高配当の銘柄を選定する。ファンドは、不動産投資信託証券およびその他の上場ビークルを含む、取引所に上場している銘柄に投資する。ファンドは、流動性に配慮し、流動性の高いポートフォリオの構築を図る。

補遺信託証書および基本信託証書の条項に基づき、G.A.S.（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が、ファンドの受託会社として任命された。

2. 重要な会計方針の要約

添付の当財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国GAAP」という。）に準拠して作成されている。米国GAAPに準拠した財務書類の作成において、ファンドの経営陣は、見積りおよび仮定を行うよう求められるが、これらは、財務書類の日付時点に報告されている資産および負債の金額ならびに偶発資産および負債の開示事項、ならびに当期中に報告されている収益および費用の金額に影響を及ぼすものである。公正価値による投資売却時に実現した最終金額を含む実際の結果は、それらの見積りとは異なることがあり、重大な差異となることもありうる。

ファンドは投資会社であり、財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）および会計基準編纂書（以下「ASC」という。）第946号「金融サービス-投資会社」の投資会社会計および報告ガイダンスに従う。

有価証券および契約上の取引は、取引日／約定日ベースで計上される。受取利息は、適用ある源泉税を控除した実行利回りベースで計上される。支払利息およびその他の費用は、発生主義で計上される。有価証券取引による実現損益は、先入先出法を使用し計算される。投資の評価額の変動は、未実現評価益または評価損として損益計算書に計上される。

以下は、財務書類の作成にあたってファンドが従った重要な会計方針の要約である。

投資の評価

以下の評価方針が、ファンドの投資評価額を決定する際に適用される。

取引所に上場されている譲渡性のある有価証券は、算定日の当該取引所における最終販売価格で評価されるか、もしくは当該日に販売が行われなかった場合、当該日の営業終了時点の買呼値で評価される。店頭で取引されている譲渡性のある有価証券は、算定日の最終販売価格で評価されるか、もしくは当該日に販売が行われなかった場合、当該日の営業終了時点の買呼値で評価される。市場相場を入手できない有価証券またはその他の金融商品をファンドが取得する場合、かかる有価証券は、ファンドが決定するその公正価値で評価される。2020年6月30日現在、投資の公正価値について、相場付けされておらずファンドによって決定されたものはない。

費用

費用は発生主義で計上される。

外貨換算

2020年6月30日に終了した年度中に実施されなかったが、資産および負債は、オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」または「機能通貨」という。）以外の通貨で保有されることがあり、財務書類の日付現在の実勢為替レートで機能通貨に換算される。収益および費用は、収益および費用が発生した日付の実勢為替レートで換算される。外貨取引により生じた実現および未実現損益は、それらが生じた年度の損益計算書に含まれる。

ファンドは、投資に係る外国為替レートの変動による運用損益の部分と保有有価証券の市場価格の変動から生じる損益部分を分離していない。かかる変動については、投資による実現および未実現純利益に含まれる。

現金

受託会社は、三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店（旧スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッド）をその保管会社として任命した。三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店は、同様にしてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「BBH」という。）をその副保管会社に任命した。現金はBBHに保有される当初満期が3か月未満の現金で構成される。

法人所得税

ケイマン諸島の法律に基づき、ファンドには所得税、源泉税およびキャピタル・ゲイン税またはその他の税金が課されない。ケイマン諸島以外の特定の税務管轄地において、ファンドが受領した配当金および利息に対して外国税が源泉徴収されることがある。当該税務管轄地においてファンドが得たキャピタル・ゲインは、通常、外国法人所得税または源泉徴収税から免除される。ファンドはその業務を遂行することを目的としているため、いずれの税務管轄地においても法人所得税を課されない。したがって、当財務書類には法人所得税に対する引当金は設定されていない。受益者は、個々の状況に応じたファンドの税務基準額に対する持分割合で課税されることがある。

ファンドは、税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（FASBの会計基準編纂書第740号）に従う。それは、ファンドの税務ポジションが、適用ある税務当局による税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「支持される可能性の方が高い（more likely

than not) 」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう経営陣に要求するものである。

支持される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税務ベネフィットは、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。投資運用会社はこの権威のある指針のもとで当財務書類に影響が及ぶことはないと判断した。

保証および／または補償

通常の運営の中で、受託会社および／または管理会社は、ファンドに代わって、一般的な補償を提供する様々な条項を含む契約を締結する。これによって、現在はまだ発生していないが、将来、ファンドに対して何らかの請求が起こされる可能性があり、これらの契約に伴うファンドの最大エクスポージャーは不明である。

ASC第480号

ASC第480号の「負債と資本の双方の特性を有する特定の金融商品の会計処理」の規定では、買戻通知で要求される金額および受益証券口数が確定した時点で、買戻しを負債として認識する。この認識日は通常、買戻要求の性質によって、買戻通知の受領時または会計期間の末日のいずれかになる。未払買戻金は、ファンドの運営書類に従った利益／（損失）の配分目的上、資本として処理されることがある。2020年6月30日現在、未払買戻金は1,157,634豪ドルであった。

3. 公正価値の測定および開示

ASC第820号「公正価値の測定および開示」は、資産または負債の取引活動の量と水準が著しく低下した際にASC第820号に従った公正価値を見積るための追加ガイダンスを規定し、また、秩序のない取引を示唆する状況を特定するためのガイダンスを規定する。

ASC第820号は、公正価値測定に使用される評価手法に対するインプットを優先させる公正価値ヒエラルキーを設定する。ヒエラルキーは、同一の資産または負債の活発な市場における調整なしの上場相場価格（レベル1測定）を最優先とし、また観測不能なインプット（レベル3測定）を最下位とする。

ASC第820号に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは、以下の通りである。

- レベル1－ファンドが測定日にアクセス可能な、同一の資産または負債の活発な市場における調整なしの相場価格を反映するインプット；
- レベル2－活発とは見なされない市場におけるインプットを含む、資産または負債に関して直接的または間接的に観測可能な相場価格以外のインプット；
- レベル3－観測不能なインプット。

インプットは様々な評価手法の適用に際して利用されるものであり、リスクに関する仮定を含め、評価を決定するにあたり市場参加者が用いる仮定を広く示している。金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づいて決定される。投資運用会社は観測可能なデータを、容易に利用可能であり、定期的に配布または更新され、信頼でき検証可能であり、独占されていない、かつ関連市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供される市場データであると見なす。ヒエラルキー内の金融商品の分類は、商品の価格設定における透明性に基づいており、投資運用会社が認識している商品のリスクと必ずしも一致しない。

その価値が活発な市場における相場価格に基づいている投資は、レベル1に分類される。

活発とは見なされない市場で取引されているが、相場価格、ディーラーの気配値、あるいは観測可能なインプットにより支持されるそれに代わるプライシング・ソースなどに基づき評価される投資は、レベル2に分類される。

レベル2の投資には、活発な市場で取引されず、および／または譲渡制限を受けるポジションが含まれるため、非流動性および／または非譲渡性を反映するために調整されることもある。非流動性や非譲渡性については通常、利用可能な市場情報に基づいている。

レベル3に分類される投資は、取引が稀であるか、または全く取引がないため、著しく観測不能なインプットしか有していない。

以下の表は、貸借対照表上のファンドの投資を、2020年6月30日現在の評価ヒエラルキー内のレベル別に表示したものである。

	レベル1 豪ドル	レベル2 豪ドル	レベル3 豪ドル	合計 豪ドル
資産				
株式	106,973,711	—	—	106,973,711
合計	106,973,711	—	—	106,973,711

当期中にレベル間の移動はなかった。

4. 資本

豪ドルクラス受益証券

2019年7月1日現在の発行済受益証券口数	717,045
期中発行	771,918
期中買戻し	(215,001)
2020年6月30日現在の発行済受益証券口数	1,273,962

受益証券は、豪ドル建てである。今後、受益証券の追加クラスが募集されることもある。豪ドルクラス受益証券は、以下の（i）項から（iv）項までのいずれにも該当しない者、法人もしくは事業体である適格投資家による入手が可能である。（i）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは米国において存続するパートナーシップ、または米国の法律に基づき設立された法人、信託もしくはその他の事業体、（ii）ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を所在地とする者（慈善信託もしくは慈善団体の目的物、または免税会社もしくは非居住者であるケイマン諸島の会社を除く。）、（iii）適用ある法令に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者、または（iv）（i）項から（iii）項に記載されるいずれかの者、法人または事業体の保管者、名義人または受託者。

管理会社は、受益者への事前通知または受益者の書面による同意を得ることなく、一または複数のファンドの受益証券クラスの発行を決定することがある。

受益者1名によって、豪ドルクラス受益証券に帰属するすべての受益証券が保有される。

豪ドルクラス受益証券は、受益証券1口当たり100豪ドルの当初価格で発行された。受益証券の各クラスの申込者1名当たりの最低申込口数は、10口とし、10口を超える申込みは、1口単位で行うことができる。

既存受益者による継続申込みについて、受益証券1口当たり購入価格は、買付日に関する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とし、小数第3位以下は四捨五入される。

ファンドの買付日は、各営業日および／または管理会社が各ファンドに関して随時定めるその他の日とする。

受益証券は、受益者の選択により各買戻日に受益証券を提出して買戻しを請求することができる。

（i）管理会社により任命された販売会社としての資格で受益証券の買戻しを請求する者は、関連する買戻日の午後7時（日本時間）まで。ただし、買戻請求者（すなわち関連する販売会社）が買戻し請求

に対応する請求を同日の午後2時（日本時間）までに受領していることを条件とする、または（ii）申込者が直接（管理会社により任命された販売会社を通じてではなく）受益証券の買戻し請求をした場合は、関連する買戻日の午後2時（日本時間）までとする。どちらの場合においても、受託会社および管理会社が管理事務代行会社と協議の上特定の場合において決定することがある。

ファンドの買戻日は、各営業日および／または管理会社が各ファンドに関して随時定めるその他の日とする。

いかなる時においても、かつ、いかなる理由によっても、管理会社は、すべてのまたはいずれかの影響を受ける受益者に対し、5営業日前までの通知を行うことにより、ファンドの受益証券の買戻しを適用ある買戻価格で行うことができる。

受益証券1口当たりの純資産価格は、ファンドの資産および負債（ファンドに発生した報酬および費用を含む）の差額を発行済み豪ドルクラス受益証券の口数で除して算出される。

管理会社は、受益証券の各クラスに関して、管理会社が投資運用会社と協議の上で決定し、かつ、受託会社が承認する金額の分配（もしあれば）を宣言し、その支払いを手配することができる。かかる分配は受益証券の当該クラスに帰属する配当収入および資本から支払うことができる。

分配落ち日は、毎年6月の最終営業日および／または管理会社が決定したその他の日または日付（以下「分配基準日」という。）の翌営業日とする。

当期に係る最初の分配基準日は、2019年6月の最終営業日であった。将来も分配金が支払われるとの保証はなく、また、将来分配金が支払われる場合においても、かかる分配金と同額が支払われるとの保証はない。分配金3,535,032豪ドル（分配落ち日2019年7月1日）が、2019年7月4日に支払われた。

当期に係るその次の分配基準日は、2020年6月の最終営業日であった。将来も分配金が支払われるとの保証はなく、また、将来分配金が支払われる場合においても、かかる分配金と同額が支払われるとの保証はない。分配金3,911,063豪ドル（分配落ち日2020年7月1日）が、2020年7月6日に支払われた。

5. 関連当事者取引

一方の当事者が、他方の当事者を支配可能であるか、または、他の当事者の財務上および業務上の意思決定に対して重要な影響力を行使可能である場合、それらの当事者は関連していると見なされる。通常の運営以外に、関連当事者との取引はなかった。管理会社、受託会社および関係会社は、ファンドの関連当事者と見なされる。当期中に関連当事者に支払った報酬は、損益計算書に開示されている。当期末に関連当事者に支払うべき未払金は貸借対照表に開示されている。

6. 報酬および費用

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる、純資産価額の年率0.06%に相当する報酬を受領する。

管理事務代行会社はまた、（a）設立手数料5,000米ドル、および（b）ファンドの財務書類作成サポートの提供に関する年間報酬5,000米ドル、（c）ケイマン諸島金融当局に対して行う、ファンドの監査済決算書の届出に関連する年間手数料1,000米ドル、ならびに（d）日本の規制のために必要とされる一定のレポートや報告書等の準備について管理会社またはその受任者を支援することに関連する年間手数料500米ドルを受け取る権利も有する。

管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる純資産価額の年率0.025%に相当する報酬を受領する。

投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる、純資産価額の年率0.73%に相当する報酬を受領する。

副投資運用報酬

投資運用会社は、投資運用会社が受領した報酬から、副投資運用会社の報酬を支払う。

ただし、副投資運用会社のファンドに関する職務遂行に伴い発生したすべての合理的な現金支出費用はファンドから支払われる。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる、純資産価額の年率0.02%に相当する報酬を受領する。

販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる、純資産価額の年率0.70%に相当する報酬を受領する。

代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる、純資産価額の年率0.10%に相当する報酬を受領する。

保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生しかつ計算され、毎月後払いされる、純資産価額の年率0.025%に相当する報酬を受領する。

2020年6月30日現在、未払いの報酬は以下の通りである。

	豪ドル
管理事務代行報酬	12,950
管理報酬	2,255
投資運用報酬	186,794
監査報酬	42,211
受託報酬	1,804
販売報酬	179,118
取引手数料	18,772
代行協会員報酬	25,573
保管報酬	6,810
その他の報酬	54,614
	<u>530,901</u>

7. オフ・バランス・シート・リスクおよびリスクの集中

ファンドの取引活動により、ファンドは、市場リスク（価格リスク、金利リスクおよび通貨リスクを含む）、信用リスクならびに流動性リスクなど様々な金融リスクに晒される。

市場リスク

投資額のすべてが元本損失のリスクに相当する。投資運用会社は、厳選した有価証券およびその他の金融商品を通じてリスクを低減する。

ファンドの投資運用プロセスは、注記1に詳述されている。配当収入および信託財産の中長期的成長を目指すというファンドの目標を可能にする主要決定要素は、オーストラリアの取引所に上場されている株式および不動産投資信託のポートフォリオへの投資に対する投資戦略に基づくものである。ファンド全体の市場ポジションは、ファンドの投資運用会社により日々監視される。

ファンドの投資の価値は、広域経済、金融および通貨市場ならびに外国為替レートの変動を含むがこれに限定されない、様々な要因により影響を受ける。

市況の下落において、ファンドが保有する株式の価値が下がり、結果として純資産価額が当初元本を下回ることがある。また、発行体の経済状態の悪化もしくは破綻などのマイナスの事象により、株式の価値を実質的に下落させたり、純資産価額に深刻な影響を与えることがある。

信用リスク

信用リスクとは、取引相手方がファンドに対するその義務の条件を履行できない場合に、ファンドに発生するであろう潜在的な損失を表す。上場商品については、取引所が特定の取引に対する取引相手方として行為するため、取引相手方へ／からの特定ポジションについて、取引所が受け渡しリスクを負う。

管理会社は保管会社を監視し、適切な保管会社であると判断しているが、ファンドが随時利用する当該保管会社またはいずれの保管会社についても、支払不能に陥らないという保証はなく、結果ファンドに損失を招く場合がある。

債務不履行、支払不能もしくは機関の清算などによる顧客の財産を保護する条例および法令がある一方、ファンド資産の保管会社を有する機関が債務不履行の場合に、当該期間中にその資産が利用不能となる、最終的にその資産の完全な回収額よりも少なくなる、またはその両方によりファンドが損失を被ることはないという確証はない。ファンドのすべての現金は、単一機関の保管会社にあるため、かかる損失が重大となり、ファンドがその投資目的を達成する能力を著しく損なう可能性がある。ファンドは、当該機関が債務を返済する義務を履行できない範囲について信用リスクを負う。

流動性リスク

投資者は、受益証券の価値が下落することもあれば上昇することもあるということに留意すべきである。ファンドの投資は、リスクの程度に影響され、ファンドの投資目的が達成されるという保証はない。

ファンドは、日々の受益証券の買戻しリスクに晒されているが、経営陣はファンドがその運営に対する現在および予測可能な義務を果たすために十分な源泉を有しており、また必要な場合、買戻しに充当するための流動性があり、小規模な資本を適切に反映する市場ポジションを得るものと思料する。ファンドがその債務履行能力を確保するため、当該ポジションは経営陣によって継続的に監視される。

管理会社は、投資運用会社と協議の上、英文目論見書の「評価—申込み、買戻しおよび純資産価格の計算」に記載される一定の状況において、受益証券の買戻しの停止を宣言することができる。

2020年1月より、世界の金融市場は、COVID-19と呼ばれる新型コロナウイルス感染症の拡大による著しいボラティリティを経験しており、今後も継続する可能性がある。COVID-19のアウトブレイクは、旅行や国境の制限、検疫、サプライチェーンの混乱、消費者需要の低迷および一般的な市場の不確実性を招いた。COVID-19の影響は、世界経済、一定の国および個別の発行体の経済状態に引き続き不利な影響を及ぼす可能性があり、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

通貨リスク

2020年6月30日に終了した年度中に実施されなかったが、ファンドは、為替先渡取引を締結することがあり、また豪ドル以外の通貨建ての貨幣性資産および非貨幣性資産ならびに貨幣性負債および非貨幣性負債を有することがある。したがって、他の通貨建て資産および負債の価値が為替レートの変動によって変化するため、通貨リスクに晒されることがある。ファンドは、その通貨リスクに対するエクスポージャーを制限するために、随時通貨ヘッジ取引を締結することがある。

豪ドル以外の通貨建て企業の有価証券に投資する場合、ファンドは、報告される当該有価証券の価値に対し逆効果となる方法で、他の通貨に対する豪ドル為替レートが変動するリスクに晒されることがある。

8. コミットメントおよび偶発事象

2020年6月30日現在、ファンドにコミットメントまたは偶発事象はなかった。

9. 後発事象

経営陣は、当財務書類が発行可能となった日付である2020年12月1日までにについて後発事象の検討を行った。

2020年7月1日から2020年12月1日までに、ファンドの発行15,511,001豪ドルおよびファンドの買戻し18,542,683豪ドルが行われた。

経営陣は、当財務書類について追加の開示を必要とするようなその他の後発事象はないものと結論付けた。

当財務書類は、2020年12月1日に承認された。

[次へ](#)

AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND

Statement of Assets and Liabilities
June 30, 2020

	Notes	2020 AUD
Assets		
Investments, fair value (Cost: AUD120,622,902)	3	106,973,711
Cash		1,380,946
Receivable for units issued		2,441,897
Dividends receivable		389,005
Other assets		26,647
Total Assets		111,212,206
Liabilities		
Payable for units repurchased		1,157,634
Fees payable	6	530,901
Total Liabilities		1,688,535
Net Assets		109,523,671
Net Asset Value ("NAV") per unit - Class AUD Units (based on Net Assets of AUD109,523,671 and 1,273,962 units outstanding)		AUD85.97

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Signed on behalf of the Trustee

David Duff

Chor Cuetia

Date: 01 DECEMBER 2020

AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND

Statement of Operations
For the year ended June 30, 2020

	2020
	AUD
Investment income	
Dividend income (net of withholding taxes AUD1,006,388)	4,041,277
Interest	5,931
Total investment income	4,047,208
Expenses	
Administration fees	65,490
Manager fees	24,069
Investment Manager fees	703,546
Audit fees	43,984
Trustee fees	19,255
Distributor fees	674,633
Transaction fees	78,963
Agent Company fees	96,276
Custodian fees	24,516
Other fees	158,015
Total fund expenses	1,888,747
Net investment income	2,158,461
Net realized and change in unrealized loss	
Net realized loss on investments in securities	(3,341,868)
Net change in unrealized depreciation on investments in securities	(14,643,460)
Net realized and change in unrealized loss	(17,985,328)
Net decrease in Net Assets resulting from operations	(15,826,867)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND

Statement of Changes in Net Assets
For the year ended June 30, 2020

	2020
	AUD
Net decrease in Net Assets resulting from operations	
Net investment income	2,158,461
Net realized loss on investments in securities	(3,341,868)
Net change in unrealized depreciation on investments in securities	<u>(14,643,460)</u>
Net decrease in Net Assets resulting from operations	<u>(15,826,867)</u>
Distributions to Unitholders	
Class AUD Units	<u>(3,535,032)</u>
Capital Transactions	
Units issued	72,435,441
Units redeemed	<u>(20,386,283)</u>
Net increase in Net Assets resulting from capital transactions	<u>52,049,158</u>
Total increase in Net Assets	32,687,259
Net Assets	
Beginning of year	<u>76,836,412</u>
End of year	<u>109,523,671</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND

Statement of Cash Flows
For the year ended June 30, 2020

	2020
	AUD
Cash flows from operating activities	
Net decrease in Net Assets resulting from operations	(15,826,867)
Adjustments to reconcile net decrease in Net Assets resulting from operations to net cash used in operating activities:	
Purchase of investments	(70,054,107)
Proceeds from sale of investments	19,540,688
Net realized loss on investments in securities	3,341,868
Net change in unrealized depreciation on investments in securities	14,643,460
Change in assets and liabilities related to operations:	
Decrease in dividends receivable	108,472
Decrease in interest receivable	922
Decrease in other assets	89,352
Increase in fees payable	140,567
Net cash used in operating activities	<u>(48,015,645)</u>
Cash flows provided by financing activities	
Proceeds from units issued	71,067,488
Payments for units redeemed	(19,450,299)
Distributions paid to Unitholders	<u>(3,535,032)</u>
Net cash provided by financing activities	<u>48,082,157</u>
Net change in cash	66,512
Cash at beginning of year	<u>1,314,434</u>
Cash at end of year	<u>1,380,946</u>
Supplementary information:	
Interest received	6,852
Dividends received (net of withholding taxes)	4,149,749

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND

Financial Highlights
For the year ended June 30, 2020

	Class AUD Units AUD
Per Unit operating performance:	
NAV per unit, beginning of year	<u>107.16</u>
Income from investment operations (B)	
Net investment income	2.14
Net realized and change in unrealized loss	<u>(18.40)</u>
Total from investment operations	<u>(16.26)</u>
Less distributions	<u>(4.93)</u>
NAV per unit, end of year	<u>85.97</u>
Total Return (A)	<u>(17.10%)</u>
Ratios/supplemental data:	
Ratio of expenses to average Net Assets (A)	<u>(1.90%)</u>
Ratio of net investment income to average Net Assets (A)	<u>2.18%</u>

(A) Total return is calculated based on the change in the NAV during the year and assuming that all dividends are reinvested. Expense ratios and net investment income ratios are calculated based on the average Net Assets outstanding throughout the year. The financial highlights are reflected after all investment-related and operating expenses.

(B) Results may vary based on the timing of capital transactions. Per unit information is calculated based upon the monthly average units outstanding during the year.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

**Notes to the Financial Statements
June 30, 2020**

1. Description of the Trust

Australian High Dividend Equity Fund (the “Fund”) is a series trust of the Offshore Strategy Fund, an open-ended unit trust established by a master trust deed dated July 29, 2016 (the “Master Trust Deed”), under the laws of the Cayman Islands. Australian High Dividend Equity Fund was constituted by a supplemental trust deed dated July 29, 2016 (the “Supplemental Trust Deed”), under the laws of the Cayman Islands. The Fund commenced operations on September 28, 2016.

International Management Services Ltd. (the “Manager”) serves as the Fund’s manager. The Fund’s assets are managed on a day to day basis by Legg Mason Asset Management (Japan) Co., Ltd. (the “Investment Manager”). The Investment Manager delegates sub-investment management duties to Legg Mason Asset Management Australia Limited (the “Sub-Investment Manager”). SMT Fund Services (Ireland) Limited (the “Administrator”) serves as the Fund’s administrator.

The investment objective of the Fund is to seek to obtain income gain and medium to long-term capital appreciation by investing mainly in stocks and REITs that are listed on an exchange in Australia. The Fund will put emphasis on income levels and will select securities that pay relatively high dividends. The Fund will invest in securities that are listed on an exchange, including REITs and other exchange-traded vehicles. The Fund will pay attention to liquidity and will seek to build a liquid portfolio.

Under the terms of the Supplemental Trust Deed and the Master Trust Deed, G.A.S. (Cayman) Limited (the “Trustee”) is named as Trustee of the Fund.

2. Summary of Significant Accounting Policies

The accompanying financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America (“U.S. GAAP”). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires the Fund’s management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosures of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting period. Actual results, including the ultimate amount realized upon the sale of fair valued investments, could differ from those estimates and such differences may be significant.

The Fund is an investment company and accordingly follows the investment company accounting and reporting guidance of the Financial Accounting Standards Board (“FASB”) and the Accounting Standards Codification (“ASC”) 946, Financial Services-Investment Companies.

Security and contractual transactions are recorded on a trade/contract-date basis. Interest income is recorded on an effective yield basis, net of any applicable withholding tax. Interest expense and other expenses are recorded on an accrual basis. Realized gains and losses from security transactions are computed using the first in first out cost method. Changes in the valuation of investments are recorded in the Statement of Operations as unrealized appreciation or depreciation.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Notes to the Financial Statements

June 30, 2020

(Continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

The following is a summary of significant accounting policies followed by the Fund in preparing the financial statements:

Valuation of Investments

The following valuation policy is applied in determination of the value of the Fund's investments:

Securities listed on an exchange and which are freely transferable are valued at their last sales price on such exchange on the date of determination, or if no sales occurred on such day, at the "bid" price at the close of business on such day. Securities traded over the counter which are freely transferable shall be valued at the last sales price on the date of determination, or if no sales occurred on such day, at the "bid" price at the close of business on such day. In the event the Fund acquires securities or other financial instruments for which market quotations are not available, such securities will be valued at their fair value as determined by the Fund. At June 30, 2020 no fair values of investments were determined by the Fund in the absence of quoted prices.

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis as incurred.

Foreign Currency Translation

Although having not done so during the year ended June 30, 2020 assets and liabilities may be held in currencies other than Australian Dollar ("AUD" or the "Functional Currency") and are translated to the Functional Currency at the rate of exchange prevailing at the financial statement date. Income and expenses are translated at the rate of exchange prevailing at the date on which the income or expense is incurred. Realized and unrealized gains and losses arising on foreign currency transactions are included in the Statement of Operations in the year in which they occur.

The Fund does not isolate that portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realized and unrealized gain or loss from investments.

Cash

The Trustee has appointed Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) (formerly Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited) as its Custodian. Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch), have in turn, appointed Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH") as their sub-custodian. Cash comprise cash with original maturities of 3 months or less held at BBH.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Notes to the Financial Statements

June 30, 2020

(Continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

Income Taxes

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, withholding, capital gains or other taxes payable by the Fund. In certain jurisdictions other than the Cayman Islands, foreign taxes may be withheld at source on dividends and interest received by the Fund. Capital gains derived by the Fund in such jurisdictions generally will be exempt from foreign income or withholding taxes at source. The Fund intends to conduct its affairs such that it will not be subject to income tax in any jurisdiction. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements. Unitholders may be taxed on their proportionate share of the Fund's tax basis income based on their individual circumstances.

The Fund follows the authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (FASB Accounting Standards Codification 740), which requires management to determine whether a tax position of the Fund is more likely than not to be sustained upon examination by the applicable taxing authority, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position.

For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax benefit recognized on the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Investment Manager has determined that there is no effect on the financial statements being under this authoritative guidance.

Guarantees and/or Indemnifications

In the normal course of business the Trustee and/or Manager, on behalf of the Fund, enters into contracts that contain a variety of representations, which provide general indemnifications. The Fund's maximum exposure under these arrangements is unknown, as this would involve future claims that may be made against the Fund that have not yet occurred.

ASC 480

ASC 480, "Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of Both Liabilities and Equity", recognizes redemptions as liabilities, when the amount and number of units requested in the redemption notice becomes fixed. This generally may occur at the time of the receipt of the notice, or on the last day of a fiscal period, depending on the nature of the request. Redemptions payable may be treated as capital for purposes of allocations of gains/(losses) pursuant to the Fund's governing documents. As at June 30, 2020, there were redemptions payable of AUD1,157,634.

3. Fair Value Measurements and Disclosures

ASC 820, "Fair Value Measurements and Disclosures", provides additional guidance for estimating fair value in accordance with ASC 820 when the volume and level of activity for the asset or liability have significantly decreased and provides guidance on identifying circumstances that indicate a transaction is not orderly.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Notes to the Financial Statements

June 30, 2020

(Continued)

3. Fair Value Measurements and Disclosures (continued)

ASC 820 establishes a fair value hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure fair value. The hierarchy gives the highest priority to unadjusted listed prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurements) and the lowest priority to unobservable inputs (Level 3 measurements).

The three levels of the fair value hierarchy under ASC 820 are as follows:

- Level 1 – Inputs that reflect unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that the Fund has the ability to access at the measurement date;
- Level 2 – Inputs other than quoted prices that are observable for the asset or liability either directly or indirectly, including inputs in markets that are not considered to be active;
- Level 3 – Inputs that are unobservable.

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. The Investment Manager considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Investment Manager's perceived risk of that instrument.

Investments whose values are based on quoted market prices in active markets are classified within Level 1.

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2.

As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs, as they trade infrequently or not at all.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Notes to the Financial Statements

June 30, 2020

(Continued)

3. Fair Value Measurements and Disclosures (continued)

The following table presents the investment in the Fund carried on the Statement of Assets and Liabilities by level within the valuation hierarchy as of June 30, 2020:

Assets	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Equities	106,973,711	-	-	106,973,711
Total	106,973,711	-	-	106,973,711

There were no transfers between the levels during the year.

4. Unit Capital

	Class AUD Units
Number of units outstanding at July 1, 2019	717,045
Units issued during the year	771,918
Units redeemed during the year	<u>(215,001)</u>
Number of units outstanding at June 30, 2020	<u>1,273,962</u>

The Units are denominated in Australian Dollars. Additional classes of Units may be offered in the future. Class AUD Units are available to an eligible investor who is any person, corporation or entity which is not (i) a citizen or resident of the US, a partnership organized or existing in the US, or any corporation, trust or other entity organized under the laws of or existing in the US; (ii) resident or domiciled in the Cayman Islands (excluding any object of a charitable trust or power or an exempted or non-resident Cayman Islands company); (iii) unable to subscribe for or hold Units without violating applicable laws, or (iv) a custodian, nominee, or trustee for any person, corporation or entity described in (i) to (iii) above.

The Manager may determine to issue one or more classes of Units of the Fund without prior notice to or written consent of the unitholders.

One unitholder holds all of the Units attributable to Class AUD Units.

Class AUD Units were first issued at an initial issue price of AUD100 per Unit. The minimum subscription amount per subscriber in respect of each class of unit is ten units, and subscriptions for more than ten Units may only be made in one Unit increments.

For subsequent subscriptions by existing unitholders, the purchase price per unit will be the NAV per Unit of the relevant class of units on the valuation day falling on the relevant subscription day and rounded naturally to two decimal places.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Notes to the Financial Statements

June 30, 2020

(Continued)

4. Unit Capital (continued)

The subscription day for the Fund shall be each business day and/or such other day or days that the Manager may from time to time determine in respect of the Fund.

Units may be submitted for repurchase at the option of unitholders (i) in the case of the unitholder who is requesting units to be repurchased in their capacity as a distributor appointed by the Manager, by no later than 7.00pm (Tokyo time) on the relevant repurchase day, provided that such repurchase request relates solely to units in respect of which the unitholder (being the relevant distributor) has received a corresponding repurchase request prior to 2.00pm (Tokyo time) on the same day; or (ii) in the case of a unitholder requesting units to be repurchased directly (and not as a distributor appointed by the Manager), prior to 2.00pm (Tokyo time) on the relevant repurchase day; or, in either case, such other time as the Trustee and the Manager, after consultation with the Administrator, may in any particular case determine.

The repurchase day for the Fund shall be each business day and/or such other day or days that the Manager may from time to time determine in respect of the Fund.

At any time and for any reason, the Manager may, by giving five business days' notice to all or any affected unitholders, repurchase units of the Fund at the applicable repurchase price.

The NAV per Unit is calculated by dividing the difference in value between the Fund's assets and liabilities (including accrued fees and expenses of the Fund) by the number of Class AUD Units outstanding.

The Manager may declare and arrange for the payment of distributions in respect of any class of units of such amount (if any) as shall be determined by the Manager, after consultation with the Investment Manager, and approved by the Trustee, which may be paid out of the income and capital attributable to the relevant class of units.

The ex-distribution date will be the next business day after the last business day of June every period and/or such other date or dates as the Manager may determine (the "Distribution Record Date").

The first Distribution Record Date of the period was on the last business day of June 2019. There is no guarantee that any future distributions will be paid or if paid, will be paid in such amounts. Dividends of AUD3,535,032 (with an ex-dividend date of July 1, 2019) were paid on July 4, 2019.

The second Distribution Record Date of the period was on the last business day of June 2020. There is no guarantee that any future distributions will be paid or if paid, will be paid in such amounts. Dividends of AUD3,911,063 (with an ex-dividend date of July 1, 2020) were paid on July 6, 2020.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Notes to the Financial Statements

June 30, 2020

(Continued)

5. Related Party Transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. There were no transactions with related parties other than those in the normal course of business. The Manager, Trustee and related companies are deemed to be related to the Fund. Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Operations. Amounts payable to related parties at the year end are disclosed in the Statement of Assets and Liabilities.

6. Fees and Expenses

Administration Fees

The Administrator receives out of the assets of the Fund, a fee of 0.06% per annum of the NAV, accrued and calculated as of each valuation day and payable monthly in arrears.

The Administrator is also entitled to; (a) an establishment fee of US\$5,000; (b) an annual fee of US\$5,000 in connection with provision of assistance in connection to the preparation of the financial statements of the Fund; (c) an annual fee of US\$1,000 in connection with filing the audited accounts of the Fund with the Cayman Islands Monetary Authority; and (d) an annual fee of US\$500 in connection with facilitating the Manager or its delegate in the preparation of certain reports and/or statements required for Japanese regulatory purposes.

Manager Fees

The Manager receives out of the assets of the Fund, a fee of 0.025% per annum of the NAV, accrued and calculated on each valuation day and paid monthly in arrears.

Investment Manager Fees

The Investment Manager receives out of the assets of the Fund, a fee of 0.73% per annum of the NAV, accrued and calculated on each valuation day and paid quarterly in arrears.

Sub-Investment Manager Fees

The Investment Manager pays a fee to the Sub-Investment Manager out of the fee received by the Investment Manager.

However, all reasonable out-of-pocket expenses incurred by the Sub-Investment Manager in performance of its duties in relation to the Fund will be payable out of the Fund.

Trustee Fees

The Trustee receives out of the assets of the Fund, a fee of 0.02% per annum of the NAV, accrued and calculated as of each valuation day and payable monthly in arrears.

Distributor Fees

The Distributor receives out of the assets of the Fund, a fee of 0.70% per annum of the NAV, accrued and calculated on each valuation day and paid quarterly in arrears.

AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND

Notes to the Financial Statements

June 30, 2020

(Continued)

6. Fees and Expenses (continued)

Agent Company Fees

The Agent Company receives out of the assets of the Fund, a fee of 0.10% per annum of the NAV, accrued and calculated on each valuation day and paid quarterly in arrears.

Custodian Fees

The Custodian receives out of the assets of the Fund, a fee of 0.025% per annum of the NAV, accrued and calculated on each valuation day and paid monthly in arrears.

The fees payable as at June 30, 2020 are as follows:

	AUD
Administration fees	12,950
Manager fees	2,255
Investment Manager fees	186,794
Audit fees	42,211
Trustee fees	1,804
Distributor fees	179,118
Transaction fees	18,772
Agent Company fees	25,573
Custodian fees	6,810
Other fees	54,614
	<u>530,901</u>

7. Off Balance Sheet Risks and Concentration of Risks

The Fund's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including price risk, interest rate risk and currency risk), credit risk and liquidity risk.

Market Risk

All investments present a risk of loss of capital. The Investment Manager moderates this risk through a careful selection of securities and other financial instruments.

The Fund's investment management process is described in Note 1. The primary determinant of the Fund's ability to meet its objective of achieving income gain and capital appreciation over the mid to long term is based on its investment strategy of investing in a portfolio of equities and REITs that are listed on an exchange in Australia. The Fund's overall market positions are monitored on a daily basis by the Fund's Investment Manager.

The value of the Fund's investments are affected by a number of factors, including but not limited to, changes in the wider economy, financial and currency markets and foreign currency exchange rates.

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Notes to the Financial Statements

June 30, 2020

(Continued)

7. Off Balance Sheet Risks and Concentration of Risks (continued)

Market Risk (continued)

In a falling market environment, the value of the equities held by the Fund may decline, and as a result, the NAV may decline below its initial principal amount. Also, adverse developments in an issuer's economic conditions or such negative events as bankruptcy may cause the value of the equities to decline substantially and may significantly impact the NAV.

Credit Risk

Credit risk represents the potential loss that the Fund would incur if the counterparties failed to perform pursuant to the terms of their obligations to the Fund. For exchange-traded contracts, the exchange acts as the counterparty to specific transactions and, therefore, bears the risk of delivery to and from counterparties of specific positions.

Although the Manager monitors the Custodian and believes it to be an appropriate custodian, there is no guarantee that this or any custodian that the Fund may use from time to time, will not become insolvent, the result of which could lead to losses for the Fund.

While there are codes and acts to protect customer property in the event of a failure, insolvency or liquidation of an institution, there is no certainty that, in the event of a failure of an institution that has custody of Fund assets, the Fund would not incur losses due to its assets being unavailable for a period of time, ultimately less than full recovery of its assets, or both. Because all of the Fund's cash is in custody with a single institution, such losses could be significant and could materially impair the ability of the Fund to achieve its investment objective. The Fund is subject to credit risk to the extent that this institution may be unable to fulfill its obligations to repay amounts owed.

Liquidity Risk

Investors should be aware that the value of units might fall as well as rise. Investment in the Fund involves a degree of risk; there can be no assurance that the Fund's investment objective will be achieved.

The Fund is exposed to daily repurchase of its units but management believes that the Fund has sufficient resources to meet the present and foreseeable needs of its business operations and, if necessary, the liquidity to fund repurchases and achieve a market position appropriately reflecting a smaller capital base. This position is monitored continually by management to ensure that the Fund has the ability to meet its obligations.

The Manager, after consultation with the Investment Manager, may declare a suspension of the repurchase of units in certain circumstances as described in the section of the Offering Memorandum headed "Valuations - Suspension of Issues, Repurchases and Calculation of Net Asset Value".

**AUSTRALIAN HIGH DIVIDEND EQUITY FUND
A SERIES TRUST OF OFFSHORE STRATEGY FUND**

Notes to the Financial Statements

June 30, 2020

(Continued)

7. Off Balance Sheet Risks and Concentration of Risks (continued)

Liquidity Risk (continued)

Beginning in January 2020, global financial markets have experienced and may continue to experience significant volatility resulting from the spread of a novel coronavirus known as COVID-19. The outbreak of COVID-19 has resulted in travel and border restrictions, quarantines, supply chain disruptions, lower consumer demand and general market uncertainty. The effects of COVID-19 have and may continue to adversely affect the global economy, the economies of certain nations and individual issuers, all of which may negatively impact the Fund's performance.

Currency Risk

Although having not done so during the year ended June 30, 2020, the Fund may enter into forward foreign currency exchange contracts and hold monetary and non-monetary assets and incur monetary and non-monetary liabilities denominated in currencies other than AUD. It may therefore be exposed to currency risk, as the value of the assets and liabilities denominated in other currencies will fluctuate due to changes in exchange rates. The Fund may also enter into currency hedging transactions from time to time in order to limit its exposure to currency risk.

If investing in the securities of companies that are denominated in non-AUD currencies, the Fund may be exposed to risks that the exchange rate of AUD relative to other currencies may change in a manner that has an adverse effect on the reported value of those securities.

8. Commitments and Contingencies

As at June 30, 2020 the Fund had no commitments or contingencies.

9. Subsequent Events

Management performed a subsequent events review up to December 1, 2020, which is the date the financial statements were available to be issued.

Effective July 1, 2020 through to December 1, 2020 there were subscriptions of AUD15,511,001 into the Fund and redemptions of AUD18,542,683 from the Fund.

Management concluded that there were no other subsequent events which required additional disclosure in these financial statements.

The financial statements were approved on December 1, 2020.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2021年10月末日現在)

	豪ドル (IVを除く)	円 (IVを除く)
I 資産総額	84,636,927.78	7,244,074,649
II 負債総額	1,504,421.62	128,763,446
III 純資産総額（I－II）	83,132,506.16	7,115,311,202
IV 発行済口数	837,512口	
V 1口当たり純資産価格（III／IV）	99.26	8,496

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（2）受益者集会

受託会社または管理会社は、信託証書により義務付けられている場合、または合計で発行済ファンド証券の純資産価額の10%以上の受益者から要請があった場合、（場合によっては、招集通知に記載された日時に）受益者集会を招集する。

すべての受益者集会についての手続は、基本信託証書の規定に記載されているとおりである。

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国の市民、居住者または法人、ケイマン諸島の居住者もしくは住所地を有する者（ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社を除く。）を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本の額

2021年10月末日現在、管理会社の発行済および払込済株式資本の額は、50,000米ドル（約568万円）である。管理会社の発行済株式数は41,667株である。

最近5年間に資本の増減はない。

（2）会社の機構

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人である。同社の取締役会は、以下の5名の取締役から構成される。

ポール・ハリス	チェアマン
ギャリー・バトラー	ディレクター、リーガル・カウンセラー
クリストファー・パウリング	ディレクター
ダミアン・オースティン	ディレクター
デイヴィッド・アクト	ディレクター

取締役は、管理会社を代理してファンドに関する委任状を発行する権限を授けられている。

管理会社は、ファンドの管理事務をエスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドに委託しており、また、投資運用業務をフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社に委託している。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、適式に設立され、有効に存続し、またケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）の規定に基づき信託業務を行う免許を受けた信託会社である。管理会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンド管理者としての免許を受けており、またケイマン諸島の証券投資業法（改正済）のセクション5（4）および別紙4に基づく登録者として登録されている。

2021年10月末日現在、管理会社は、4本のケイマン籍オープン・エンド型契約型投資信託を運営および管理しており、その純資産額の合計は約239,986,744米ドル（約272億7,929万円）である。

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の連結財務書類は、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成された原文の連結財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の連結財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるグラントソントン ケイマン諸島から監査を受けており、別紙のとおり監査報告書を受領している。これは「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の2の規定にもとづく監査証明に相当すると認められるため、日本の公認会計士または監査法人による監査は受けていない。
- c. 管理会社の原文の連結財務書類は米ドルで表示されている。日本語の連結財務書類には、円換算額が併記されている。日本円による金額は、2021年10月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.67円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド

連結財政状態計算書

2020年12月31日現在

	注記	2020年		2019年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産の部					
流動資産					
現金および現金同等物		2,058,710	234,014	1,362,151	154,836
売掛金	4、6	600,748	68,287	914,653	103,969
その他未収金および前払費用		186,744	21,227	137,732	15,656
関連会社に対する債権	11	272,903	31,021	93,094	10,582
		3,119,105	354,549	2,507,630	285,042
非流動資産					
有形固定資産	7	268,248	30,492	292,561	33,255
使用権資産	9	756,361	85,976	334,905	38,069
		1,024,609	116,467	627,466	71,324
資産合計		4,143,714	471,016	3,135,096	356,366
負債および資本の部					
流動負債					
買掛金および未払費用		47,865	5,441	133,035	15,122
前受収入および顧客買掛金	6	747,805	85,003	709,440	80,642
リース債務	9	212,354	24,138	213,578	24,277
未払従業員賞与		690,915	78,536	490,217	55,723
未払配当金		1,246,579	141,699	811,251	92,215
		2,945,518	334,817	2,357,521	267,979
非流動負債					
リース債務	9	548,196	62,313	127,575	14,501
		548,196	62,313	127,575	14,501
資本					
株式資本	8	50,000	5,684	50,000	5,684
利益剰余金		600,000	68,202	600,000	68,202
		650,000	73,886	650,000	73,886
負債および資本合計		4,143,714	471,016	3,135,096	356,366

添付の連結財務諸表に対する注記を参照。

2021年3月25日に取締役会を代表して承認した。

取締役 署名

（２）【損益計算書】

インターナショナル・マネジメント・サービスズ・リミテッド

連結包括利益計算書

2020年12月31日に終了した事業年度

	注記	2020年		2019年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収入					
収益	5	8,971,680	1,019,811	10,015,654	1,138,479
控除：不良債権	6	(66,854)	(7,599)	(126,731)	(14,406)
		8,904,826	1,012,212	9,888,923	1,124,074
その他収入		539,448	61,319	512,319	58,235
賃料収入		52,721	5,993	61,113	6,947
管理費	9、10	(6,747,334)	(766,969)	(7,017,990)	(797,735)
営業活動による損益		2,749,661	312,554	3,444,365	391,521
当期純利益		2,749,661	312,554	3,444,365	391,521

添付の連結財務諸表に対する注記を参照。

インターナショナル・マネジメント・サービスズ・リミテッド

連結株主資本等変動計算書

2020年12月31日に終了した事業年度

	株式資本		利益剰余金		合計	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
2018年12月31日現在	50,000	5,684	600,000	68,202	650,000	73,886
当期純利益	—	—	3,444,365	391,521	3,444,365	391,521
公表配当額	—	—	(3,442,362)	(391,293)	(3,442,362)	(391,293)
2019年12月31日現在	50,000	5,684	600,000	68,202	650,000	73,886
当期純利益	—	—	2,749,661	312,554	2,749,661	312,554
公表配当額	—	—	(2,749,661)	(312,554)	(2,749,661)	(312,554)
2020年12月31日現在	50,000	5,684	600,000	68,202	650,000	73,886

添付の連結財務諸表に対する注記を参照。

（訳注）原文では（3,442,362）と記載されているが、正しくは（3,444,365）である旨の確認が取れている。

インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド

連結キャッシュフロー計算書

2020年12月31日に終了した事業年度

	2020年		2019年	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業活動				
当期純利益	2,749,661	312,554	3,444,365	391,521
追加／（控除）：				
現金の変動に影響を及ぼさない項目：				
減価償却	237,971	27,050	248,817	28,283
営業活動に関連のある 非現金残高の純変動：				
売掛金	313,905	35,682	68,174	7,749
その他未収金および前払費用	(49,012)	(5,571)	(25,204)	(2,865)
関連会社に対する債権	(179,809)	(20,439)	64,317	7,311
買掛金および未払費用	(85,170)	(9,681)	(4,220)	(480)
前受収入および顧客買掛金	38,365	4,361	(26,521)	(3,015)
未払従業員賞与	200,697	22,813	(43,515)	(4,946)
営業活動による現金純額	3,226,608	366,769	3,726,213	423,559
投資活動				
固定資産の購入	(3,264)	(371)	—	—
資産売却による損失	—	—	7,246	824
投資活動による／（で使用した）現金純額	(3,264)	(371)	7,246	824
財務活動				
支払配当金	(2,316,333)	(263,298)	(3,582,647)	(407,239)
リース債務の支払額	(210,452)	(23,922)	(207,275)	(23,561)
財務活動で使用した現金純額	(2,526,785)	(287,220)	(3,789,922)	(430,800)
現金および現金同等物の当期（減少）／増加	696,559	79,178	(56,463)	(6,418)
現金および現金同等物の期首残高	1,362,151	154,836	1,418,614	161,254
現金および現金同等物の期末残高	2,058,710	234,014	1,362,151	154,836

添付の連結財務諸表に対する注記を参照。

連結財務諸表に対する注記

2020年12月31日

（米ドル表示）

1. 会社設立および一般情報

インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド（以下「当社」という。）は、1974年8月30日にケイマン諸島の会社法（2020年改正）に基づき設立され、会社管理、保険管理および法人事務サービスを提供している。1985年12月12日、当社は会社管理法（2019年改正）の第4（5）節に基づき、ケイマン諸島における会社管理事業の運営認可を得た。1988年5月13日、当社は2010年保険法の第4（2）節に基づき、ケイマン諸島における保険管理事業の運営認可を得た。1994年7月27日、当社はミューチュアル・ファンド法（2020年改正）の第12節に基づき、ミューチュアル・ファンド管理事業の運営認可を得た。2004年6月7日、当社は銀行および信託会社法（2020年改正）に基づき、ケイマン諸島における信託事業の運営認可を得た。2006年12月28日、当社は会社管理事業の認可を放棄した。

当社は、ケイマン諸島で設立されたIMSグループ・リミテッドの完全子会社である。

当社およびその完全子会社（以下「当グループ」という。）の財務結果は、年末に当グループに連結される。

当社の登録所在地は、ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1102、ジョージタウン、ハーバーセンター3階、私書箱61号である。

2020年12月31日現在の当社の従業員数は25名であった（2019年：27名）。

2. 表示の基準

（a）順守声明

本連結財務諸表は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表する国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従い取締役会により作成および承認されている。

経営陣は、当グループの継続企業の前提について検討し、予測可能な将来において当グループが事業継続のための資源を有していることを認めている。さらに、経営陣は、当グループの継続企業の前提について重大な疑義を生じる可能性のある重要な不確実性を認識していない。ゆえに、本連結財務諸表は、引き続き継続企業としての前提に基づき作成される。

（b）測定基準

本連結財務諸表は、償却原価で測定される金融資産および金融負債を除き、取得原価基準で作成される。

（c）機能通貨および表示通貨

当グループの機能通貨および表示通貨は米ドルであり、ケイマン諸島の現地通貨ではない。これは、当グループの業務が主に米ドルで行われている事実を反映したものである。

（d）見積りおよび判断の使用

IFRSに基づいた連結財務諸表の作成においては、経営陣が判断を下し、見積りおよび仮定を作成することが必要となる。この判断、見積りおよび仮定は、会計方針の適用、本連結財務諸表日における資産および負債の計上金額、偶発資産および偶発負債の開示、ならびに、事業年度における損益の計上金額に影響を及ぼす。実際の結果はこれらの見積りと異なる場合がある。

（e）対応数値

従前の一定期間の金額は、当事業年度の表示に整合するよう再分類されている。

（f）2020年1月1日に開始する年次期間に適用される新基準

当グループに重大な影響を及ぼす2020年1月1日に開始する年次期間に適用される新基準または修正はない。

3. 重要な会計方針

以下の会計方針は、本連結財務諸表に表示されている全期間にわたり一貫して適用されている。会計方針の変更はない。当グループが採用した重要な会計方針は以下の通りである。

（a）連結完全子会社

会社名	事業	設立日／ 子会社化日
SHコーポレート・サービイズ・リミテッド	登録事務所業務	2001年4月20日
A.S.ノミニーズ・リミテッド [*]	ノミニー会社	1978年1月27日
N.D.ノミニー・リミテッド [*]	ノミニー会社	1978年1月27日
N.S.ノミニー・リミテッド [*]	ノミニー会社	1978年1月27日
カーディナル・ノミニー・リミテッド [*]	ノミニー会社	1979年10月26日
IMSトラスティーズ・リミテッド [*]	受託サービス	2012年4月27日
IMSリクイデーションズ・リミテッド	清算サービス	2013年1月25日

^{*} ノミニーとして行為するために設立されたものであり、2020年および2019年12月31日に終了した事業年度中、自己の権限において取引を行ったことはなかった。

これらの完全子会社が得る収入および負担する費用は、すべて当社が計上し、すべての企業間取引および残高は連結時に消去される。子会社の財務諸表は、支配が開始した日から支配が終了した日まで連結財務諸表に含まれる。当グループは、企業結合において、支配が当社に移った時点で取得法を用いて会計処理を行う。企業結合の対価は、識別可能な取得された純資産を原則として公正価値で測定する。

(b) 金融資産および金融負債

(i) 分類

金融資産とは、現金、現金もしくは他の金融資産を受領する契約上の権利、有利となる可能性のある状況下で金融商品の取引を行う契約上の権利、または、他の企業の持分金融商品を指す。金融資産は、現金および現金同等物、売掛金、その他の未収金および関連会社に対する債権から構成される。

金融負債とは、現金もしくは他の金融資産を提供する契約上の義務、または、不利となる可能性のある状況下で他の企業と金融商品を取引する契約上の義務を指す。金融負債は、関連会社に対する債務、買掛金および未払費用、未払従業員賞与および未払配当金から構成される。

(ii) 認識

当グループは、当グループが金融商品の契約条項の当事者となる日において金融資産および金融負債を認識する。

(iii) 測定

金融商品は当初、原価で測定される。取得した金融資産については原価は支払われた対価の公正価値であり、金融負債については原価は受領した対価の公正価値である。金融資産または金融負債の償却原価は、当初認識時に金融資産または金融負債が測定された金額から元本返済額を差し引き、当初認識された金額と満期の金額との差額に対する実効金利法を用いた累積償却額を加減し、減損による減少額を差し引いた金額である。

(iv) 公正価値

公正価値の見積りは、市況および当該金融商品に関する情報に基づき、一定時点において行われる。これらの見積りは本来主観的なものであり、不確定要素や重要な判断に関する事項が含まれているため、正確に決めることはできない。仮定の変更が、当該見積りに大きな影響を及ぼす可能性もある。

金融資産および金融負債の簿価は、これらの金融商品の即時または短期的性質により、ほぼ公正価値と近似すると考えられる。

(v) 認識中止

金融資産は、当グループが当該資産を構成する契約上の権利に対する支配権を失った時点で認識中止となる。認識中止は、契約上の権利が実現し、失効または放棄された際に行われる。

金融負債は、契約に明記されている義務が果たされ、取り消され、または失効した際に認識中止となる。

(vi) 回収可能額の減損および計算

IFRS第9号では、発生信用損失モデルではなく、予想信用損失モデルを要求している。予想信用損失モデルでは、金融資産の当初認識以降の信用リスクの変化を反映させるために、予想信用損失と各報告日におけるそれらの予想信用損失の変動の会計処理をすることが当グループに要求される。言い換えれば、信用損失が認識される前に、信用事由が発生している必要はない。

当グループの売掛金は、本質的に異なる業務に関連するものであり、大部分は信託業務の提供から、そして比較的度は低い登録事務所業務の提供から生じるものである。これらのサービスが提供される顧客は、規制、管理されたヘッジ・ファンドやキャプティブ保険が大半であり、残りの顧客は、個人や個人企業に属する会社や信託である。

これらの顧客の報酬が全期間を通じて未払いとなる場合があるが、顧客企業はグッドスタンディングな状態にあることから、翌年の登録更新時には支払いがなされる可能性が高い。経営陣は、未払い状態が継続する債権（第一カテゴリー）については、全額引き当てるのが最も慎重な方法であると判断する一方で、グッドスタンディングな顧客に対する債権（第二カテゴリー）については全額回収可能であると考えており、貸倒を予想していないため、引当金は必要ないと判断した。

減損は、連結包括利益計算書で認識される。認識の次期に減損額が減少し、当該減少が評価損計上後に発生した事象に客観的に結びつけることができる場合は、包括利益計算書を通じて当該評価損または引当金の戻入れが行われる。

(c) 収益の認識

当グループは、契約上の義務が履行され、業務の支配が顧客に移転するにつれ、提供される業務に対価としてある一時点または一定期間にわたって受領されると見込まれる金額で収益を認識する。

契約上の義務が一定期間に履行され、収益が一定期間に認識される場合。

ある一時点で義務が履行された場合、所有権に伴うリスクと対価が顧客に移転した時点で収益が認識される。これは、業務が顧客に提供され、顧客による業務の受領に影響を与えるような義務に未履行のものが無い時点である。

業務の性質

以下は、当グループが収益を生み出す主な活動の概要である。

(i) 専門的業務

役員業務、キャプティブ保険管理業務、信託業務、マネーロンダリング防止業務を含む一連の専門的な業務から生じる報酬。

(ii) 関連当事者からの管理報酬

関連当事者に対する管理事務業務の提供により発生する報酬。

(iii) 登録事務所業務

登録事務所業務の提供から生じる報酬。

履行義務および収益の認識の方針

当グループは、顧客企業に対する信託業務および登録事務所業務の提供による収益を認識している。要求される特定業務には、年度を通じた顧客企業の受託者としての役割を果たす取締役業務の提供と、一定の年間報酬による顧客企業に対する登録事務所業務の提供が含まれる。さらに、契約条項の一環として、顧客企業は、契約に規定された報酬に基づく事業年度を通じた法人業務も要求する。

信託業務は、当グループの事業年度と一致する暦年で表される年間期間に対して提供される。当該業務は年次で提供される。ただし、顧客企業との関係が終了し、取締役が正式に取締役会を退任する必要がある場合はこの限りではない。この場合、短縮された期間で按分された報酬が承認される。

信託業務に関する当グループの標準的な契約では、年間の定額報酬を定めているが、一部のケースでは、一定期間に認識される業務の定額報酬と、信託業務機能の追加的な業務の提供に使用した時間をベースとした報酬を組み合わせている場合もある。役員業務契約は、顧客企業のニーズを踏まえた臨時の要請で、履行義務の条件を概説したものである。これらの使用期間をベースとする業務は時期が明確であり、業務が提供された日をベースとして認識される。

登録事務所業務の提供は、暦年に発生する別個の業務とみなされる。この期間は、当グループおよび政府会計年度と一致しており、したがって、収益は事業年度にわたり、業務が提供された時点で認識される。詳細については、注記6を参照のこと。

契約残高の認識

契約資産とは、既に顧客に移転された業務の対価を得る権利である。当グループが、顧客が対価を支払う前、または支払期日が到来する前に顧客に業務を移転して業務を履行した場合、契約資産は条件付きの未収対価として認識される。2020年12月31日現在、当グループは、契約資産を保有していない（2019年：0米ドル）。

契約債務とは、当グループが顧客から対価を受領済み（または対価の支払期限が到来済み）である場合の顧客に業務を移転する義務である。当グループが業務を顧客に移転する前に、顧客が対価を支払った場合、支払いが行われた時点または支払期日が到来した時点（いずれか早い方）で契約債務が認識される。契約債務は、当グループが契約に基づいて義務を履行した時点で収益として認識される。当グループの契約債務は、翌年の収益に関連して受領した支払額からの前受収入で構成されている。詳細は注記6を参照のこと。

(d) 外貨

外貨建ての資産および負債は、連結財政状態計算書日の実勢為替レートで換算される。外貨建て取引は、取引日の為替レートで換算される。その結果生じる為替損益は、連結包括利益計算書に計上される。

(e) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当初の満期が3か月以内の金融機関に保管されている当座預金から構成される。

(f) 有形固定資産

有形固定資産は、原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で表示される。

減価償却は、各資産の期待耐用年数の期間にわたり残存価額を考慮して、以下のそれぞれの方法で計算され、連結包括利益計算書で認識される。

オフィスビル：	年率2.5%（通減残高法）
コンピュータ機器：	年率20%（定額法）
什器および機器：	年率10%（通減残高法）
リース物件改良費：	年率10%（通減残高法）

有形固定資産の簿価は、減損の兆候が存在するかを決定するために、各報告日にレビューが行われる。減損損失は、特定された年度の連結包括利益計算書で認識される。

（g）リース

当グループは、貸借対照表上、使用権資産およびリース債務をリース開始日において認識する。使用権資産は、取得原価で測定され、取得原価は、リース債務の当初測定額、当グループが負担したすべての当初直接費用、リース終了時に資産を解体、撤去するための費用の見積り、およびリース開始日前になされたあらゆるリース料（受領したインセンティブ額控除後）から構成されている。

当グループは、使用権資産をリース開始日から使用権資産の耐用年数終了時またはリース期間終了時のいずれか早い方まで、定額法により償却している。当グループはまた、かかる指標が存在する場合、使用権資産の減損に対する評価も行っている。

（h）収益の認識および報酬の事前請求

管理報酬は、業務が提供された期間にわたり連結包括利益計算書で認識される。

前受収入および顧客買掛金は、今後、提供されるサービスに関する顧客からの前払金から構成される。

（i）費用

費用は、発生主義に基づき連結包括利益計算書で認識される。

（j）従業員給付制度

（i）確定拠出年金制度

当グループは、確定拠出制度に参加している。確定拠出制度は、当グループが別の団体に一定額を拠出する退職給付制度で、今期または過去の期間における従業員の勤務に関連し、すべての従業員給付を支払うのに必要な資産を制度が保有していない場合は、当グループに法的または法定義務は発生しない。確定拠出年金制度への拠出義務は、発生時に連結包括利益計算書において費用として認識される。

（ii）短期給付

短期従業員給付義務は、割引前ベースで測定され、関連サービスが提供された時点で費用計上される。従業員の過去の勤務の結果、一定金額を支払う法的または法定義務が当グループにあり、当該義務を確実に見積もることができる場合に、短期現金賞与または利益分配制度に基づいて支払われることが予想される一定金額が負債として認識される。

（k）管理資産

通常の業務過程において、当グループは信託の受託者として行為する信託サービスを提供している。当グループが管理している信託の資産および負債は、本連結財務諸表に含まれない。

4. 財務リスク管理

(a) 概要

当グループは、金融商品を通じて信用リスク、流動性リスクおよび市場リスクにさらされている。この注記は、これらのリスクに対する当グループのエクスポージャー、リスク測定および管理ならびに当グループの資本管理に関する当グループの目標、方針およびプロセスについての情報をまとめたものである。

リスク管理の枠組み

取締役会は、当グループの財務リスク管理の枠組みを確立、監視する全体的責任を担う。

(b) 信用リスク

信用リスクとは、顧客または金融商品取引の相手方が義務を遂行しない場合に当グループに経済的損失が生じるリスクを指し、主に当グループの売掛金、現金および現金同等物ならびに関連会社に対する債権から発生する。

当グループの信用リスクに対するエクスポージャーは、主に各顧客の特性の影響を受ける。顧客が事業を展開する業界および国のデフォルト・リスクを含む当グループの顧客基盤の人口データは、信用リスクにそれほど影響を及ぼさない。単独で当グループの収入の5%を超えるシェアを占める顧客はいない。

当グループは、売掛金に関する見積損失額を貸倒引当金として設定している。引当金は一定期間内の個別残高に対するものである。

信用リスクに対する当グループのエクスポージャーの性質ならびに信用リスク管理の目標、方針およびプロセスは、前期から大きく変化していない。信用リスクに対する当グループの最大エクスポージャーは、当グループの金融資産の簿価である。

信用リスクの管理

当グループは、現金および現金同等物を保護するため、信頼できる金融機関を使ってこれらの金融資産に関する信用リスクを管理している。経営陣は、この関係により何らかの経済的損失が発生するとは考えていない。

当グループは、顧客の財政状態に関する初期信用評価を行うことで、売掛金に関する信用リスクを管理している。経営陣は、顧客残高の定期的なレビューを実施している。経営陣は、重要な取引相手方が債務を返済できなくなるとは考えていない。経営陣は、支払期限が経過した未減損の金額について、全額回収可能と考えている。

報告日における当グループの売掛金の滞留期間は以下の通りであった。

	総額 2020年	減損 2020年	総額 2019年	減損 2019年
0～30日	90,065	(414)	282,381	(23,746)
31～60日	27,898	(77)	49,882	(6,574)
61～90日	25,623	(87)	56,610	(12,011)
91日～	831,379	(373,639)	842,771	(274,660)
米ドル	974,965	(374,217)	1,231,644	(316,991)

(c) 流動性リスク

流動性リスクとは、当グループが期日に債務を返済できなくなるリスクを指す。流動性管理に関する当グループのアプローチは、許容範囲を超える損失を発生させる、または、当グループの評判を傷つけることなく、通常時またはストレス時のいずれの状況においても、期日が到来した時点で債務を返済するだけの十分な流動性をできるだけ確保するというものである。流動性リスクに対する当グループのエクスポージャーの性質ならびに流動性リスク管理の目標、方針およびプロセスは、前期から大きく変化していない。

(d) 市場リスク

市場リスクとは、為替レートなど、市場価格の変動により当社の利益または当グループが保有する金融商品の価格が影響を受けるリスクを指す。市場リスク管理の目的は、収益を最適化しながら、市場リスクのエクスポージャーを許容可能な範囲内に管理しコントロールすることである。

(e) 通貨リスク

通貨リスクは、当グループにおける費用の支払いの一部がケイマン諸島ドルで行われていることから生じる。通貨リスクは、ケイマン諸島ドルが米ドルに対し固定されていることにより軽減されている。

(f) 資本管理

当グループの規制当局であるケイマン諸島金融管理庁（以下「管理庁」という。）は、金融管理法（2020年改正）、会社管理法（2019年改正）、2010年保険法、ミューチュアル・ファンド法（2020年改正）、ならびに銀行および信託会社法（2020年改正）に基づき、当グループの自己資本規制を設定、モニタリングしている。当グループは、40万ケイマン諸島ドル（50万米ドル）の最低自己資本を維持することが義務付けられており、申告提出期限は期末日から3か月である。当グループの方針は、事業の将来的な発展を継続するための強固な資本基盤を維持することである。当グループは、当期全体を通して、課せられたすべての自己資本規制を順守した。また、当期を通じ、当グループの資本管理に大きな変更はなかった。

5. 収益

収益は、顧客との契約に定められた対価に基づいて測定され、第三者のために回収された金額は含まれていない。

顧客との契約から認識された収益について、報告日現在の提供業務別の内訳は以下の通りである。

収益の内訳

	2020年	2019年
専門的業務	8,134,715	9,113,418
関係当事者からの管理報酬	475,349	464,185
登録事務所業務	361,616	438,051
米ドル	8,971,680	10,015,654

年間報酬は、上記業務の対価として顧客企業に請求される。これは主に固定報酬の形態をとり、年間を通じたタイムチャージ方式による追加報酬が加算される。当該収益は、業務が提供された時点、または業務の支配が顧客に移転した時点で、時間の経過とともに認識される。

契約上の債務

以下の表は、顧客との契約から生じる契約上の債務に関する情報であり、以下の数値は、前受収入および顧客買掛金として表示される収益の一部を構成している。

	契約債務	
	2020年	2019年
次年度以降の収益に関連して受領した支払金による増加	(658,279)	(640,290)

2020年12月31日現在の残存履行義務のうち、IFRS第15号で認められている当初の予想期間が1年以内のものに関する情報は提供されていない。

6. 売掛金

	2020年	2019年
売掛金総額	974,965	1,231,644
貸倒引当金	(374,217)	(316,991)
米ドル	600,748	914,653

当期中の貸倒引当金の変動は以下の通りである。

	2020年	2019年
期首残高	316,991	162,950
連結包括利益計算書への計上額	66,854	126,731
不良債権の回収	88,121	—
損金処理された不良債権	(97,769)	27,310
米ドル	374,217	316,991

7. 有形固定資産

2020年	オフィス ビル	コンピュータ 機器	什器 および機器	リース物件 改良費	合計
原価：					
期首残高	341,637	393,590	239,816	156,891	1,131,934
追加	—	3,264	—	—	3,264
処分	—	—	—	—	—
期末残高	341,637	396,854	239,816	156,891	1,135,198

減価償却累計額：

期首残高	185,889	373,774	181,491	98,219	839,373
当期計上額	3,689	12,096	7,393	4,399	27,577
期末残高	189,578	385,870	188,884	102,618	866,950

2020年12月31日現在の

正味帳簿価格	米ドル	152,059	10,984	50,932	54,273	268,248
--------	-----	---------	--------	--------	--------	---------

2019年	オフィス ビル	コンピュータ 機器	什器 および機器	リース物件 改良費	合計
原価：					
期首残高	341,637	402,996	239,816	156,891	1,141,340
追加	—	—	—	—	—
処分	—	(9,406)	—	—	(9,406)
期末残高	341,637	393,590	239,816	156,891	1,131,934

減価償却累計額：

期首残高	181,790	358,853	172,710	90,884	804,237
当期計上額	4,099	17,083	8,781	7,335	37,298
処分	—	(2,162)	—	—	(2,162)
期末残高	185,889	373,774	181,491	98,219	839,373

2019年12月31日（訳注）

現在の正味帳簿価格	米ドル	155,748	19,316	58,325	58,672	292,561
-----------	-----	---------	--------	--------	--------	---------

（訳注）原文では「December 31, 2020」（2020年12月31日）と記載されているが、正しくは「December 31, 2019」（2019年12月31日）である旨の確認が取れているため、本文書においては正しい英文に対する訳文を記載している。

8. 株式資本

		2020年	2019年
授権株式：			
80,000株（1株当たり1ケイマン諸島ドル）	米ドル	96,000	96,000
発行済みおよび全額払込済株式：			
41,667株	米ドル	50,000	50,000

9. リース

当グループは、営業用物件（オフィスビルのフロア）についてのリースを有している。当該リースは、連結財政状態計算書に使用権資産およびリース債務として反映される。当グループは、使用権資産を有形固定資産の項目に一貫した方法で分類している(注記7参照)。

リースは、一般的に、契約上当グループが資産を他の当事者に転貸する権利が定められていない限り、使用権資産は当グループのみが使用することができるという制限が課されている。リースの解約は、相当額の解約手数料を負担する場合のみ可能である。当グループの現行リースは満期まで7か月間である。経営陣は、現行の条件でさらに36か月間のリースの更新が合理的に確実であると判断している。

以下の表は、貸借対照表で認識される当グループのリース取引の性質を記載したものである。

使用権資産	2020年	2019年
オフィス物件	123,386	334,905
オフィス物件の更新	632,975	—
米ドル	756,361	334,905

リース債務は、以下の通り連結財政状態計算書に表示されている。

	2020年	2019年
1年未満		
—現行リース	127,575	213,578
—更新リース	84,779	—
	212,354	213,578
1年以上		
—現行リース	—	127,575
—更新リース	548,196	—
米ドル	548,196	127,575

10. 確定拠出年金制度

当グループは、確定拠出年金制度であるフィデリティ年金制度に参加している。当グループは、従業員の年収の5%を上限とする各従業員の拠出額と同じ額を拠出する義務がある。2020年12月31日に終了した事業年度における当グループの拠出総額は83,391米ドル（2019年：113,355米ドル）であった。

11. 関連当事者取引

2020年12月31日に終了した事業年度において、当グループは関連会社から以下の事務手数料および管理手数料を得た。

		2020年	2019年
コーポレート・ファイリング・サービス・リミテッド	米ドル	475,349	464,186
IMSセキュリティーズ・リミテッド		125,414	116,239

関連会社に対する債権の金額は以下の通りである。

		2020年	2019年
コーポレート・ファイリング・サービス・リミテッド	米ドル	272,903	93,094

2020年12月31日に終了した事業年度中、当グループは短期雇用給付金として4,233,086米ドル（2019年：4,464,445米ドル）および長期雇用給付金として63,289米ドル（2019年：88,356米ドル）を、主要経営陣に支払った。

12. 偶発事象

当グループは、信託会社としての役割上、通常の業務過程において訴訟および請求の当事者となる可能性がある。当グループの法律顧問の助言に基づく取締役会の見解によれば、2020年12月31日現在偶発事象に関する引当金は要求されていない（2019年：なし）。

13. 後発事象

本連結財務諸表の作成において、経営陣は本連結財務諸表が公表可能となった2021年3月25日までのすべての重要な後発事象を評価し開示した。

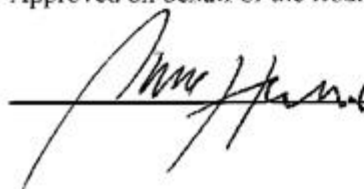
[次へ](#)

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.**Consolidated Statement of Financial Position**

December 31, 2020

(stated in United States dollars)

	Note	2020	2019
Assets			
Current assets			
Cash and cash equivalents		2,058,710	1,362,151
Accounts receivable	4,6	600,748	914,653
Other receivables and prepaid expenses		186,744	137,732
Due from affiliated companies	11	272,903	93,094
		3,119,105	2,507,630
Non-current assets			
Property, plant and equipment	7	268,248	292,561
Right-of-use asset	9	756,361	334,905
		1,024,609	627,466
Total assets	US\$	4,143,714	3,135,096
Liabilities and shareholder's equity			
Current liabilities			
Accounts payable and accrued expenses		47,865	133,035
Unearned income and payable to clients	6	747,805	709,440
Lease liability	9	212,354	213,578
Staff bonuses payable		690,915	490,217
Dividends payable		1,246,579	811,251
		2,945,518	2,357,521
Non-current liabilities			
Lease liability	9	548,196	127,575
		548,196	127,575
Shareholder's equity			
Share capital	8	50,000	50,000
Retained earnings		600,000	600,000
		650,000	650,000
Total liabilities and shareholder's equity	US\$	4,143,714	3,135,096

*See accompanying notes to consolidated financial statements.*Approved on behalf of the Board on March 25, 2021
 Director

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Consolidated Statement of Comprehensive Income

Year ended December 31, 2020

(stated in United States dollars)

	Note	2020	2019
Income			
Revenue	5	8,971,680	10,015,654
Less: Bad and doubtful debts	6	(66,854)	(126,731)
		8,904,826	9,888,923
Other income		539,448	512,319
Rental income		52,721	61,113
Administration expenses	9,10	(6,747,334)	(7,017,990)
Results from operating activities		2,749,661	3,444,365
Net income for year	US\$	2,749,661	3,444,365

See accompanying notes to consolidated financial statements.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Consolidated Statement of Changes in Shareholder's Equity

Year ended December 31, 2020

(stated in United States dollars)

	Share capital	Retained earnings	Total
Balance at December 31, 2018	50,000	600,000	650,000
Net income for year	-	3,444,365	3,444,365
Dividends declared	-	(3,442,362)	(3,442,362)
Balance at December 31, 2019	50,000	600,000	650,000
Net income for year	-	2,749,661	2,749,661
Dividends declared	-	(2,749,661)	(2,749,661)
Balance at December 31, 2020	US\$ 50,000	600,000	650,000

See accompanying notes to consolidated financial statements.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Consolidated Statement of Cash Flows

Year ended December 31, 2020

(stated in United States dollars)

	2020	2019
Operating activities		
Net income for year	2,749,661	3,444,365
Add/(deduct):		
Items not affecting the movement of cash:		
Depreciation	237,971	248,817
Net changes in non-cash balances relating to operations:		
Accounts receivable	313,905	68,174
Other receivables and prepaid expenses	(49,012)	(25,204)
Due from affiliated companies	(179,809)	64,317
Accounts payable and accrued expenses	(85,170)	(4,220)
Unearned income and payable to clients	38,365	(26,521)
Staff bonuses payable	200,697	(43,515)
Net cash provided by operating activities	3,226,608	3,726,213
Investing activities		
Purchase of fixed assets	(3,264)	-
Loss on disposal of assets	-	7,246
Net cash provided by /(used in) investing activities	(3,264)	7,246
Financing activities		
Dividends paid	(2,316,333)	(3,582,647)
Repayment of lease liabilities	(210,452)	(207,275)
Net cash used in financing activities	(2,526,785)	(3,789,922)
(Decrease)/increase in cash and cash equivalents during year	696,559	(56,463)
Cash and cash equivalents beginning of year	1,362,151	1,418,614
Cash and cash equivalents end of year	US\$ 2,058,710	1,362,151

See accompanying notes to consolidated financial statements.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements

December 31, 2020

(stated in United States dollars)

1. Incorporation and background information

International Management Services Ltd. (the “Company”) was incorporated under the Companies Law (2020 Revision) of the Cayman Islands on August 30, 1974 and provides company and insurance management and corporate secretarial services. On December 12, 1985, the Company was licensed under Section 4 (5) of The Companies Management Law (2019 Revision) to carry on the business of company management in or within the Cayman Islands. On May 13, 1988, the Company was licensed under Section 4 (2) of The Insurance Law 2010, to carry on the business of insurance management in or within the Cayman Islands. On July 27, 1994, the Company was licensed under Section 12 of The Mutual Funds Law (2020 Revision) to carry on the business of mutual fund administration. On June 7, 2004 the Company was licensed under the Banks and Trust Companies Law (2020 Revision), to carry on trust business from within the Cayman Islands. On December 28, 2006, the Company surrendered its Companies Management Licence.

The Company is a wholly owned subsidiary of The IMS Group Ltd., a company also incorporated in the Cayman Islands.

The financial results of the Company and its wholly owned subsidiaries (the “Group”) are consolidated at year end to form the Group.

The registered office of the Company is 3rd Floor Harbour Centre, George Town, P.O. Box 61, Grand Cayman KY1-1102, Cayman Islands.

The Group had 25 employees as at December 31, 2020 (2019: 27).

2. Basis of presentation*(a) Statement of compliance*

These consolidated financial statements are prepared and approved by the Directors in accordance with International Financial Reporting Standards (“IFRS”) as issued by the International Accounting Standards Board (“IASB”).

Management has made an assessment of the Group's ability to continue as a going concern and is satisfied that the Group has the resources to continue in business for the foreseeable future. Furthermore, management is not aware of any material uncertainties that may cast a significant doubt upon the Group's ability to continue as a going concern. Therefore, the consolidated financial statements continue to be prepared on the going concern basis.

(b) Basis of measurement

These consolidated financial statements are prepared on the historical cost basis except for financial assets and financial liabilities which are measured at amortised cost.

(c) Functional and presentation currency

The Group's functional and presentation currency is the United States dollar and not the local currency of the Cayman Islands reflecting the fact that the Group's operations are primarily conducted in United States dollars (US\$).

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2020

*(stated in United States dollars)***2. Basis of presentation (continued)***(d) Use of estimates and judgements*

The preparation of consolidated financial statements in accordance with IFRS requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the consolidated financial statements and the reported amounts of income and expenses during the year. Actual results could differ from those estimates.

(e) Corresponding figures

Certain prior year amounts have been reclassified to conform to the current year presentation.

(f) New Standards effective for annual period beginning 1 January 2020

There are no new standards or amendments effective for annual periods beginning 1 January 2020 that will have a significant impact to the Group.

3. Significant accounting policies

The accounting policies set out below have been applied consistently to all periods presented in these consolidated financial statements. There have been no changes to accounting policies. The significant accounting policies adopted by the Group are as follows:

(a) Consolidated wholly owned subsidiaries

Company	Business	Date of incorporation/ addition
SH Corporate Services Ltd	Registered Office Services	April 20, 2001
A.S. Nominees Ltd.*	Nominee Company	January 27, 1978
N.D. Nominee Ltd. *	Nominee Company	January 27, 1978
N.S. Nominee Ltd.*	Nominee Company	January 27, 1978
Cardinal Nominee Limited*	Nominee Company	October 26, 1979
IMS Trustees Ltd.*	Trustee Services	April 27, 2012
IMS Liquidations Ltd.	Liquidation Services	January 25, 2013

* These wholly owned subsidiaries of the Company have been established to act only in a nominee capacity and have not traded in their own right during the year ended December 31, 2020 and 2019.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2020

(stated in United States dollars)

3. Significant accounting policies (continued)*(a) Consolidated wholly owned subsidiaries (continued)*

All income earned and expenses incurred by these companies are accounted for by the Company and all inter-company transactions and balances are eliminated on consolidation. The financial statements of the subsidiaries are included in the consolidated financial statements from the date that control commences to the date that control ceases. The Group accounts for business combinations using the acquisition method when control is transferred to the Group. The consideration is generally measured at fair value, as are the identifiable net asset acquired.

*(b) Financial assets and liabilities**(i) Classification*

A financial asset is any asset that is cash, a contractual right to receive cash or another financial asset, or to exchange financial instruments under conditions that are potentially favourable or an equity instrument of another enterprise. Financial assets comprise cash and cash equivalents, accounts receivable, other receivables and prepaid expenses and due from affiliated companies.

A financial liability is any liability that is a contractual obligation to deliver cash or another financial asset or to exchange financial instruments with another enterprise under conditions that are potentially unfavourable. Financial liabilities comprise due to affiliated companies, accounts payable and accrued expenses, staff bonuses payable and dividend payable.

(ii) Recognition

The Group recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

(iii) Measurement

Financial instruments are measured initially at cost. For financial assets acquired, cost is the fair value of the consideration given, while for financial liabilities, cost is the fair value of consideration received. The amortized cost of a financial asset or liability is the amount at which the financial asset or liability is measured at initial recognition, minus principal repayments, plus or minus the cumulative amortisation using the effective interest method of any difference between the initial amount recognized and the maturity amount, minus any reduction for impairments.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2020

(stated in United States dollars)

3. Significant accounting policies (continued)*(b) Financial assets and liabilities (continued)**(iv) Fair value*

Fair value estimates are made at a specific point in time, based on market conditions and information about the financial instrument. These estimates are subjective in nature and involve uncertainties and matters of significant judgement and therefore, cannot be determined with precision. Changes in assumptions could significantly affect the estimates.

The carrying amount of financial assets and liabilities is considered to approximate fair value due to the immediate or short-term nature of these financial instruments.

(v) Derecognition

A financial asset is derecognised when the Group loses control over the contractual rights that comprise that asset. This occurs when the rights are realised, expire or are surrendered.

A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expired.

(vi) Impairment and calculation of recoverable amount

IFRS 9 requires an expected credit loss model as opposed to an incurred credit loss model. The expected credit loss model requires the Group to account for expected credit losses and changes in those expected credit losses at each reporting date to reflect changes in credit risk since initial recognition of the financial assets. In other words, it is not necessary for a credit event to have occurred before credit losses are recognised.

The Group's accounts receivable is related to services that are different in nature, the majority are derived from the provision of fiduciary services and then to a lesser extent from the provision of registered office services. The clients that these services are provided to consist of a majority of regulated and administrated hedge funds and insurance captives, the remainder of clients are companies or trusts belonging to individuals or individual companies.

Those very same clients may have fees outstanding for the entire period, however, as the client companies are in good standing it is highly probable that they will settle their dues when renewing their companies' registrations in the following year. Management has determined that providing for these first category receivables in full for all ageing categories is the most prudent path, conversely as management believe second category receivables to be fully collectable, no provision would therefore be necessary as no credit loss is expected.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2020

*(stated in United States dollars)***3. Significant accounting policies (continued)***(b) Financial assets and liabilities (continued)**(vi) Impairment and calculation of recoverable amount (continued)*

Impairment losses are recognised in the consolidated statement of comprehensive income. If in a subsequent period the amount of impairment loss decreases and the decrease can be linked objectively to an event occurring after the write-down, the write-down or allowance is reversed through the statement of comprehensive income.

(c) Revenue Recognition

The Group recognises revenue in the amount expected to be received for services supplied at a point in time or over time as contractual performance obligations are fulfilled and control of services passes to the customer.

Where the contractual performance obligations are satisfied over time and revenue is recognised over time.

Where performance obligations are satisfied at a point in time, revenue is recognised when the risks and rewards of ownership have transferred to the customer. This is at the point where the service is delivered to the customer and there are no unfulfilled obligations that could affect the customer's acceptance of the service.

Nature of services

The following is a description of the principal activities from which the Group generates its revenue.

(i) Professional services

Fees generated from a range of professional services including directorship services, captive insurance management services, trustee services and anti-money laundering services.

(ii) Management fee from related party

Fees generated from the provision of administration services to a related party.

(iii) Registered office services

Fees generated from the provision of registered office services.

Performance obligations and revenue recognition policies

The Group recognizes revenue from the provision of fiduciary and registered office services to client companies. The specific services required involve the annual provision of a director to act in his fiduciary capacity for client companies as well as the provision of a client company registered office for a set annual fee. In addition, as part of the contractual terms, client companies also require corporate services throughout the financial year on the basis of fees specified in the contract.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2020

(stated in United States dollars)

3. Significant accounting policies (continued)*(c) Revenue Recognition**Performance obligations and revenue recognition policies (continued)*

Fiduciary services are provided for the annual period represented by a calendar year which coincides with the Group's financial year. The service is provided for the annual period unless the client company relationship is terminating, and the director is formally required to resign from the board, in these cases pro-rated fees are agreed upon for the reduced.

The Group's standard contracts for fiduciary services involve a flat fee for the year however in some instances a combination of both a flat fee for annual services recognised over time as well as a fee based on time spent to perform additional services in the fiduciary function. The director services agreements outline the conditions of the performance obligations, these are ad-hoc requests, based on the needs of the client company. These time spent services are distinct in timing and are recognized based on the date the service was performed.

The provision of registered office services is considered a distinct service which occurs in the calendar year. This period aligns with the Group and the Government financial year, the revenue is therefore recognized when the service has been rendered, over the financial year. Refer to note 6 for further disclosures.

Recognition of contract balances

A contract asset is the right to consideration in exchange for services transferred to the customer. If the Group performs by transferring services to a customer before the customer pays consideration or before payment is due, a contract asset is recognised for the unearned consideration that is conditional. The Group does not have any contract assets as at December 31, 2020 (2019: US\$ Nil).

A contract liability is the obligation to transfer services to a customer for which the Group has received consideration (or an amount of consideration is due) from the customer. If a customer pays consideration before the Group transfers services to the customer, a contract liability is recognised when the payment is made or the payment is due (whichever is earlier). Contract liabilities are recognised as revenue when the Group performs under the contract. The Group's contract liabilities comprise unearned income from payments received that relate to the following years revenue. Refer to note 6 for details.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2020

*(stated in United States dollars)***3. Significant accounting policies (continued)***(d) Foreign currency*

Assets and liabilities that are denominated in foreign currencies are translated at rates of exchange prevailing at the consolidated statement of financial position date. Transactions in foreign currencies are translated at the rates of exchange ruling on the date of the transaction. Any resulting exchange gains or losses are credited or debited to the consolidated statement of comprehensive income.

(e) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents is comprised of current bank accounts held with financial institutions with original terms to maturity of three months or less.

(f) Property, plant and equipment

Property, plant and equipment are stated at cost less accumulated depreciation and any accumulated impairment loss.

Depreciation is recognised in the consolidated statement of comprehensive income after taking into account residual values over the following expected useful lives of the assets using the respective methods:

Office building	2.5% p.a.	Reducing Balance
Computer equipment	20% p.a.	Straight Line Method
Furniture and equipment	10% p.a.	Reducing Balance
Leasehold improvements	10% p.a.	Reducing Balance

The carrying amount of property, plant and equipment is reviewed at each reporting date to determine whether there is any indication of impairment. Impairment losses are recognised in the consolidated statement of comprehensive income in the year in which they are identified.

(g) Leases

At lease commencement date, the Group recognises a right-of-use asset and a lease liability on the balance sheet. The right-of-use asset is measured at cost, which is made up of the initial measurement of the lease liability, any initial direct costs incurred by the Group, an estimate of any costs to dismantle and remove the asset at the end of the lease, and any lease payments made in advance of the lease commencement date (net of any incentives received).

The Group depreciates the right-of-use assets on a straight-line basis from the lease commencement date to the earlier of the end of the useful life of the right-of-use asset or the end of the lease term. The Group also assesses the right-of-use asset for impairment when such indicators exist.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2020

*(stated in United States dollars)***3. Significant accounting policies (continued)***(h) Income recognition and fees billed in advance*

Management fees are recognised in the consolidated statement of comprehensive income over the period for which services are provided.

Unearned income and payable to clients comprise funds received from clients as prepayments for services to be performed in future years.

(i) Expenses

Expenses are recognised in the consolidated statement of comprehensive income on the accrual basis.

*(j) Employee benefits**(i) Defined contribution pension plan*

The Group participates in a defined contribution plan. A defined contribution plan is a post-employment benefit plan under which the Group pays fixed contributions into a separate entity and has no legal or constructive obligation if the plan does not hold sufficient assets to pay all employee benefits relating to employee service in the current and prior periods. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense in the consolidated statement of comprehensive income as incurred.

(ii) Short-term benefits

Short-term employee benefit obligations are measured on an undiscounted basis and expensed as the related service is provided. A liability is recognised for the amount expected to be paid under short-term cash bonus or profit-sharing plans if the Group has a present legal or constructive obligation to pay this amount as a result of past service provided by the employee and the obligation can be estimated reliably.

(k) Assets under administration

In the normal course of business, the Group provides fiduciary services by acting as trustee of Trusts. The assets and liabilities of the Trusts under the Group's management are not incorporated in these consolidated financial statements.

4. Financial risk management*(a) Introduction and overview*

The Group has exposure to credit, liquidity and market risks through its financial instruments. This note presents information about the Group's exposure to each of these risks and the Group's objective, policies and processes for measuring and managing risk and the Group's management of capital.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2020

(stated in United States dollars)

4. Financial risk management (continued)*Risk management framework*

The Board of Directors has overall responsibility for the establishment and oversight of the Group's financial risk management framework.

(b) Credit risk

Credit risk is the risk of financial loss to the Group if a client or counterparty to a financial instrument fails to meet its obligations and arises primarily from the Group's accounts receivable, cash and cash equivalents, and due from affiliated companies.

The Group's exposure to credit risk is influenced mainly by the individual characteristics of each client. The demographics of the Group's client base, including the default risk of the industry and country in which clients operate, has less of an influence on credit risk. No client individually represents more than 5% of the Group's income.

The Group establishes a provision for bad and doubtful accounts that represents its estimate of incurred losses in respect of accounts receivable. The allowance is for specific balances within certain ageing periods.

The nature of the Group's exposure to credit risk and its objectives, policies and processes for managing credit risk have not changed significantly from the prior year. The Group's maximum exposure to credit risk is the carrying value of its financial assets.

Management of credit risk

The Group manages credit risk in respect of cash and cash equivalents by using reputable financial institutions to safeguard these financial assets. Management does not expect any financial losses as a result of these relationships.

The Group manages credit risk in respect of accounts receivables by performing initial credit evaluations of the financial condition of its clients. Periodic reviews of outstanding customer balances are performed by management. Management does not expect any significant counterparties to fail to meet their obligations. Management believe that unimpaired amounts that are past due are still collectible in full.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2020

*(stated in United States dollars)***4. Financial risk management (continued)**

The Group's aging of accounts receivables at the reporting date was:

	Gross 2020	Impairment 2020	Gross 2019	Impairment 2019
0 to 30 days	90,065	(414)	282,381	(23,746)
31 to 60 days	27,898	(77)	49,882	(6,574)
61 to 90 days	25,623	(87)	56,610	(12,011)
More than 91 days	831,379	(373,639)	842,771	(274,660)
US\$	974,965	(374,217)	1,231,644	(316,991)

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Group will not be able to meet its financial obligations as they fall due. The Group's approach to managing liquidity is to ensure, as far as possible, that it will always have sufficient liquidity to meet its liabilities when due, under both normal and stressed conditions, without incurring unacceptable losses or risking damage to the Group's reputation. The nature of the Group's exposure to liquidity risk and its objectives, policies and processes for managing liquidity risk have not changed significantly from the prior year.

(d) Market risk

Market risk is the risk that changes in market prices, such as foreign exchange rates, will affect the Group's income or the value of its holdings of financial instruments. The objective of market risk management is to manage and control market risk exposures within acceptable parameters, while optimising the return.

(e) Currency risk

Currency risks arise as a portion of the Group's payment of expenses are in Cayman Island dollars. Currency risk is mitigated as the Cayman Islands dollar is fixed against the United States dollar.

(f) Capital management

The Group's regulator, the Cayman Islands Monetary Authority (the "Authority"), sets and monitors capital requirements for the Group under the Monetary Authority Law (2020 Revision), the Companies Management Law (2019 Revision), the Insurance Law, 2010, the Mutual Funds Law (2020 Revision) and the Bank and Trust Companies Law (2020 Revision). The Group is required to have a minimum net worth of C\$400,000 (US\$500,000) and has a 3 month filing deadline after year end date. The Group's policy is to maintain a strong capital base to sustain future development of the business. The Group has complied with all imposed capital requirements throughout the year, and there were no material changes to the Group's management of capital during the year.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2020

*(stated in United States dollars)***5. Revenue**

Revenue is measured based on the consideration specified in a contract with a clients and excludes amounts collected on behalf of third parties.

A disaggregation of revenue recognised from contracts with clients by service offering at the reporting date is outlined below.

Disaggregated revenue

	2020	2019
Professional services	8,134,715	9,113,418
Management fee from related party	475,349	464,185
Registered office services	361,616	438,051
	US\$ 8,971,680	10,015,654

Annual fees are fees charged for the services noted above to client companies. This is primarily in the form of fixed fees, with additional fees earned on a time spent basis as charged throughout the year. Revenue is recognised over time as services are rendered or at a point in time when control of the service transfers to the clients.

Contract liabilities

The following table provides information about the contract liabilities from contracts with clients, the figures below constitute the revenue portion of amounts represented as unearned income and payable to clients:

	Contract Liabilities	
	2020	2019
Increases due to payments received that relate to the following years revenue	(658,279)	(640,290)

No information is provided about remaining performance obligations at December 31, 2020 that have original expected duration of one year or less, as allowed by IFRS 15.

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2020

*(stated in United States dollars)***6. Accounts receivable**

	2020	2019
Gross accounts receivable	974,965	1,231,644
Provision for doubtful accounts	(374,217)	(316,991)
	US\$ 600,748	914,653

Movements in the provision for doubtful accounts during the year are as follows:

	2020	2019
Balance at beginning of year	316,991	162,950
Charge to consolidated statement of comprehensive income	66,854	126,731
Recoveries of doubtful debts	88,121	-
Doubtful debts written off	(97,769)	27,310
	US\$ 374,217	316,991

7. Property, plant and equipment

2020	Office building	Computer equipment	Furniture & equipment	Leasehold improvements	Total
Cost:					
Balance at beginning of year	341,637	393,590	239,816	156,891	1,131,934
Additions	-	3,264	-	-	3,264
Disposals	-	-	-	-	-
Balance at end of year	341,637	396,854	239,816	156,891	1,135,198
Accumulated depreciation:					
Balance at beginning of year	185,889	373,774	181,491	98,219	839,373
Charge for year	3,689	12,096	7,393	4,399	27,577
Balance at end of year	189,578	385,870	188,884	102,618	866,950
Net book value at December 31, 2020 US\$	152,059	10,984	50,932	54,273	268,248

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2020

*(stated in United States dollars)***7. Property, plant and equipment (continued)**

2019	Office building	Computer equipment	Furniture & equipment	Leasehold improvements	Total
Cost:					
Balance at beginning of year	341,637	402,996	239,816	156,891	1,141,340
Additions	-	-	-	-	-
Disposals	-	(9,406)	-	-	(9,406)
Balance at end of year	341,637	393,590	239,816	156,891	1,131,934
Accumulated depreciation:					
Balance at beginning of year	181,790	358,853	172,710	90,884	804,237
Charge for year	4,099	17,083	8,781	7,335	37,298
Disposals	-	(2,162)	-	-	(2,162)
Balance at end of year	185,889	373,774	181,491	98,219	839,373
Net book value at December 31, 2020 US\$	155,748	19,316	58,325	58,672	292,561

8. Share capital

	2020	2019
Authorised:		
80,000 shares of C\$1 each	US\$ 96,000	96,000
Issued and fully paid:		
41,667 shares	US\$ 50,000	50,000

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.

Notes to Consolidated Financial Statements (continued)

December 31, 2020

*(stated in United States dollars)***9. Leases**

The Group has a lease for its operating premises, a floor of an office building. The lease is reflected on the consolidated statement of financial position as a right-of-use asset and a lease liability. The Group classifies its right-of-use asset in a consistent manner to its property, plant and equipment (see Note 7).

The lease generally imposes a restriction that, unless there is a contractual right for the Group to sublet the asset to another party, the right-of-use asset can only be used by the Group. Leases may only be cancelled by incurring a substantive termination fee. The Group's current lease has a remaining term of 7 months. Management believe the renewal of the lease under the current terms for a further 36 months is reasonably certain.

The table below describes the nature of the Group's leasing activities recognised on the balance sheet:

Right-of-use asset	2020	2019
Office premises	123,386	334,905
Renewed Office premises	632,975	-
	US\$ 756,361	334,905

Lease liabilities are presented in the consolidated statement of financial position as follows:

	2020	2019
Less than one year		
- Current lease	127,575	213,578
- Lease renewal	84,779	-
	212,354	213,578
Greater than one year		
- Current lease	-	127,575
- Lease renewal	548,196	-
	US\$ 548,196	127,575

INTERNATIONAL MANAGEMENT SERVICES LTD.**Notes to Consolidated Financial Statements (continued)**

December 31, 2020

*(stated in United States dollars)***10. Defined contribution pension plan**

The Group participates in the Fidelity Pension Plan, a defined contribution pension scheme. The Group is required to match each employee's contribution on a one to one basis up to 5% of the employee's annual salary. During the year ended December 31, 2020, the Group contributed US\$83,391 (2019: US\$113,355).

11. Related party transactions

During the year ended December 31, 2020, the Group earned the following administration and management fees from its affiliated companies:

	2020	2019
Corporate Filing Services Ltd.	US\$ 475,349	464,186
IMS Securities Ltd.	125,414	116,239

Amounts due from related affiliates are as follows:

	2020	2019
Corporate Filing Services Ltd.	US\$ 272,903	93,094

During the year ended December 31, 2020, the Group paid US\$ 4,233,086 (2019: US\$4,464,445) in short-term employment benefits and US\$ 63,289 (2019: US\$88,356) in long-term employment benefits to key management personnel.

12. Contingencies

The Group, in its fiduciary capacity, may be a party to litigation and claims in the normal course of business. In the opinion of the Directors, which is based on the advice of the Group's legal counsel, no contingency provisions are required at 31 December 2020 (2019: Nil).

13. Subsequent events

In preparing these consolidated financial statements, management has evaluated and disclosed all material subsequent events up to March 25, 2021 which is the date that the consolidated financial statements were available to be issued.

4【利害関係人との取引制限】

投資家は、以下の潜在的な利益相反に注意する必要がある。

受託会社、管理会社、投資運用会社、保管会社および管理事務代行会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」という。）はそれぞれ、ファンドとの利益相反が時折生じうる他の金融、投資またはその他の専門的な活動に関与することがある。当該活動には、他ファンドの受託者、管理事務代行者、保管者、投資運用者または販売者としての行為および他ファンドまたは他社の取締役、役員、顧問または代理人としての役務が含まれる。投資運用会社は、ファンドと類似または重複する投資目的を掲げる他の投資ファンドに対する投資運用および投資助言サービスの提供に関与することがある。投資運用会社は、ファンドに対して提供されるサービスと類似するサービスを第三者に提供することがある。いかなる利害関係者も、当該活動から得られる利益について説明する責任を負わない。利益相反が生じた場合、受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社または投資運用会社（場合による。）は、これを公正かつ誠実に解決するよう確保すべく努力を払う。

受託会社またはその他のサービス提供者（または受託会社の親会社、子会社もしくは関連会社）は、ファンドに関して銀行、ブローカーとして行為するかまたは管理事務、専門的もしくはその他のサービスを提供する場合、かかる資格において、これに関連して信託財産からファンドにより支払を受けることが合意されている報酬または費用を受領し保持する権利を有するものとする。

受託会社、管理会社または投資運用会社は、権限もしくは裁量権の行使の方法もしくは結果または取引において何らかの別のまたは相反する利害関係（個人的な利害関係であるかもしくはその他の何らかの資格における利害関係であるかまたは受託会社の場合は唯一の受託者としての資格における利害関係であるかもしくは他のトラストの受託者の一人としての資格における利害関係であるかを問わない。）を有する可能性があることにかかわらず、基本信託証書、関連する補遺証書または一般的な法令により授權される取引を締結および実行するための権限または裁量権を行使することができ、その結果としてかかる資格において得た利益について説明する責任を負わないが、受託会社の場合、受託会社は、単なる形式上の当事者にすぎない場合を除き、別のまたは相反する利害関係を有する可能性がある何らかの事項における行為を差し控えることができる。

受託会社ならびにその役員および従業員は、何らかの形でファンドと関係のある会社、団体または企業の役員、従業員、代理人または顧問として得た合理的な報酬またはその他の合理的な利益について説明する責任を負わない。これは、自らの立場または役職が、受託会社としての地位またはファンドに帰属もしくは関連するいずれかの持分株式、資産、権利もしくは権限を理由または手段として獲得または維持された可能性があるか否かを問わない。

適用ある法令に規定されるところに従い、受託会社は、ファンドの勘定で、いずれかの利害関係者もしくは投資ファンドから、または当該利害関係者により助言もしくは管理される勘定から有価証券を取得し、またはこれらに対して当該有価証券を処分することができる。利害関係者（受託会社を除く。）は、自らが適当と考える受益証券を保有および取引することができる。利害関係者は、ファンドの勘定で類似する投資対象が保有されている可能性があるにかかわらず、自らの勘定で投資対象を購入、保有および取引することができる。

利害関係者は、受益者またはファンドによってもしくはファンドの勘定で有価証券が保有される事業体との間で金融取引その他の取引を契約し、もしくは締結することができ、または、当該契約もしくは取引について利害関係を有することができる。さらに、利害関係者は、ファンドの投資対象の販売または購入（当該利害関係者が当該ファンドの勘定で実行し、当該ファンドの利益となるもしくは利益とならないもの）に関して交渉できる手数料および利益を受領することができる。

投資運用会社

各ファンドは、投資運用会社およびその関連会社が関与する数多くの現実的および潜在的な利益相反にさらされる。かかる利益相反は、関連するファンドおよびその投資家に対して重大な悪影響を及ぼす可能性がある。利益相反が生じた場合、投資運用会社はその公正な解決の確保のために努力する。

さらに、利益相反は、投資運用会社およびその関連会社が幅広い事業に従事し、現在および将来においてファンド以外の運用勘定に対して投資運用サービスを提供する（その他の運用勘定または事業の一部に何らかの利害関係を持つことを含む。）という事実から生じることがある。

投資運用会社およびその関連会社は、自らが合理的に必要なであると判断する時間を各ファンドの活動に充てる。投資運用会社およびその関連会社は、かかる活動がファンドと競合する可能性があり、および／または、投資運用会社もしくはその関連会社の多大な時間および資源を必要とする可能性がある場合でも、追加の投資ファンドを設立すること、他の投資顧問関係を締結すること、または、その他の事業活動に従事することを制限されない。これらの活動は、投資運用会社のメンバーならびにその役員および従業員の時間および努力がファンドの事業のみに利用されず、ファンドの事業と投資運用会社が助言するその他の者の金銭の運用との間で配分されるという点において利益相反を引き起こすとみなされる可能性がある。

5【その他】

（１）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に従いその時々に変更される。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当事項なし。

（３）出資の状況

該当事項なし。

（４）訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する１年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）G.A.S.（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

（イ）資本金の額

2021年10月末日現在、480,000米ドル（約5,456万円）

（ロ）事業の内容

G.A.S.（ケイマン）リミテッドは、トラストのような集合的投資スキームの受託者、保管者およびミューチュアル・ファンド管理者として行為する免許をケイマン諸島総督より受けている。受託会社の最終的な親会社は、東京証券取引所に上場されている日本籍の会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。

（2）三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店（「保管会社」）

（イ）資本金の額

三井住友信託銀行株式会社の資本金の額は、2021年10月末日現在、3,420億円である。

（ロ）事業の内容

三井住友信託銀行株式会社は1925年に設立され、銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいる。また、英国において保管業務を行うために英国の当局認可を受けている。

（3）エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（「管理事務代行会社」）

（イ）資本金の額

2021年10月末日現在、400,000ポンド（約6,272万円）および62,500,000ユーロ（約82億9,813万円）

（注）ポンドおよびユーロの円貨換算は、便宜上、2021年10月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ポンド＝156.80円、1ユーロ＝132.77円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

（ロ）事業の内容

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドは、1995年にアイルランドで設立され、その最終的な親会社は、普通株式を東京証券取引所に上場している日本籍の会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。管理事務代行会社は、多くの法域において設定された集合的投資スキームに対し業務を提供している。

（4）フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社（「投資運用会社」）

（イ）資本金の額

2021年10月末日現在、10億円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において投資運用業を営んでいる。

（注）投資運用会社であったレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社は、2021年4月1日付で同社を存続会社とする吸収合併方式で、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併した。当合併に伴い、2021年4月1日をもって、存続会社は「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」に商号変更した。

（5）フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド（「副投資運用会社」）

（イ）資本金の額

2021年10月末日現在、55百万豪ドル（約4,707百万円）

（ロ）事業の内容

オーストラリアにおいて、資産運用業務を行っている。

（注）副投資運用会社は、2021年10月1日付で、「レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド」から「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド」に商号変更した。

（6）SMB C日興証券株式会社（「代行協会員」、「日本における販売会社」）

（イ）資本金の額

2021年10月末日現在、100億円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、SMB C日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、また、複数の外国投資信託証券について、代行協会員業務および日本における販売等の業務を行っている。

2【関係業務の概要】

（1）G.A.S.（ケイマン）リミテッド

G.A.S.（ケイマン）リミテッドは、トラストの受託会社である。受託会社の権利義務は、基本信託証書に記載されている。受託会社は基本信託証書の規定に従い、トラストの運営を監督する。

（2）三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店

三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店は、保管契約の条項に従い、ファンドの資産の保管会社として行為する。

（3）エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドは、ファンドの業務に関連し要求される管理事務代行業務（ファンドの財務記録の維持、ファンドの純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の集計および公表、受益証券の発行、名義書換および買戻しに関する登録事務および名義書換代行業務の提供、販売代金の集金および買戻代金の支払いを含む。）を提供する責任を負う。

（4）フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社は、ファンドの投資運用会社として、投資運用契約に従い、ポートフォリオの運用と決済について指示を与える等の業務を管理会社に提供する。

（5）フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社は、フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッドを副投資運用会社に任命している。投資運用会社が、副投資運用契約に従い、投資運用契約に基づく権限の実質上全てを副投資運用会社に委託している。

（6）SMB C日興証券株式会社

SMB C日興証券株式会社は、日本における受益証券の募集に関し、代行協会員業務および受益証券の販売・買戻業務を行う。

3【資本関係】

該当事項なし。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
- （a）1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
- （b）2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、10,857（2,886のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケ

イマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

（a）投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

（b）投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

（a）銀行および信託会社法または保険法（改正済）に基づく免許を受けた者

（b）住宅金融組合法（改正済）または共済会法（改正済）に基づき登録された者、または

（c）非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した（改正）ミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適切かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

- （a）一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの
- （b）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならず、当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル／100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

- ### 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィード・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから

有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登録上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

- （a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- （b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- （e）ミューチュアル・ファンド法または以下の（i）および（ii）に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
 - （i）ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - （ii）免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
 - （A）会社法（改正済）（以下「会社法」という。）の第17編A
 - （B）有限責任会社法（改正済）の第12編
 - （C）有限責任事業組合法（改正済）の第8編

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類（特に定款）は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 — 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - (vii) 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。

- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約する約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を

支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法（改正済）により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（改正済）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、（免除会社と同様に）別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、

株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。

- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引（ジェネラル・パートナー・ビークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬／プラン・ビークルなどを含む。）において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド（代替投資ビークルを含む。）がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア-オフショアのファンド構造において、オンショア・ビークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるビークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。契約（第三者の権利）法（改正済）により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合

（e）規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合

（f）規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

（a）CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること

（b）会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること

（c）所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと

（d）CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。

（a）ミューチュアル・ファンド法の第4（1）（b）条（管理投資信託）、第4（3）条（登録投資信託）または第4（4）（a）条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと

（b）投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること

（c）投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること

（d）事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること

（e）投資信託の事務を支配する者を選任すること

7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グラントコートに対して、申請することができる。

7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12 第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

7.13 第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

（a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。

（b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。

（c）（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

7.16 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

（a）CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（a）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17（c）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4（1）（b）条（管理投資信託）、第4（3）条（登録投資信託）または第4（4）（a）（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申し立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。

8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。

- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権法に違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合

8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。

- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

- 8.12 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10（e）項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10（d）項または第8.10（e）項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - （c）（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任された者が、
- （a）第8.15項の義務に従わない場合、または
 - （b）満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）CIMAは、第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- （a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - （b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えば秘密情報公開法（改正済）、犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）または薬物濫用法（改正済）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合

- (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関係する場合
- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
- (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
- (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（改正済）

- (a) 契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

- （i）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- （ii）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- （b）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- （c）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- （d）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- （e）事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- （a）販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- （b）一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（改正済）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（改正済）第247条、第248条

- （a）欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- （b）他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- （c）两条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1（1）項、第6.2（g）項、第6.3（i）項および第6.4（e）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）（a）条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。

かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募

集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

(i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

(ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること

(iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること

(iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること

(v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること

(vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること

(vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

(viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5（2）（a）条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を

営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること

- (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
- (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
 - (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（5）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資

顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。

- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（6）項は、本規則第21条（4）項または第21条（5）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。

- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- (ii) マスター・ファンド、フィードアー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）条および第4（6）条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所

- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- (v) 監査人の氏名および住所
- (vi) 下記の（x x ii）、（x x iii）および（x x iv）に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x i) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x ii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x iv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x v) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x vi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x vii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (x viii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
 - (x ix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - (x x) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - (x x i) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
 - (x x ii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
 - (x x iii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
 - (x x iv) 投資顧問会社（下記事項を含む）

- (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所
もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
- (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2020年12月25日	有価証券報告書（第4期）／有価証券届出書
2021年3月31日	半期報告書（第5期中）／有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

別紙

定義集

「口座開設申込書」	各ファンドに関して、当該ファンドの受益証券を購入するための投資家口座の開設用に管理事務代行会社から提供される申込書をいう。
「現実の詐欺」	人に関して、（単なるエクイティ上の詐欺または擬制詐欺ではなく）不誠実な意図に必要とされる行為の基準をいう。
「管理事務代行契約」	トラストおよび各ファンドの管理事務代行者としての管理事務代行会社の選任に関連して受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結される契約をいう。
「管理事務代行会社」	エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド、または随時ファンドの管理事務代行者となるその他の者もしくは機関をいう。
「関連会社」	ある者を直接的または間接的に支配し、支配され、またはその共通の支配下にある法人、会社、パートナーシップその他の事業をいう。 「支配」とは、当該法人、会社、パートナーシップその他の事業の議決権付き持分の50%超の直接的または間接的な所有または支配をいう。
「付属書類」	同書で言及されるファンドに関する、英文目論見書の関連する付属書類をいう。
「ケイマン諸島金融庁」	ケイマン諸島の金融庁をいう。
「監査人」	プライスウォーターハウスクーパース、またはトラストおよび／もしくは関連するファンドの監査人として管理会社により選任されるその他の者もしくは機関をいう。
「営業日」	以下のa) および／またはb) をいう。 a) (i) オーストラリア証券取引所が終日営業しており、かつ、 (ii) ダブリン、ロンドン、メルボルン、シドニーおよび東京のそれぞれにおいて銀行が営業を認められている日 b) 管理会社が随時定めるその他の日
「キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」	「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1) リスク要因 キャッシュ・スウィープ・リスク」の項の定義による。
「キャッシュ・スウィープ・プログラム」	「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1) リスク要因 キャッシュ・スウィープ・リスク」の項の定義による。
「ケイマン諸島ドル」	ケイマン諸島の法定通貨をいう。
「集金口座」	管理事務代行会社によって管理される口座であって、(i) ファンドの投資者からの申込金の受領、ならびに(ii) 受益者に対する買戻代金および／または分配金の支払いに用いられるものをいう。
「集金口座キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティー」	「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 (1) 海外における申込み 手続」の項の定義による。
「集金口座キャッシュ・スウィープ・プログラム」	「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等 (1) 海外における申込み 手続」の項の定義による。

「保管会社」	三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店、または受託会社がファンドに関する保管者として随時選任するその他の機関をいう。
「保管契約」	受託会社と保管会社との間で締結される保管契約をいう。
「データ保護規則」	DPAおよびGDPRをいう。
「DPA」	ケイマン諸島における2017年データ保護法（随時改正される）をいう。
「EEA投資家」	EEA（欧州経済領域）に居住し、または登録事務所を有する個人、会社または法人をいう。
「適格投資家」	各ファンドについて、下記（a）項から（e）項までのいずれにも該当しない者、法人もしくは事業体、および／または特定のファンドに関して、もしくはファンドの特定の受益証券クラスに関して管理会社が随時決定するその他の者、法人もしくは事業体をいう。 （a）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは米国において存続するパートナーシップ、米国の法律に基づき設立されたもしくは米国において存続する法人、信託もしくはその他の事業体、または米国人もしくはかかる米国人のために受益証券を保有しているもしくは保有する予定の者、法人もしくは事業体。 （b）ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を所在地とする者（慈善信託もしくは慈善団体の目的物、または免税会社もしくは非居住者であるケイマン諸島の会社を除く。）。 （c）適用ある法令に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者。 （d）EEA投資家 （e）上記（a）項から（d）項に記載されるいずれかの者、法人または事業体の保管者、名義人または受託者
「金融庁」	日本国の金融庁をいう。
「GDPR」	一般データ保護規則（規則2016／679）により導入されたEUデータ保護制度をいう。
「投資対象」	いずれかの自然人、団体（法人格の有無を問わない。）、投資信託、信託、世界のいずれかの国、州もしくは領域の政府もしくは機関が発行する持分、株式、債券、社債、社債券、ワラント、転換社債、ローン・ストック、ユニット・トラストの受益証券もしくはサブ受益証券、パートナーシップの持分、株式オプションもしくはストック・オプション、先物取引、通貨スワップもしくは金利スワップ、レポ契約およびリバース・レポ契約、譲渡性預金証書、為替手形、約束手形もしくはあらゆる種類の有価証券（派生商品を含む。）、上記の者に対するローン（もしくはローン・パーティシペーション）、ミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームへの参加権（全額もしくは一部払い込み済み、または払い込みが全くなされていないもののいずれも含む。）、またはファンドに関連する英文目論見書補遺に記載される、もしくは受託会社が管理会社と協議の上、随時決定するその他の投資対象もしくはそのデリバティブをいう。

「投資運用会社」	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社、またはファンドの投資運用者として随時選任されるその他の者、企業もしくは会社をいう。
「管理会社」	インターナショナル・マネジメント・サービスズ・リミテッド、または基本信託証書の規定に従い、管理者として選任されるその他の者もしくは機関をいう。
「基本信託証書」	受託会社と管理会社により作成された、トラストを設定する2016年7月29日付基本信託証書（随時修正または追補される。）をいう。
「ミューチュアル・ファンド法」	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）をいう。
「純資産価額」	基本信託証書および英文目論見書に従い算定される、すべての投資対象、現金およびファンドの信託財産に含まれるその他すべての資産の価額から、ファンドの信託財産から適切に支払うことができるか、または払戻しを受けることができる総負債額を差し引いた価額をいう。ファンドの純資産価額は、ファンドの表示通貨建てとする。
「受益証券1口当たり純資産価格」	受益証券に関して、ファンドの純資産価額を、ファンドの計算時における発行済受益証券口数で除した金額（小数点以下第3位を四捨五入する。）をいう。
「OECD」	経済協力開発機構をいう。
「英文目論見書」	トラストに関する2020年3月付英文目論見書（随時修正または追補される。）をいう。
「基準日」	受益者集会に関して、受託会社が決定し、当該受益者集会の招集通知において指定された受益者集会の会日より14日以上前の日をいう。
「買戻日」	毎営業日および／または管理会社が随時定めるその他の日をいう。
「買戻価格」	「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（1）海外における買戻し 買戻価格」の項に従い計算される価格をいう。
「ファンド」	基本信託証書および補遺証書に従い設定されたトラストのファンドであるオーストラリア高配当株ファンドをいう。
「ファンド決議」	（a）当該決議について議決権を有し、当該ファンドの発行済受益証券の純資産価額による単純過半数を有する保有者が書面にて行う決議、または（b）当該ファンドの受益者集会において、本人もしくは代理人により出席し、議決権を有しかつ当該集会においてこれを行使する、当該集会の基準日時点で当該ファンドの発行済受益証券の純資産価額による単純過半数を有する保有者によって可決された決議をいう（かかる決議の可決については、基本信託証書の規定が適用されるものとする。）。
「補遺証書」	受託会社と管理会社により締結されるファンドに関する2016年7月29日付補遺信託証書および2016年8月23日付補遺信託証書をいう。
「トラスト」	ケイマン諸島の法律に基づき基本信託証書により設定されたオープンエンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるオフショア・ストラテジー・ファンドをいい、文脈上認められる場合は、基本信託証書に基づき設定された一または複数のファンドを含むものとする。

「信託財産」	各ファンドに関して、当該ファンドの信託に基づき受託会社が保有する当初の金額100米ドルに加え、（a）当該ファンドの受益証券の発行手取金、ならびに（b）基本信託証書に定めるとおり、当該ファンドの信託に基づき受託会社または受託会社の代理人がその時点において保有する、または保有するとみなされる一切の現金およびその他の財産および資産をいう。当該用語が一般に使用される場合、「信託財産」とは、すべてのファンド全体に言及することができる信託財産をいう。
「信託法」	ケイマン諸島の信託法をいう。
「受託会社」	G. A. S.（ケイマン）リミテッド、または基本信託証書の規定に従い、受託者として選任されるその他の者もしくは機関をいう。
「受益証券」	ファンドの信託財産に対する受益権を分割した不可分の均等な持分をいい、文脈に応じて、ファンドのクラスまたはシリーズの受益証券をいう。
「受益者」	その時点における受益証券の登録保有者（共同で登録されている者を含む。）をいう。
「受益者決議」	（a）各受益者が、すべてのファンドの純資産価額の合計に対する、当該受益者が保有するすべてのファンドの受益証券の純資産価額の合計の割合に応じて按分して計算された数の議決権を得ていることを前提として、すべてのファンドの発行済受益証券の純資産価額による過半数を有する保有者によって書面にて同意された決議、または（b）（基本信託証書の規定に従い招集および開催された）受益者総会において、本人もしくは代理人により出席する、当該総会の基準日時点ですべてのファンドの発行済受益証券の純資産価額による過半数を有する保有者によって可決された決議をいう。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいう。
「米ドル」 および 「ドル」	米国の法定通貨をいう。
「米国人」	1933年米国証券法に基づくレギュレーションSに定義される「米国人」に該当する者（定義は随時修正される。）、または受託会社が管理会社と協議の上、随時定めるその他の者をいう。
「評価日」	各営業日および／または管理会社が随時定めるその他の日をいう。
「評価時点」	各評価日におけるシドニーの市場の終了時点、および外国為替レートに関しては各評価日の午前10時（ロンドン時間）における外国為替レート（管理会社が管理事務代行会社と協議の上で決定する情報源から取得したもの）、ならびに／またはいずれの場合も、管理会社が随時定めるその他の日のその他の時点をいう。
「価額」	英文目論見書の規定に従い決定される、ファンドの信託財産の資産の価格をいう。
「代行協会員」	ファンドの代行協会員であるSMBC日興証券株式会社をいう。
「代行協会員契約」	管理会社と代行協会員の間で締結される代行協会員契約をいう。
「申込書」	英文目論見書付属書類1に添付される、または受託会社が承認するその他の書式による、受益証券または（適切な場合には）追加の受益証券の申込書をいう。
「豪ドル」 または 「オーストラリア・ドル」	オーストラリア連邦の法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。

「豪ドルクラス受益証券」	豪ドルクラス受益証券に指定されたオーストラリア・ドル建ての受益証券をいう。
「販売契約」	管理会社と販売会社との間で締結される受益証券販売・買戻契約をいう。
「分配支払日」	分配基準日の後4営業日目の日および／または管理会社が受益証券のクラスに関して定めるその他の日をいう。
「分配基準日」	毎年6月の最終営業日および／または管理会社が定めるその他の日をいう。
「販売会社」	SMBC日興証券株式会社および／または受益証券の販売者として管理会社によって随時選任されるその他の者をいう。
「投資運用契約」	ファンドの投資運用者としての投資運用会社の選任に関連して管理会社と投資運用会社との間で締結される投資運用契約をいう。
「日証協」	日本証券業協会をいう。
「受益者名簿」	基本信託証書の条項に従い保管が義務付けられた受益者の名簿をいう。
「REIT」	不動産投資信託（その法的形態を問わない。）をいう。
「買戻請求」	英文目論見書付属書類1に添付される、または受託会社が承認するその他の書式による買戻請求書をいう。
「副投資運用契約」	ファンドの副投資運用者としての副投資運用会社の選任に関連して投資運用会社と副投資運用会社との間で締結される副投資運用契約をいう。
「副投資運用会社」	フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド、またはファンドの副投資運用者として随時選任されるその他の者、企業もしくは会社をいう。
「買付日」	各営業日および／または管理会社が随時定めるその他の日をいう。
「米国GAAP」	米国で一般に認められた会計原則をいう。

独立監査人報告書

オーストラリア高配当株ファンドの受託会社としてのG.A.S.（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、財務書類は、米国で一般に認められた会計原則に準拠して、オーストラリア高配当株ファンド（オフショア・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンド）（以下「ファンド」という。）の2021年6月30日現在の財務状態、ならびに同日終了年度の運用実績、純資産の変動、キャッシュ・フローおよび財務ハイライトについて、すべての重要な点について公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2021年6月30日現在の貸借対照表
- ・ 2021年6月30日現在の投資有価証券明細表
- ・ 同日終了年度の損益計算書
- ・ 同日終了年度の純資産変動計算書
- ・ 同日終了年度のキャッシュ・フロー計算書
- ・ 同日終了年度の財務ハイライト
- ・ 重要な会計方針およびその他の説明情報を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は、国際会計士倫理基準審議会により公表されている職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、IESBA規程に準拠して、他の我々の倫理的な義務も果たしている。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国で一般に認められた会計原則に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は財務書類が発行または発行可能となった日から1年以内に、ファンドが継続企業として存続する能力に関して実質的な疑義を生じさせる状況および事象があるかどうかを全体的に考慮して評価し、それが適用される場合は、ファンドによって清算会計基準が使用される場合を除き、当該評価に関する事象を開示する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

ISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の情報

我々の監査意見を含む当報告書は、我々の委任契約書の条項に従ってファンドの受託会社としてのG.A.S.（ケイマン）リミテッドのためにのみ作成されており、他のいかなる目的のためにも作成されていない。当該意見の表明に当たり、我々は、我々が事前に書面により明確に同意した場合を除いて、他のいかなる目的に対しても、または当報告書を見るもしくは入手する可能性のあるいかなる者に対しても責任を負うものではない。

プライスウォーターハウスクーパース

2021年12月1日

Independent auditor's report

To G.A.S. (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Australian High Dividend Equity Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Australian High Dividend Equity Fund (a series - trust of Offshore Strategy Fund) (the Fund) as at June 30, 2021, and the results of its operations, changes in its net assets, its cash flows and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise :

- the statement of assets and liabilities as at June 30, 2021;
- the schedule of investments as at June 30, 2021;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended;
- the statement of cash flows for the year then ended;
- the financial highlights for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for evaluating whether there are conditions and events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern within one year after the date that the financial statements are issued, or available to be issued, and disclosing, as applicable, matters related to this evaluation unless the liquidation basis of accounting is being used by the Fund.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also :

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for G.A.S. (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Fund in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers
December 1, 2021

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

インターナショナル・マネジメント・サービスズ・リミテッドの取締役宛て**独立監査人の報告書****監査意見**

我々は、インターナショナル・マネジメント・サービス・リミテッド（以下「当社」という。）の添付の連結財務諸表の監査を行った。連結財務諸表は、2020年12月31日現在の連結財政状態計算書ならびに同日をもって終了する事業年度の連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結キャッシュフロー計算書ならびに連結財務諸表に対する注記で構成される。当該連結財務諸表は、本書に記載される会計方針のもとで作成されている。

我々の意見では、添付の連結財務諸表は、すべての重要な点において、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従い、2020年12月31日現在の当社の財政状態および同日をもって終了する事業年度の財務実績およびキャッシュフローを適正に表示している。

監査意見を含む本報告書は、全体としての当社の取締役および規制当局への報告目的のためにのみ作成されている。意見を述べるにあたり、我々が事前に同意書で明示的に同意している場合を除き、我々は、その他の目的に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

意見の基礎

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。かかる基準に基づく我々の責任は、本報告書の「連結財務諸表の監査における監査人の責任」の項に詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会（IESBA）職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従い当社から独立した立場にあり、IESBA規程に従いその他の倫理的責任を果たしてきた。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見の基礎を提供する目的において十分かつ適切であると考えている。

連結財務諸表に対する経営陣およびガバナンスに責任を負う者の責任

経営陣は、IFRSに従い連結財務諸表を作成し適正に表示する責任、および、不正または誤謬による重大な虚偽表示のない連結財務諸表の作成を可能にするために経営陣が必要と考える内部統制に対する責任を有する。

連結財務諸表の作成において、経営陣は当社の継続企業の前提を評価し、適切な場合は継続企業に関する事項を開示し、また、経営陣が当社の清算または営業の停止を企図する場合もしくはそうする以外に現実的に代替案がない場合でない限り継続企業の前提に基づく会計基準を適用する責任がある。

ガバナンスに責任を負う者は、当社の財務報告手順を監督する責任を負う。

連結財務諸表の監査における監査人の責任

我々の目的は、連結財務諸表に全体として不正または誤謬による重大な虚偽表示が含まれていないかについて合理的な保証を得ることであり、我々の意見を記載した監査報告書を発行することである。合理的な保証とは高度な保証のことをいうが、重大な虚偽表示が存在する場合に、ISAに準拠して実施される監査によりかかる虚偽表示が常に発見されることを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じる可能性があり、当該虚偽表示が単独でまたは全体として当該連結財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想しうる場合に、当該虚偽表示は重大なものと判断される。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は職業専門家として判断を下し、監査の実施中に職業専門家としての懐疑心を保持する。我々はまた以下を行う。

- ・ 連結財務諸表における不正または誤謬による重大な虚偽表示に関するリスクの識別および評価、それらのリスクに対応する監査手続の立案および実施、ならびに我々の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠の入手。不正による虚偽表示を見落とすリスクは、不正が共謀、偽造、故意の脱漏、詐称または内部統制の無視に関連しているため、誤謬による虚偽表示を見落とすリスクよりも高い。
- ・ 当社の内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではなく、状況に応じた適切な監査手続を立案するための、監査に関する内部統制の理解。
- ・ 使用された会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積および関連する開示の合理性の評価。
- ・ 経営陣が継続企業の前提に基づく会計基準を適用することの妥当性ならびに入手した監査証拠に基づき、当社の継続性に重要な疑義を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性が存在するかどうかの判断。重大な不確実性が存在すると我々が判断した場合、我々は監査報告書において、連結財務諸表中の関連する開示について注意喚起を行うことが要求されており、かかる開示が不適切である場合、我々の意見を変更することが要求されている。我々の判断は、監査報告書の日付現在までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、当社が継続企業の前提を維持できなくなる可能性がある。
- ・ 開示事項を含む連結財務諸表の全般的な表示、構成および内容ならびに連結財務諸表において前提となる取引および事象が公正表示を達成できる方法により記載されているかどうかの評価。

我々は、とりわけ計画された監査の範囲および時期について、ならびに我々の監査において認められた内部統制の重大な欠陥を含む重要な監査所見について、ガバナンスに責任を負う者に報告する。

グラントソントン
ジョージタウン
グランド・ケイマン
2021年3月25日

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Directors of International Management Services Ltd.

Opinion

We have audited the consolidated financial statements of International Management Services Ltd. (the “Company”), which comprise the consolidated statement of financial position as at December 31, 2020, and the related consolidated statements of comprehensive income, changes in shareholders' equity and cash flows for the year then ended, and notes to the consolidated financial statements. These consolidated financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

In our opinion, the accompanying consolidated financial statements present fairly, in all material respects the financial position of the Company as at December 31, 2020, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards (“IFRS”).

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Company's Directors as a body and for regulatory filing purposes only. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISA”). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's Responsibilities for the Audit of the Consolidated Financial Statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Consolidated Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the consolidated financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the consolidated financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Consolidated Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISA will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these consolidated financial statements.

As part of an audit in accordance with ISA, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the consolidated financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the consolidated financial statements, including the disclosures, and whether the consolidated financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Grant Thornton
George Town,
Grand Cayman
March 25, 2021

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

独立監査人報告書

オーストラリア高配当株ファンドの受託会社としてのG.A.S.（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、財務書類は、米国で一般に認められた会計原則に準拠して、オーストラリア高配当株ファンド（オフショア・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンド）（以下「ファンド」という。）の2020年6月30日現在の財務状態、ならびに同日終了年度の運用実績、純資産の変動、キャッシュ・フローおよび財務ハイライトについて、すべての重要な点について公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2020年6月30日現在の貸借対照表
- ・ 2020年6月30日現在の投資有価証券明細表
- ・ 同日終了年度の損益計算書
- ・ 同日終了年度の純資産変動計算書
- ・ 同日終了年度のキャッシュ・フロー計算書
- ・ 同日終了年度の財務ハイライト
- ・ 重要な会計方針およびその他の説明情報を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は、国際会計士倫理基準審議会により公表されている職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、IESBA規程に準拠して、他の我々の倫理的な義務も果たしている。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国で一般に認められた会計原則に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は財務書類が発行または発行可能となった日から1年以内に、ファンドが継続企業として存続する能力に関して実質的な疑義を生じさせる状況および事象があるかどうかを全体的に考慮して評価し、それが適用される場合は、ファンドによって清算会計基準が使用される場合を除き、当該評価に関する事象を開示する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

ISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の情報

我々の監査意見を含む当報告書は、我々の委任契約書の条項に従ってファンドの受託会社としてのG.A.S.（ケイマン）リミテッドのためにのみ作成されており、他のいかなる目的のためにも作成されていない。当該意見の表明に当たり、我々は、我々が事前に書面により明確に同意した場合を除いて、他のいかなる目的に対しても、または当報告書を見るもしくは入手する可能性のあるいかなる者に対しても責任を負うものではない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2020年12月1日

Independent Auditor's Report

To G.A.S. (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Australian High Dividend Equity Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Australian High Dividend Equity Fund (a series trust of Offshore Strategy Fund) (the Fund) as at June 30, 2020, and the results of its operations, changes in its net assets, its cash flows and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise :

- the statement of assets and liabilities as at June 30, 2020;
- the schedule of investments as at June 30, 2020;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended;
- the statement of cash flows for the year then ended;
- the financial highlights for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for evaluating whether there are conditions and events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern within one year after the date that the financial statements are issued, or available to be issued, and disclosing, as applicable, matters related to this evaluation unless the liquidation basis of accounting is being used by the Fund.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also :

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for G.A.S. (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Fund in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

Cayman Islands

December 1, 2020

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。